和歌山県国土強靱化計画

平成２７年９月
（令和２年３月改定）
（令和７年３月改定）

和歌山県

目次

第１章 強靱化の基本的な考え方 1

Ⅰ．計画策定の趣旨 1

Ⅱ．基本姿勢 2

Ⅲ．計画の推進期間と不断の見直し 3

第２章 脅威となる自然災害 4

Ⅰ．地震・津波 4

Ⅱ．水害・土砂災害 5

第３章 強靱化の推進 6

Ⅰ．災害による犠牲者ゼロの実現 6

１．津波への備え 6

（１） 基本的な津波対策 7

（２） 津波避難困難地域の解消 15

２．地震への備え 20

（１） 建築物の倒壊等への備え 21

（２） 地震に起因する火災等への備え 24

３．風水害等への備え 25

（１） 水害から命を守る対策 25

（２） 土砂災害から命を守る対策 31

Ⅱ．発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保 35

１．災害応急体制の整備 35

（１） 救助・救援体制の充実強化 35

（２） 必要な救援物資の確保 38

（３） 避難者の安心確保 39

（４） ライフライン等の機能確保 41

２．救助・救援に資するルートの確保 44

（１） 道路ネットワークの確保 45

（２） 緊急輸送道路等の通行確保 47

（３） 空港・港湾の機能確保 49
３．行政の災害対応能力強化 51
（１） 災害対策を確実に推進できる体制の構築 51
４．地域の防災体制づくり 57
（１） 地域の防災力強化 57
（２） 防災教育の徹底 59
Ⅲ．県民生活の再建と産業の復興 61
１．迅速な復旧・復興の実現に向けた取組 61
（１） 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保 61
２．迅速な産業活動の再開に向けた取組 65
（１） 経済基盤の機能維持 65
（２） 産業の持続性強化 68
第４章 強くしなやかな国づくりに向けて 73
Ⅰ．国土のリダンダンシー確保 73
１．リニア中央新幹線等の早期整備 73
２．関空・紀淡・四国高速交通インフラの早期実現 73
３．双眼型の社会構造の実現 74
Ⅱ．次世代につなぐ防災教育の推進 75
１．防災教育の充実 75
２．防災文化の醸成 76
＜参考資料１ 「３連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定＞ 78
＜参考資料２ 脆弱性評価＞ 79
＜参考資料３ 計画の進捗状況＞ 114

第１章 強靭化の基本的な考え方

Ⅰ．計画策定の趣旨

本県は、地形的・気象的な特性ゆえに、度重なる災害を経験し、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被ってきた。南海トラフ沿いの３つの領域（東海・東南海・南海）を震源とする地震は、約90 年から150 年周期で繰り返し発生しており、また、毎年のように台風や豪雨による水害や土砂災害が発生している災害の多発地帯である。

本県では、「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」により防災・減災対策に取り組んできたが、平成23年３月に南海トラフと同じ海溝型地震による東日本大震災が発生したことを受け、平成23年４月から、従来の防災・減災対策を一から見直す点検を行った。また、同年９月には紀伊半島大水害（平成23年台風第12号による災害）が発生し、死者56名、行方不明者５名、全壊・半壊・一部損壊・床上浸水などの家屋被害が7,933棟と甚大な被害を受けたため、顕在化した課題について同様に対策の検討を行い、目標や個別計画を設定した防災・減災対策の総点検をまとめ、すぐにできる対策から速やかに実施してきたところである。

さらに、平成26 年10 月には、平成25 年３月に公表した新たな津波浸水想定を基に、津波による犠牲者ゼロを目指して、津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（以下「津波避難困難地域」という。）を抽出し、解消のための具体的な対策を取りまとめた「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」を策定した。

一方、国においては、平成25 年12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が公布・施行され、平成26 年６月には国土強靭化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」が策定された。

本県は、このような国の動きに合わせて脆弱性評価を行いながら、これまで取り組んで来た施策を再点検し、中長期に取り組むべき施策やその指標・目標を盛り込んだ「和歌山県国土強靭化計画」（以下「本計画」という。）を策定し、『何よりも守らなければならないのは人命である。』を基本姿勢としながら、全国トップレベルの防災・減災対策を実施してきた。

しかしながら、近年、全国的に自然災害が頻発・激甚化し、これまでに経験したことがない被害が発生したことから、国において、それらの災害から得られた教訓に加え、社会情勢の変化等も反映し、平成30年12月に「国土強靭化基本計画」が見直され、国土強靭化の取組が加速化・深化されている。

そして、本県においても、同様に台風や局地的豪雨による被害が頻発しており、また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策が引き続き喫緊の課題であるため、近年の災害から得られた教訓を踏まえ、今後新たに展開すべき施策等を盛り込んだ計画に改定し、本県における国土強靭化をさらに推進していくこととする。

Ⅱ．基本姿勢

災害による様々な事態が想定される中、限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めるには、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせるとともに、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。物的被害は元に戻すことは出来ても、失われた尊い命は永久に戻ることはない。『何よりも守らなければならないのは人命』であり、本県は以下の基本姿勢で強靭化を実施する。

１　災害による犠牲者ゼロの実現

本県は、災害による犠牲者ゼロを実現するための避難対策を最優先で実行する。

特に、南海トラフの地震は、東海・東南海・南海３連動地震（以下「3 連動地震」という。）で約１万９千人、南海トラフ巨大地震で約９万人という死者数が想定されており、本県にとって最大の危機である。もっとも多くの死者が発生すると想定される津波に対しては、津波対策の基本である「すぐに逃げる」ことが可能となるよう、避難場所安全レベルの設定や和歌山県津波予測システムを活用した予報の伝達、一人ひとりの避難計画の作成などのソフト対策と、避難路の整備、河川・港湾・漁港・海岸の堤防強化などのハード整備により、命を守る対策を早急に行っていく。

また、地震に対しては、住宅の耐震化や家具の固定を促進するとともに、ブロック塀の安全対策や緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化についても強化を図っていく。

そして、風水害等に対しては、紀伊半島大水害により甚大な被害を受けた教訓から、市町村の避難情報の判断基準の見直しや和歌山県気象予測システムによる降水予測情報の提供に取り組んできたところであり、中小河川の浸水対策、土砂災害対策なども着実に推進していく。

さらに、それらの様々な災害からの避難を促すため、「和歌山県防災ナビ」アプリをはじめとした情報ツールを活用することで、災害による犠牲者ゼロの実現を目指していく。

２　発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保

災害発生時の人命救助は、72 時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われている。大規模災害が発生した場合、広い範囲で多数の被災者の発生が想定されることから、長期停電への対応、災害時燃料の安定供給及び病院の事業継続計画の策定等により、救助・救援、医療活動等をより迅速に行える応急体制の強化に取り組むとともに、必要な物資、避難者の安心及びライフライン機能の確保を行っていく。

また、津波による甚大な被害が想定される本県南部の沿岸地域へのルートは、近畿自動車道紀勢線の全線事業化が決定され、早期整備を促進しているものの、現状では国道 42 号に限られている地域があり、国道 42 号が分断された場合を想定した道路ネットワークの代替性確保や、空路・海路のルート確保に取り組んでいく。

さらに、防災ヘリコプターの運航体制の強化やドローンの活用等、行政機関の災害対応能力を強化するとともに、関係機関と連携した実践的な訓練などを実施し、自分の身は自分で守るという「自助」と、お互いに助け合って守るという「共助」を基本とした地域防災力の強化に取り組んでいく。

３　県民生活の再建と産業の復興

被災した地域の復旧・復興が遅れると避難所生活が長くなることで身体的精神的負担が増すことから県民も生活を再建する気力を失ってしまう。そのまま放っておくと企業活動の停止や企業の県外移転などを招き、被災地から労働人口が流出することになり、地域経済が停滞し、地域の活力が失われてしまう。

県民生活を迅速に再建するため、既に体制を構築している被害を受けた住家被害の認定や大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に処理するための支援体制等を効果的に運用できるよう準備するとともに、本格復興にすぐに着手できるよう、市町村における復興計画の事前策定を促進するなど、事前準備に万全を期す。

さらに、長期間に及ぶ経済活動の停滞は県民生活にも大きな影響があることから、道路、港湾等の物流ネットワークの機能維持や、農産物、水産物の生産・物流を維持できる体制整備に取り組むとともに、県内企業の事業継続計画の策定や持続性の確保を促進するなど、地域経済を支える産業が迅速に再開・回復できる体制づくりを進めていく。

Ⅲ．計画の推進期間と不断の見直し

本計画は、強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、令和２（2020）年度～令和７（2025）年度を推進期間とする。

なお、毎年度の施策の進捗状況の管理を行うとともに、今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

また、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等に対応するため、本計画に記載する施策に係る具体的な事業については、必要に応じて、別途、定めることとする。

第２章 脅威となる自然災害

Ⅰ．地震・津波

南海トラフ沿いの３つの領域（東海・東南海・南海）では、これまでも約 90 年から 150 年周期で繰り返し津波をともなう地震が発生しており、紀伊半島は南海トラフの震源域が近いため、津波により大きな被害を受けている。

文部科学省によると、南海トラフの地震は今後 30 年以内に 80%程度の確率で発生すると評価されている（令和７年１月 15 日文部科学省地震調査研究推進本部公表）。

南海トラフの地震

・３連動地震

南海トラフ沿いの３つの地震（東海・東南海・南海）が同時に起こること。国が宝永地震、安政地震など実際に発生した地震を基に想定したもので、特に大きな被害が想定。

・南海トラフ巨大地震

東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震。実際に発生したことを示す記録は見つかっておらず、発生頻度は極めて低いが、仮に発生すれば極めて甚大な被害が想定。

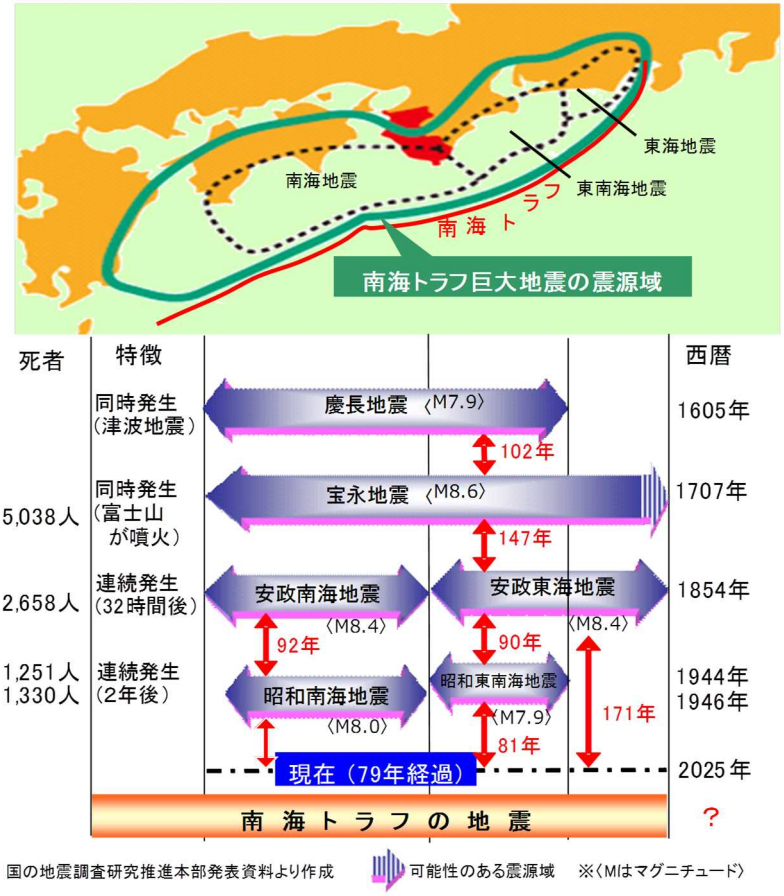

Ⅱ．水害・土砂災害

日本有数の多雨地域であるとともに、急峻な地形が多く、各河川の河口に広がる堆積低地を中心に市街地が発達しているため、集中豪雨・台風による浸水被害・土砂災害が頻繁に発生している。

過去には、死者1,247人となった明治22年8月の大洪水をはじめ、死者及び行方不明者1,046人となった昭和28年7月18日の水害など死者を伴う甚大な被害をもたらした記録的な災害が発生しており、近年も紀伊半島大水害により死者56名、行方不明者5名、家屋被害7,933棟という甚大な被害が発生した。

■紀伊半島大水害による県内の被害状況

8/30～9/4の5日間の解析雨量（約2,000mm）は、県の年間降水量とほぼ同じ。

〈県年間降水量〉
紀北地域　1,500～2,000mm
紀南平地　2,000mm
紀南山地　2,500mm

○人的被害の状況（人）

死　者	行方不明者
56	5

○家屋被害の状況（棟）

（住家）				
全　壊	半壊・一部破損	床　上浸　水	床　下浸　水	合計
240	1,838	2,706	3,149	7,933

（非住家）
全壊・半壊
532

・道路通行止め・・・180箇所
・河川被害・・・31水系、約1,000箇所

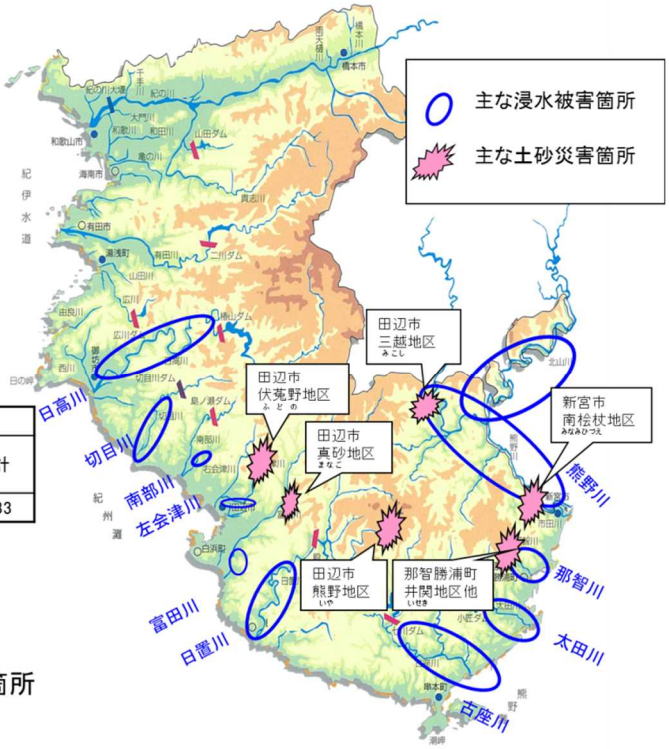

被害状況（那智勝浦町）

被害状況

（新宮市：熊野大橋）

被害状況

（国道168号）

第３章 強靭化の推進

I.災害による犠牲者ゼロの実現

１.津波への備え

〈現状・課題〉

本県にとっての最大の危機は南海トラフの地震によって引き起こされる大規模津波である。紀伊半島は南海トラフの震源域に近く、津波の到達が早いため、津波避難困難地域が存在している。

また、津波から逃げ切ることができる地域においても、津波情報が迅速に伝わらなかったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こると、逃げ遅れてしまう懸念がある。

【３連動地震及び南海トラフ巨大地震の最大津波高、到達時間】

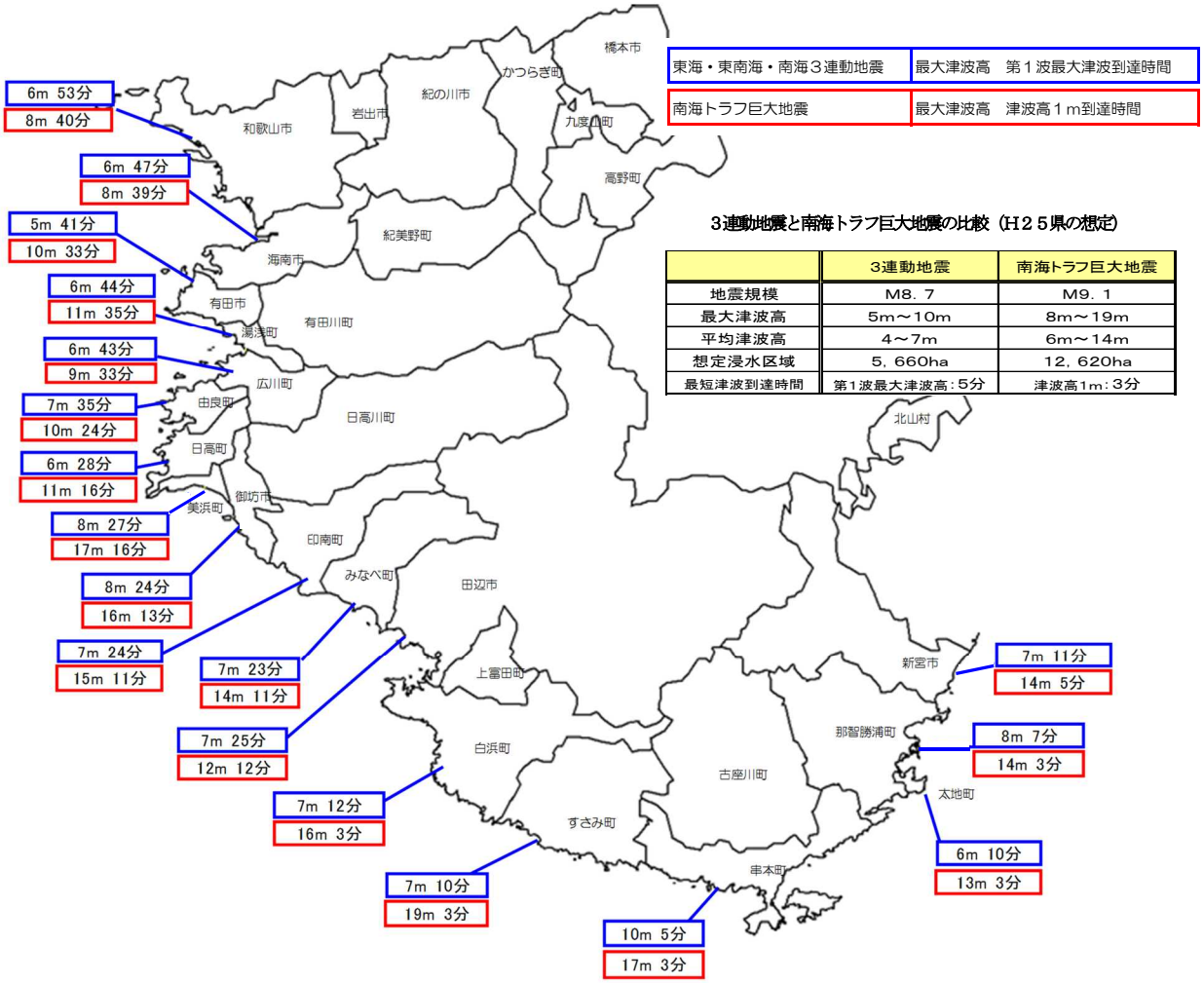

３連動地震と南海トラフ巨大地震の比較（H２５県の想定）

	３連動地震	南海トラフ巨大地震
地震規模	M8．７	M9．１
最大津波高	5m～10m	8m～19m
平均津波高	4～7m	6m～14m
想定浸水区域	5，660ha	12，620ha
最短津波到達時間	第１波最大津波高：５分	津波高1m：３分

（1）基本的な津波対策

〈実施方針〉

- 津波対策の基本は「すぐに逃げること」である。津波情報の迅速な伝達体制を構築するとともに、訓練等により安全な避難場所への早期避難を徹底する。
- 津波から逃げ切ることができる地域についても、河川、港湾・漁港の既存施設の嵩上げや避難路、避難施設の整備など津波から確実に逃げるために必要なハード整備を行う。

〈具体的な施策〉

ア．津波避難に対する考え方の抜本的な見直し

○ 住民がどのような場所に逃げるべきかを各自判断できるよう、津波避難場所の安全レベルを設定し、時間的に余裕がある場合はより高くより離れた安全な場所へ避難することを引き続き徹底する。

○ 災害時の避難場所や避難経路について家族との話し合いを行い、予め決めておくため、避難カードの作成・配布を継続して実施する。

○ 避難情報の発令を的確かつ迅速に行い、住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難情報の発令基準（津波災害に係るもの）の見直しを引き続き徹底する。

○ かけがえのない命を守るため、津波到達時間などを考慮し、津波避難ビルの指定や避難路・避難施設の整備を引き続き支援するとともに、津波避難困難地域内に津波避難ビル機能を有する県営住宅を整備する。

○ 地震により倒壊した建築物等が避難を妨げず、安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成 24 年和歌山県条例第 45 号）」に基づく特定避難路の指定を促進する。

■津波避難場所の安全レベル設定　2011 年 7 月～

緊急避難場所レベル3（☆☆☆）	浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定
緊急避難場所レベル2（☆☆）	浸水予想近接地域に、緊急避難場所（レベル3）へ避難する余裕が無いときの緊急避難場所として指定
緊急避難場所レベル1（☆）	浸水の危険性がある地域に、時間的に緊急避難場所（レベル2、3）に避難する余裕がない場合に対応するために緊急避難場所として指定

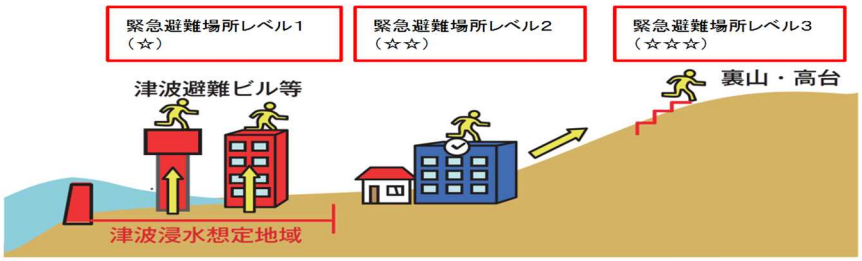

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
安全レベルを設定した津波避難場所数	1,947箇所	随時、指定・整備	市町
市町村において避難情報の発令基準（津波災害に係るもの）を随時見直し	19市町	随時	市町
津波避難ビルの指定数	316棟	随時、指定	市町
避難路の整備箇所数	1,007箇所	随時、整備	市町、 国、県
津波避難タワー整備箇所数	36箇所	随時、整備	市町
津波避難ビル機能を有する県営住宅の整備	工事中	- （2024年完成）	県 串本町
特定避難路の提案を市町村に働きかけ	19市町	維持	県

イ．迅速な避難を促す津波情報の伝達

- ○ 津波の規模や到達予測を県がいち早く把握し、避難のための情報を住民に提供する和歌山県津波予測システムによる津波予報を県内沿岸全域で実施する。
- ○ 緊急の避難が必要なエリアにいる住民に、津波情報等を迅速に伝達するため、エリアメール（ＮＴＴドコモ）や緊急速報メール（ａｕ、ソフトバンク、楽天モバイル）による緊急情報の発信を継続する。
- ○ 地震・津波の警報、注意報や避難情報等の情報を通知する「和歌山県防災ナビ」アプリや「防災わかやま Ｘ」による情報提供を行うとともに、「防災わかやまメール配信サービス」での情報配信を継続する。
- ○ 災害発生時の的確な避難を促進するため、ヤフーサービス上の県内避難場所情報を最新情報に更新し提供するとともに、災害発生時に現在地から最短ルートにより避難場所までの誘導を可能とする「和歌山県防災ナビ」アプリの活用を促進する。
- ○ どこにいても地震・津波の情報を受信できるよう、携帯電話の不感世帯解消を一層促進する。
- ○ 双方向通信やデータ通信等により迅速で分かりやすい情報伝達を可能にするため、防災行政無線のデジタル方式への改修・更新を一層促進する。
- ○ ラジオの難聴取世帯の解消に向けた取組を引き続き実施する。
- ○ 情報伝達手段を多重化するため、AM放送の難聴エリアを補完するＦＭラジオ中継局を活用し、ラジオ難聴取世帯への対策を行う。
- ○ 災害時の情報伝達手段の強化のために臨時災害放送局の開設を希望する市町村を支援するため、県と近畿総合通信局及び県内市町村間において、臨時災害放送局に係る情報の共有を強化する。

○ 情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の受信や安否確認等への準天頂衛星の利用に向け、内閣府と連携した運用実証を引き続き実施する。

○ 公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の整備等により、災害情報の提供手段を確保し、情報伝達体制の強化を図る。

■和歌山県津波予測システムによる情報伝達

2015 年 4 月～

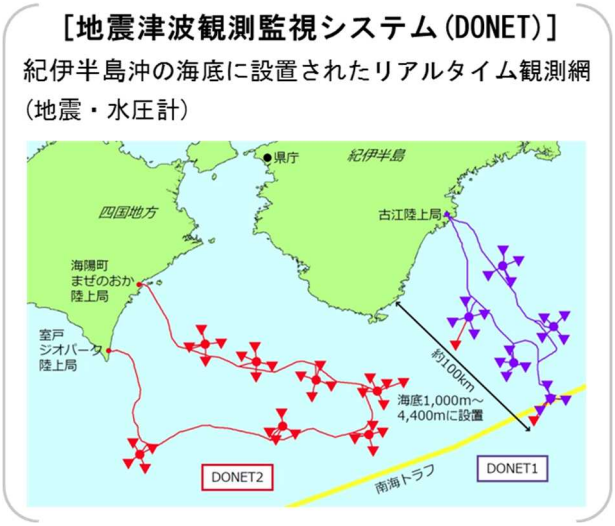

■「和歌山県防災ナビ」アプリ

2018年5月～

災害発生時の的確な避難を促進するため、避難に役立つ様々な機能を搭載。避難場所検索の他、家族の居場所確認や避難トレーニングなどもできる。また、2023年5月に防災備蓄計算機能を追加した。

指標	現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
和歌山県津波予測システムによる県内沿岸の津波予測地点（98箇所）	98箇所	維持	県
エリアメール、緊急速報メールによる情報提供	実施中	継続	県 通信事業者
「和歌山県防災ナビ」アプリ登録者数	76,946人	500,000人	県
防災わかやま Xのフォロワー数	7,658人	10,000人	県
防災わかやまメール配信サービスによる情報提供	実施中	継続	県
ヤフーサービスによる県内避難先情報の提供	実施中	継続	県 通信事業者

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
携帯電話の不感世帯数	76世帯	維持	通信事業者
デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村	28市町村	30市町村	市町村
FMラジオ中継局整備箇所	6箇所	維持	県
防災等に資するWi-Fi環境の整備	448箇所	維持	県、市町村、第三セクター

ウ. 早期避難の徹底

- ○ 津波による犠牲者をゼロとするため、住民一人ひとりの避難計画を作成し、自主防災組織での取組や避難訓練等に活用する。
- ○ 住民一人ひとりが避難経路と避難場所を決め、地域で避難計画を作成していくためのワークショップを開催する。
- ○ 災害時の避難場所や避難経路について家族との話し合いを行い、予め決めておくため、避難カードの作成・配布を継続して実施する。〔再掲〕
- ○ 住民が積極的に津波避難訓練に参加できるよう、11 月 5 日の「世界津波の日」に合わせて県下一斉津波避難訓練等を実施する。
- ○ 円滑に避難を行えるよう、住宅の耐震化、家具固定、夜間照明の確保などの対策を一層促進する。
- ○ 観光客等、周辺に土地勘のない者も早期に避難できるよう、看板設置や「和歌山県防災ナビ」アプリの提供などにより避難場所や避難経路を表示する取組を一層促進する。
- ○ 高齢者、障害者など、災害時に安全な場所への避難に支援を要する方々の把握と必要な支援体制を整備する市町村を支援する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成	8市町	沿岸19市町	市町
避難対策ワークショップ開催数	80回	90回 （風水害・土砂災害:30市町村、津波：沿岸19市町）	市町村
沿岸19市町における津波避難訓練の実施 （沿岸市町以外でも地震避難訓練等を実施）	実施中	継続	市町村
耐震性を有する住宅の割合	83% （2020年度）	100% （2026年度）	住民
家具固定率	53.4%	70%	住民
避難支援プラン（個別計画）の作成市町村	30市町村	維持	市町村

エ. 河川、港湾施設等の整備

- ○ 15 市町（3 河川、6 港湾、10 漁港）について、河川・港湾・漁港の既存施設の嵩上げ、堤防の拡幅等の対策を優先的に実施する。
- ○ 地震後においても、その機能を保持するよう、水門・樋門の耐震化を引き続き実施する。また、水門・樋門及び陸閘の操作従事者の安全を確保するため、河川においては、水門・樋門の自動化又は遠隔操作化を引き続き実施するとともに、海岸でも新たに陸閘の電動化を実施する。
- ○ 海岸保全施設には築造後相当の年月が経過しているものが多く機能低下が進行していることから、老朽化対策を実施し施設の長寿命化を図る。
- ○ 津波により漂流し、家屋、建物等の損壊などを生じさせる原因となるプレジャーボートの移動・撤去を引き続き実施する。

■堤防の強化整備

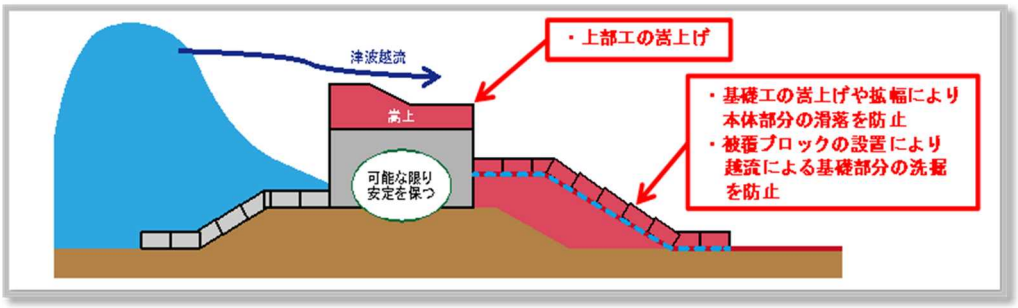

指標		現状 (2023年度)	目標 (2025年度)	実施主体
港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率 (6港湾、10漁港)		74%	85%	県
河川管理施設の津波対策整備率(3河川)		45%	55%	県
河川における水門・樋門の耐震化及び自動化又は遠隔操作化の整備率(15施設)		87%	93%	県
津屋川ポンプ場(水門)の耐震化		実施中	完了 (2027年度)	県
海岸保全施設の老朽化対策率(198施設)		30%	35%	県
プレジャーボート収容率	港湾	82%	100% (2026年度)	県
	漁港	100%	維持	県

オ. 市町による津波対策の促進

○ かけがえのない命を守るため、津波到達時間などを考慮し、津波避難ビルの指定や避難路・避難施設の整備を引き続き支援する。

○ 人命を救うとともに経済の被害を抑え、早期の復旧・復興につなげるため、公共施設等（庁舎、消防本部、幼稚園、学校、福祉施設、病院等）の高台移転を支援する。

■避難路の整備件数（累計）

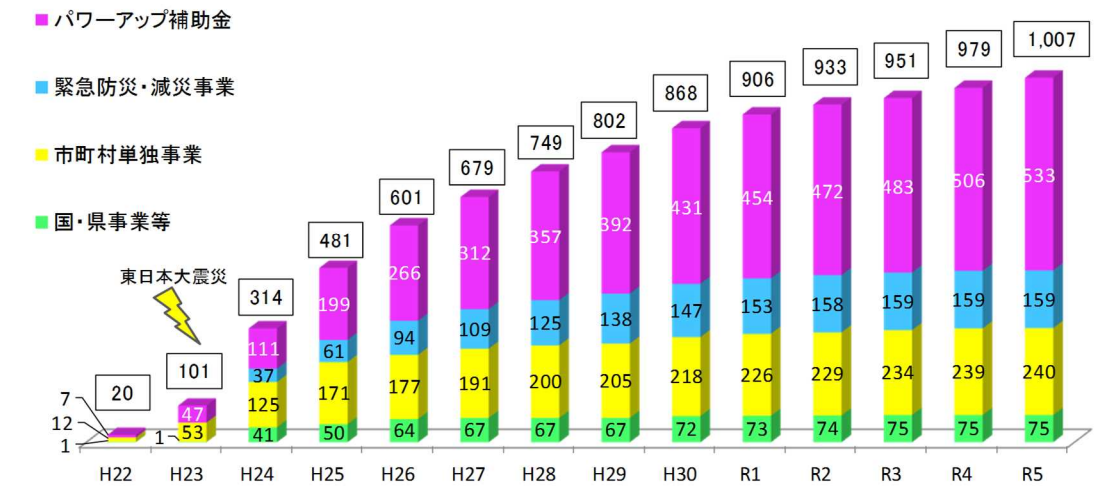

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
津波避難ビルの指定数〔再掲〕	316棟	随時、指定	市町
避難路の整備箇所数〔再掲〕	1,007箇所	随時、整備	市町、 国、県
津波避難タワー整備箇所数〔再掲〕	36箇所	随時、整備	市町

（2）津波避難困難地域の解消

〈実施方針〉

- 3 連動地震については、約 90 年～150 年周期と発生頻度が高いレベルの地震として想定されるため、住民の命を守るため、ソフト･ハード対策を適切に組み合わせて最優先で行う。
- 南海トラフ巨大地震については、実際に発生したことを示す記録が見つかっておらず、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害を及ぼすものであり、津波から「何としても逃げ切る」ための対策を進める。

【3 連動地震の津波避難困難地域】

4 町 22 地域（2014 年度時点）→3 町 9 地域（2018 年度時点）

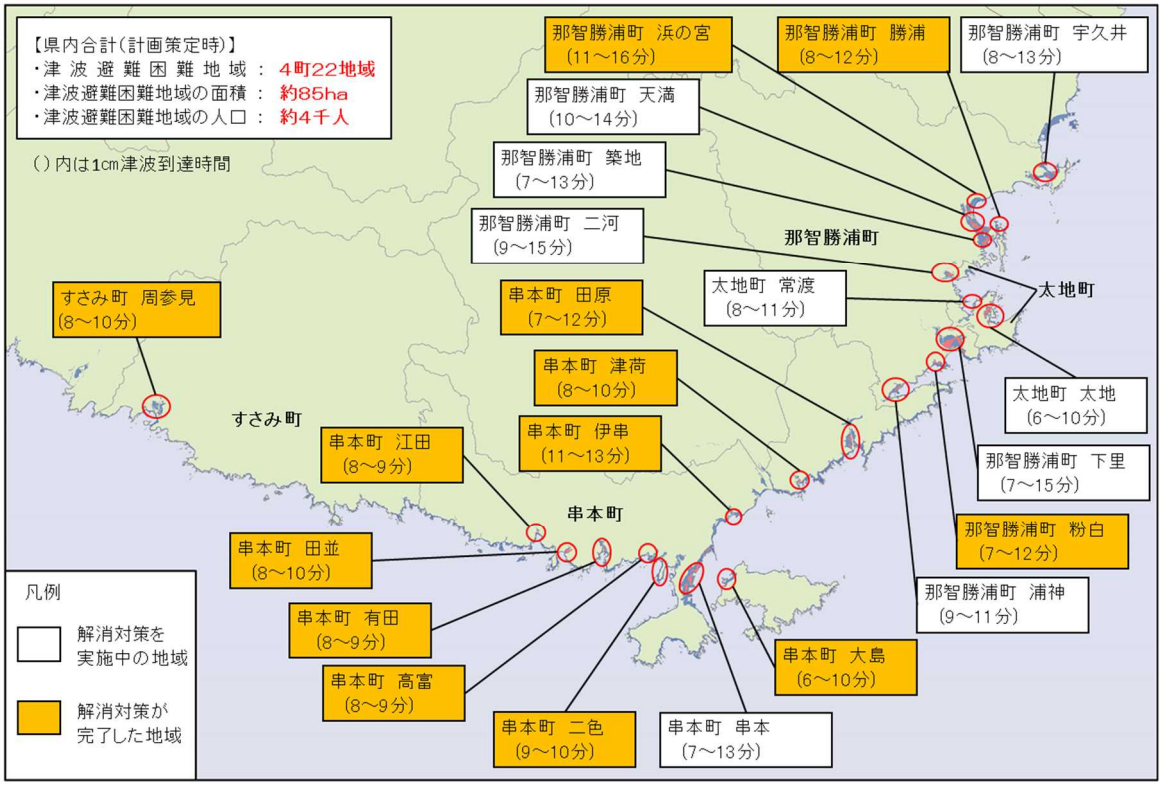

※津波避難困難地域とは、居住地域で、かつ、避難ビル等への緊急避難を考慮しても逃げ切れない地域

※津波避難困難地域の抽出

- 平成 25 年 3 月公表の津波浸水想定に基づき想定
- 避難対象地域は、津波の想定浸水深が 30cm 以上の住居地域
- 津波到達時間は、津波の想定浸水深が 1cm となる時間
- 避難開始時間は地震発生より 5 分後
- 避難方法は徒歩
- 道路に沿って移動し、移動速度は毎分 30m
- 市町が指定する避難場所に避難

〈具体的な施策〉

ア．３連動地震の津波避難困難地域の解消対策

- ○ 津波避難困難地域の全ての住民が津波から避難できるよう、優先的、緊急的に対策を実施し、概ね 10 年（2015 年度～2024 年度）で津波避難困難地域の解消を目指す。
- ○ 適切な避難経路による早期避難を住民に徹底し、津波到達までに避難を完了させるため、具体的に避難可能な避難経路を設定し、避難計画を作成したうえで、津波避難訓練や教育・啓発等を実施する。（4 町 22 地域）
- ○ 避難場所を確保し、津波到達までに避難を完了させるため、新たな津波避難ビルを指定する。（3 町 6 地域）
- ○ 高台等への避難経路を確保し、津波到達までに避難を完了させるため、避難路・避難階段を整備する。（3 町 6 地域）
- ○ 緊急の避難場所を確保し、津波到達までに避難を完了させるため、津波避難タワー等を整備する。（3 町 7 地域）
- ○ 避難時間を確保し、津波到達までに避難を完了させるため、堤防・護岸の嵩上げや耐震化等により津波第 1 波の浸水抑制を行う。（3 町 6 地域）

（2018 年度時点）

市町名	津波避難困難地域（計画策定時）			対策メニュー						解消対策が完了した地域
	地域名	人口（人）	面積（ha）	避難経路設定	避難ビル指定	避難路等整備	避難施設整備	堤防・護岸整備	その他	
すさみ町	周参見	10	0.2	○						○
串本町	江田	4	0.1	○						○
	田並	78	2.2	○		○				○
	有田	47	1.1	○						○
	高富	14	0.1	○						○
	二色	8	0.1	○						○
	串本	843	15.6	○	○		○	○		
	大島	132	1.8	○						○
	伊串	11	0.1	○						○
	津荷	27	0.6	○						○
	田原	176	4.7	○						○
那智勝浦町	浦神	163	2.5	○	○	○				
	粉白	48	1.7	○						○
	下里	737	22.4	○		○	○	○		
	二河	91	3	○			○			
	築地	306	5.7	○	○		○	○		
	勝浦	110	0.9	○						○
	天満	565	11.1	○	○	○	○	○	○（JR陸橋耐震化）	
	浜ノ宮	33	1.1	○						○
	宇久井	298	4	○	○		○	○	○（県営住宅外階段設置）	
太地町	太地	310	5.6	○	○	○	○	○		
	常渡	7	0.5	○		○				
計		4,018	85.1	22	6	6	7	6	2	13

※面積は、地域単位の端数処理により、合計に一致させている。

■第１波対策の堤防整備（イメージ）

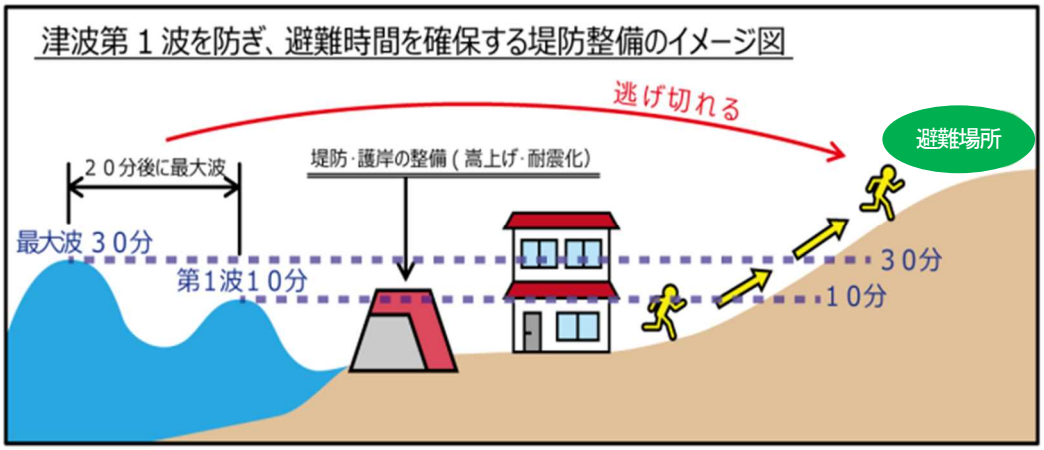

■津波避難施設の整備

津波避難タワー（御坊市名屋地区）

公営住宅避難ビル化（西跡之浦団地）

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
3連動地震の津波避難困難地域	2町5地区	1町1地区	県、町 住民
津波による犠牲者をゼロとするための 一人ひとりの避難計画の作成 （3連動地震の津波避難困難地域）	-	4町	町 住民
津波避難ビルの指定数〔再掲〕	316棟	随時、指定	市町
避難路の整備箇所数〔再掲〕	1,007箇所	随時、整備	市町、 国、県
津波避難タワーの整備箇所数〔再掲〕	36箇所	随時、整備	市町
津波第1波に向けた堤防等整備率 （3町6地区）	97%	100%	県

【南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域】

12 市町 61 地域（2014 年度時点）→9 市町 55 地域（2018 年度時点）

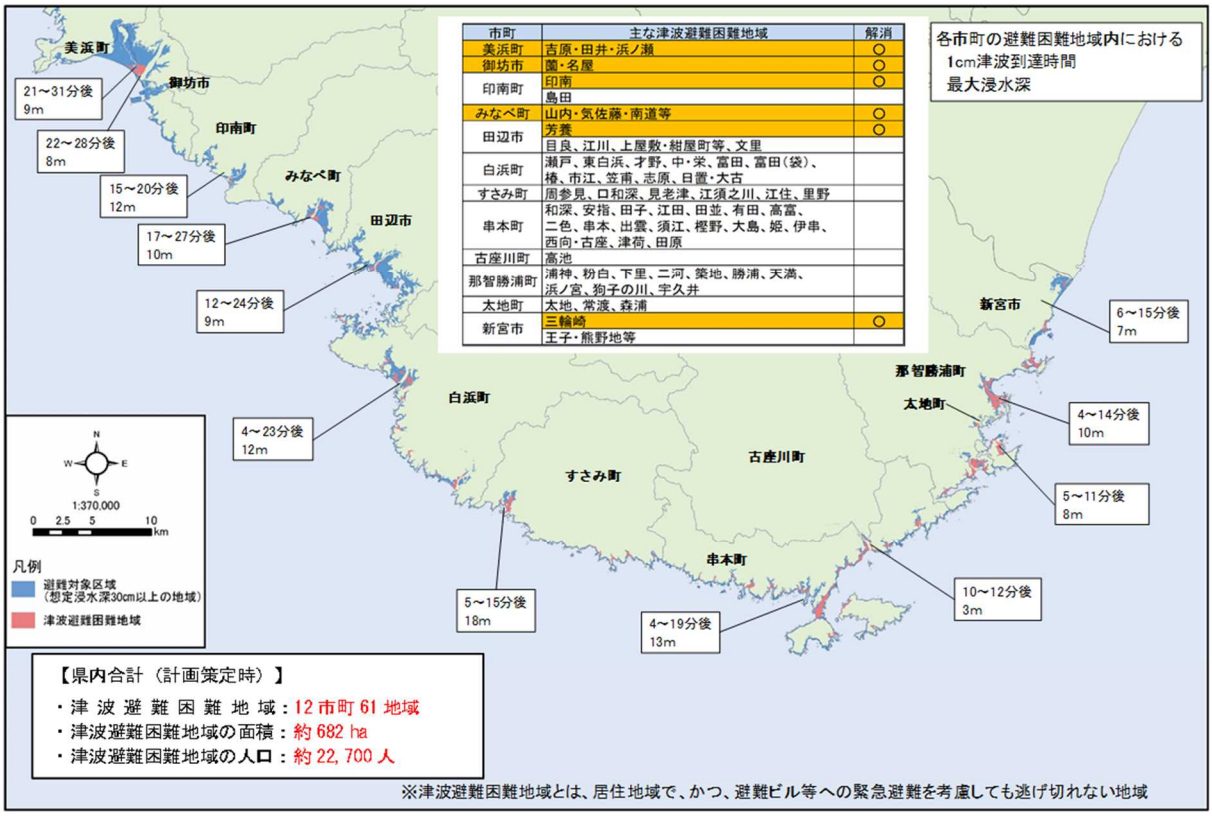

市町	主な津波避難困難地域	解消
美浜町	吉原・田井・浜ノ瀬	○
御坊市	薗・名屋	○
印南町	印南	○
	島田	
みなべ町	山内・気佐藤・南道等	○
田辺市	芳養	○
	目良、江川、上屋敷・紺屋町等、文里	
白浜町	瀬戸、東白浜、才野、中・栄、富田、富田（袋）、椿、市江、笠甫、志原、日置・大古	
すさみ町	周参見、口和深、見老津、江須之川、江住、里野	
串本町	和深、安指、田子、江田、田並、有田、高富、二色、串本、出雲、須江、樫野、大島、姫、伊串、西向・古座、津荷、田原	
古座川町	高池	
那智勝浦町	浦神、粉白、下里、二河、築地、勝浦、天満、浜ノ宮、狗子の川、宇久井	
太地町	太地、常渡、森浦	
新宮市	三輪崎	○
	王子・熊野地等	

イ．南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域の解消対策

○ まず、南海トラフ巨大地震による津波対策としても効果が期待できる３連動地震の津波避難困難地域の解消対策を実施する。

（
・避難経路の詳細な設定・周知及び早期避難の徹底
・津波避難ビルの指定
・避難路、避難階段の整備
・津波避難施設の整備
・堤防、護岸の整備
）

○ ３連動地震の津波避難困難地域の解消対策だけでは解消しない地域については市町が協議会を設置し、高台移転や複合避難ビル等の構造物の整備などの地域改造も含めた具体的な対策を策定する。

（和歌山県の津波防災・減災対策のイメージ）

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
巨大地震の津波避難困難地域解消対策策定市町数	7市町	12市町	市町 住民
南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域	7市町50地域	解消	県、市町 住民
津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成（巨大地震の津波避難困難地域）	8市町	12市町	市町 住民
津波避難ビルの指定数〔再掲〕	316棟	随時、指定	市町
避難路の整備箇所数〔再掲〕	1,007箇所	随時、整備	市町、 国、県
津波避難タワーの整備箇所数〔再掲〕	36箇所	随時、整備	市町
津波第1波に向けた堤防等整備率（3町6地区）〔再掲〕	97%	100%	県

2.地震への備え

〈現状・課題〉

紀伊半島は南海トラフに近く、内陸の一部まで地震の震源域が達するため、県内全域で強い揺れが予測されている。

県内には約 49 万 8 千棟の建物があるが、3 連動地震では約 3 万 3 千棟、南海トラフ巨大地震では約 8 万 5 千棟の建物が地震の揺れ等（液状化、震動、斜面崩壊）により全壊すると想定されている。

【3 連動地震及び南海トラフ巨大地震の震度予測図】

【3 連動地震】

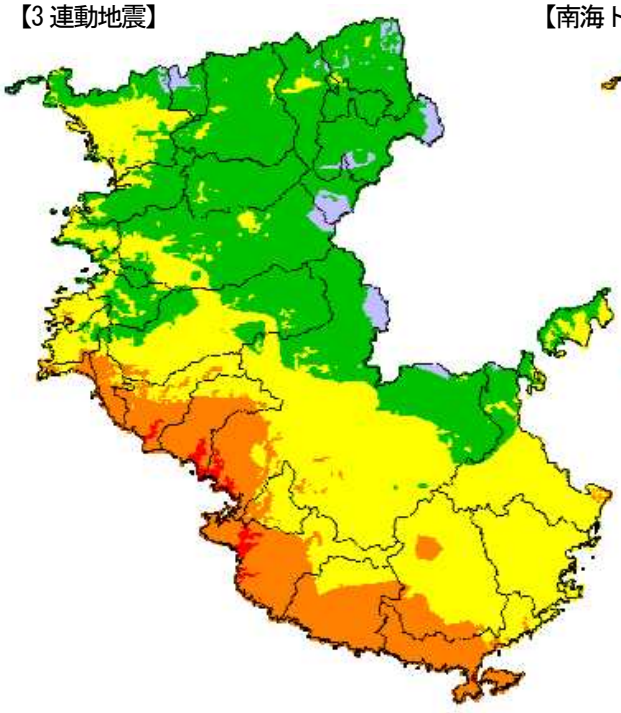

【南海トラフ巨大地震】

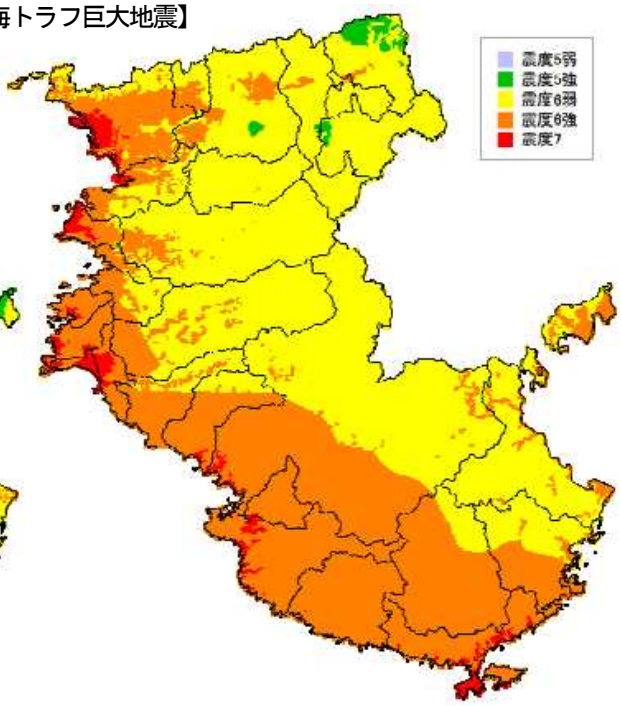

（1）建築物の倒壊等への備え

〈実施方針〉

- 建物の倒壊そのものによる死傷者に加え、火災の発生や避難経路を塞ぐことによる逃げ遅れなどで二次災害を発生させる可能性もあるため、建物等の耐震化に重点的に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア．公共施設等の耐震化

- ○ 災害発生時の医療提供体制を確保するため、病院の耐震化を一層促進する。(※)
- ○ 避難所として利用される可能性のある福祉関連施設、学校施設等の耐震化を一層促進するとともに、県立高等学校体育館等の吊り天井の落下防止対策を強化する。(※)
- ○ 図書館、美術館、博物館等の大規模集客施設において、迅速かつ的確に避難誘導が行えるよう災害対応訓練を強化する。
- ○ 耐震化が行われていない駅舎等の鉄道施設の対策がさらに進むよう事業者に働きかける。

指標		現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
病院の耐震化率（救急告示病院）		82%	100%	医療機関
福祉関連施設の耐震化	社会福祉施設（救護施設、隣保館、地域福祉センター）	78.1%（2019年度）	100%	市町、社会福祉法人等
	高齢者関係施設	95.7%（2019年度）	100%	市町 社会福祉法人等
	児童関係施設	88.7%（2019年度）	100%	市町村 社会福祉法人等
	障害児者関係施設	84.1%（2019年度）	100%	市町 社会福祉法人等
市町村立学校施設の耐震化率	幼稚園	100%	維持	市町村
	小中学校	100%	維持	市町村
	高等学校	100%	維持	市町村
私立学校施設（専修学校含む）の耐震化率		97.1%	100%	設置者
県立高等学校体育館等23棟の吊り天井落下防止対策実施率		100%	維持	県

イ. 住宅の耐震化

○ 経済的負担が原因で耐震化を躊躇することがないよう、耐震診断の無料化や、設計、改修への支援を引き続き実施する。(※)

○ 経済的な理由等により耐震改修を行わない場合でも、最低限命だけは守る対策として、耐震ベッド、耐震シェルターの設置を支援する。(※)

○ 住宅の耐震化を促すため、市町村及び建築関係団体と連携し、耐震化の必要性や支援制度の普及啓発を引き続き実施する。(※)

指標	現状 (2023年度)	目標 (2025年度)	実施主体
耐震性を有する住宅の割合〔再掲〕	83% (2020年度)	100% (2026年度)	住民
住宅耐震化のための戸別訪問戸数	10,416戸／年	10,000戸／年	県 市町村 関係団体

ウ. 大規模建築物及び沿道建築物の耐震化

○ 多数の人が利用する建物が倒壊し、一度に多くの命が失われることのないよう、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物のうち避難所の機能を有する施設等について、耐震化を引き続き支援する。(※)

○ 地震時、建築物の倒壊により道路が閉塞するおそれがあるため、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進し、物資の輸送の円滑化を図る。(※)

指標	現状 (2023年度)	目標 (2025年度)	実施主体
耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率	100%	維持	県 市町村 施設管理者
緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化促進	耐震診断実施率99%	耐震診断実施率100%	建築物所有者
	対象建築物における耐震化の状況の公表 (2024年)	-	

エ. ブロック塀の安全対策

○ ブロック塀の倒壊による事故を防ぐため、福祉関連施設、学校及び通学路・避難路沿道等のブロック塀安全対策を促進する。(※)

	指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
ブロック塀等の安全性を確保できた施設の割合	高齢者関係施設	95.3% （2022年度）	100%	市町 社会福祉法人等
	児童関係施設	99.6% （2022年度）	100%	市町村 社会福祉法人等
	障害児者施設	98.3% （2022年度）	100%	市町 社会福祉法人等
	公立学校施設	95.8%	100%	県 市町村
	私立学校施設	78.6%	100%	設置者
ブロック塀の安全対策に係る補助制度を設けた市町村数		27市町	30市町村	市町村

（※）国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し事業を推進

（2）地震に起因する火災等への備え

〈実施方針〉

- 大規模地震等に起因する火災や地滑り、液状化に備えるため、建築物の防火対策や住宅地の災害対策に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア. 建築物の防火対策

- ○ 不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査と指導を強化する。
- ○ 瓦礫の延焼出火が懸念されることから、火災予防・住宅防火対策の広報や、ＬＰガス容器からの出火防止など建物からの出火を低減する対策を推進する。
- ○ 火災が発生すると多くの人命に関わる病院や有床診療所については、スプリンクラーの設置を一層促進する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
ガス放出防止型高圧ホース等設置率	81.6%	100%	事業者
病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置	76.8%	100%	医療機関

イ. 住宅地の災害対策

- ○ 地震時に地滑りや崩落のおそれのある大規模盛土造成地について、マップ等を活用し、住民に対し広く情報を提供する。
- ○ 液状化ハザードマップの作成を促進し、液状化に関して住民に対し広く情報提供する。

３.風水害等への備え

〈現状・課題〉

近年、台風や集中豪雨等により、河川の氾濫、高潮等による市街地等の浸水リスクが高まっている。また、土砂災害警戒区域が 21,882 箇所（全国 9 位）（2024 年 4 月 1 日時点）と多く、がけ崩れ等の土砂災害も毎年のように発生しており、甚大な人的被害、物的被害が発生するおそれがある。

（１）水害から命を守る対策

〈実施方針〉

- 浸水等による被害が発生する前の段階で市町村に必要な情報を伝達することで、市町村長が避難情報の発令を的確に判断し、迅速に住民が避難できる体制を構築する。
- 洪水・浸水被害の軽減を図るため、河川整備、下水道整備、高潮対策などの総合的な対策を行う。
- 集中豪雨による溢水や地震による決壊等の危険度が高いため池について、改修や廃止も含めた対策を推進する。

〈具体的な施策〉

ア. 避難に対する考え方の抜本的な見直し

- ○ 大規模な災害時にも安全を保つことができる避難場所を確保するため、土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難場所安全レベルの考え方に基づく、市町村による避難場所の見直しを一層促進する。
- ○ 的確かつ迅速な避難情報の発令により住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難情報の発令基準（水害に係るもの）の見直しを引き続き徹底する。

■風水害避難場所の安全レベル設定　2012 年 1 月～

土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮し、3 段階のレベルを設定

避難場所 （☆☆☆）	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所
避難場所 （☆☆）	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
避難場所 （☆）	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所
避難場所 （☆）（注）	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難場所

■避難勧告等の判断・伝達モデル基準の策定　2012 年 10 月～

3 時間後、12 時間後までの情報を基に、避難勧告等の発令を意識させる基準を設定

（1）気象情報等を分析した予測ベースでの発令

（2）空振りをおそれず避難勧告等を発令

（3）土砂災害が発生した場合や、前兆現象が確認された場合には直ちに発令

（4）避難が夜間になりそうな場合には、明るいうちに避難勧告等を発令

（5）住民伝達時における緊迫感のある表現

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
安全レベルを設定した風水害避難場所数	1,563箇所	随時、指定・整備	市町村
市町村において避難情報の発令基準（水害に係るもの）を随時見直し	30市町村	維持	市町村

イ．迅速な避難を促す情報の伝達

- ○ 市町村の避難情報の発令や住民避難が適切に行われるよう、河川の水位・洪水予報、ダム放流量等の情報を県ホームページ、地デジ放送等においてリアルタイムで配信し、関係機関や住民に周知する。
- ○ 双方向通信やデータ通信等により迅速で分かりやすい情報伝達を可能にするため、防災行政無線のデジタル方式への改修・更新を一層促進する。〔再掲〕
- ○ 緊急の避難が必要なエリアにいる住民に、指定河川の洪水情報等を迅速に伝達するため、エリアメール（ＮＴＴドコモ）や緊急速報メール（ａｕ、ソフトバンク、楽天モバイル）による緊急情報の発信を継続する。〔再掲〕

○ 警報、注意報や避難情報等の情報を通知する「和歌山県防災ナビ」アプリや「防災わかやま X」による情報提供を行うとともに、「防災わかやまメール配信サービス」での情報配信を継続する。〔再掲〕

○ 災害発生時の的確な避難を促進するため、ヤフーサービス上の県内避難場所情報を最新情報に更新し提供するとともに、災害発生時に現在地から最短ルートにより避難場所までの誘導を可能とする「和歌山県防災ナビ」アプリの活用を促進する。〔再掲〕

○ どこにいても気象情報、避難情報等の情報を受信できるよう、携帯電話の不感世帯解消を一層促進する。〔再掲〕

○ ラジオの難聴取世帯の解消に向けた取組を引き続き実施する。〔再掲〕

○ 情報伝達手段を多重化するため、AM放送の難聴エリアを補完するＦＭラジオ中継局を活用し、ラジオ難聴取世帯への対策を行う。〔再掲〕

○ 災害時の情報伝達手段の強化のために臨時災害放送局の開設を希望する市町村を支援するため、県と近畿総合通信局及び県内市町村間の臨時災害放送局に係る情報の共有を強化する。〔再掲〕

○ 情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の受信や安否確認等への準天頂衛星の利用に向け、内閣府と連携した運用実証を引き続き実施する。〔再掲〕

○ 公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の整備等により、災害情報の提供手段を確保し、情報伝達体制の強化を図る。〔再掲〕

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村〔再掲〕	28市町村	30市町村	市町村
エリアメール、緊急速報メールによる情報提供〔再掲〕	実施中	継続	県 通信事業者
「和歌山県防災ナビ」アプリ登録者数〔再掲〕	76,946人	500,000人	県
防災わかやま Xのフォロワー数〔再掲〕	7,658人	10,000人	県
防災わかやまメール配信サービスによる情報提供〔再掲〕	実施中	継続	県
ヤフーサービスによる県内避難先情報の提供〔再掲〕	実施中	継続	県 通信事業者
携帯電話の不感世帯数〔再掲〕	76世帯	維持	通信事業者
FMラジオ中継局整備箇所〔再掲〕	6箇所	維持	県
防災等に資するWi-Fi環境の整備〔再掲〕	448箇所	維持	県、市町村、第三セクター

ウ. 洪水、高潮、浸水対策の推進

- ○ 一級河川紀の川、熊野川等について、洪水被害の軽減を図るため、引き続き河川整備を促進する。
- ○ 洪水被害の軽減を図るため、河川整備計画のフォローアップ等を実施し、引き続き河川整備を推進する。
- ○ 県管理河川の７つのすべてのダムにおいて、重大な被害が生じるおそれがある洪水が予測される場合、事前放流等を実施し洪水被害の軽減を図る。また、民間の利水ダムである殿山ダムにおいても、同様の場合、当該ダムの有効活用を要請し、洪水被害の軽減を図る。
- ○ 一級水系の利水ダムにおいては、国主導による治水目的での更なる有効活用を促進する。
- ○ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を促し、水害による被害の軽減を図るため、引き続き河川監視体制の強化や洪水浸水想定区域の指定等に取り組むとともに市町村の洪水ハザードマップ作成を支援する。
- ○ 河川の高潮対策として、築堤及び堤防嵩上げ並びに排水機場の整備を引き続き推進する。
- ○ 河川管理施設について、老朽化の進行による安全性の低下を防止することで、洪水等に対して所要の機能が発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を引き続き推進する。
- ○ 宅地開発等に基因する排水機能の低下による用排水路からの溢水、湛水被害が頻発しているため、紀の川中下流域における農地湛水被害対策として国営総合農地防災事業を進める。
- ○ 都市部の浸水被害に対応するため、下水道整備や内水ハザードマップの作成等を一層促進する。
- ○ 高潮・波浪による浸水から背後地を防護するため、護岸の嵩上げ等の整備を引き続き推進する。

■ダムの有効活用　2012 年 6 月～

ダムが満水になる大雨が予想されるときに、発電用に貯めた水を予め放流（事前放流）

・最大放流量の低減による下流河川の洪水被害の低減

・ダムで洪水調節可能な時間を延ばすことによる避難時間の確保

事前放流のイメージ （県営ダム）

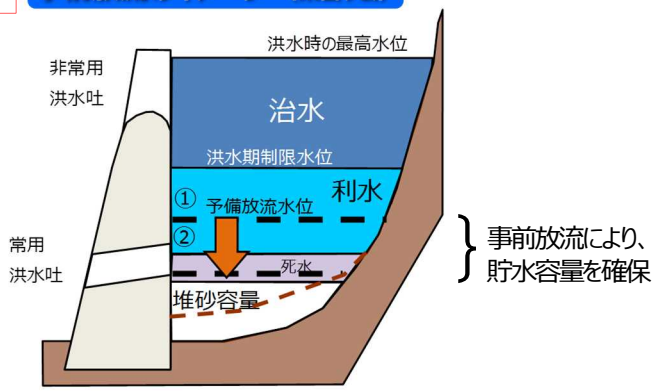

（容量配分図（洪水期））

※概念図であり、縮尺や縦横比等は異なる。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
国の中期的な計画に対する河川整備率	73%	100% （2042年度）	国
県管理河川の河川整備率	41%	43%	県
紀の川水系七瀬川 （紀の川合流点～鴨居川合流点）	工事完了	-	県
日高川水系西川 （日高川合流点～和田川合流点）	工事施工中	概成 （2027年度）	県
左会津川水系左会津川	工事施工中	概成 （2027年度）	県
佐野川水系佐野川	工事施工中	概成 （2027年度）	県
新宮川水系熊野川 （日足工区）	工事完了	-	県
県管理河川における河川整備計画の策定	22計画	22計画	県
高潮対策に位置づけた河川管理施設(堤防)の整備率	63%	100%	県
高潮対策に位置づけた河川管理施設(排水機場)の整備率(7施設)	100%	-	県
国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」	工事施工中	完了 （2028年度）	国
内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	66%	75%	市町村
下水道による雨水管渠整備率	51%	52%	市町村
海岸保全施設等の高潮対策実施率	53%	60%	県

エ. ため池対策の推進

- ○ 大規模地震や集中豪雨によるため池の決壊に備えるため、危険度の高いため池の改修を加速度的に実施する。
- ○ ため池が決壊するおそれのある場合または決壊した場合に、迅速かつ安全に避難を可能とするため、防災重点ため池のハザードマップ作成を促進する。
- ○ ため池の適正な管理及び保全を行うことで災害による決壊等を未然に防止するため、ため池の所在地、諸元、所有者を把握する。

■防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（2021 年 3 月）

全面改修だけでなく、部分改修や廃止も推進することで、改修をスピードアップ

従来：47 年 ➡ 加速化計画後：約 14 年

全面改修	81 箇所
部分改修	128 箇所
他事業	4 箇所
廃止・統廃合	11 箇所
除外	9 箇所
合計	233 箇所

指標	現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づく改修（233箇所）	93箇所	107箇所	県
防災重点農業用ため池のハザードマップ作成率	94%	100%	市町村
防災重点農業用ため池の所有者・管理者等の把握率	100%	維持	県

（2）土砂災害から命を守る対策

〈実施方針〉

- がけ崩れ等による被害が発生する前の段階で市町村に必要な情報を伝達することで、市町村長が避難情報の発令を的確に判断し、迅速に住民に伝達できる体制を構築する。
- 土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、危険を周知することで住民の早期避難を促す。
- 人家や避難所、公共施設等に土砂災害の危険が切迫している箇所については、計画的にハード整備を行う。

〈具体的な施策〉

ア. 避難に対する考え方の抜本的な見直し

- ○ 大規模な災害時にも安全を保つことができる避難場所を確保するため、土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難場所安全レベルの考え方に基づく、市町村による避難場所の見直しを一層促進する。
- ○ 市町村長が避難情報の発令判断を的確に行えるように土砂災害警戒情報を発表するとともに、住民の自主避難の判断の参考となるよう、土砂災害警戒判定分布図を5kmメッシュから1kmメッシュごとの区分に変更し、さらに区分ごとに雨量による判断基準を見直したより精度の高い土砂災害に関する情報を県ホームページ、地デジ放送等において公表する。
- ○ 的確かつ迅速な避難情報の発令により住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難情報の発令基準（土砂災害に係るもの）の見直しを引き続き徹底する。

■土砂災害警戒判定分布図の公表

2019年6月～

県内全域を1ｋｍメッシュ単位で区分し、県民に土砂災害の危険性の警戒情報を提供

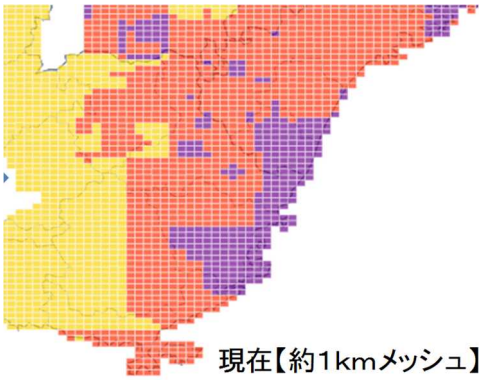

2022年6月～

「避難情報に関するガイドライン」の改定（2021年５月）を受け、危険度を示す配色を変更

指標	現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
安全レベルを設定した風水害避難場所数〔再掲〕	1,563箇所	随時、指定・整備	市町村
土砂災害警戒情報の判断基準の見直し	調査中	完了	県 気象台
市町村において避難情報の発令基準（土砂災害に係るもの）を随時見直し	30市町村	随時	市町村

イ．迅速な避難を促す情報の伝達

- ○ 双方向通信やデータ通信等により迅速で分かりやすい情報伝達を可能にするため、防災行政無線のデジタル方式への改修・更新を一層促進する。〔再掲〕
- ○ 緊急の避難が必要なエリアにいる住民に、土砂災害警戒情報等を迅速に伝達するため、エリアメール（ＮＴＴドコモ）や緊急速報メール（ａｕ、ソフトバンク、楽天モバイル）による緊急情報の発信を継続する。〔再掲〕
- ○ 警報、注意報や避難情報等の情報を通知する「和歌山県防災ナビ」アプリや「防災わかやま X」による情報提供を行うとともに、「防災わかやまメール配信サービスでの情報配信」を継続する。〔再掲〕
- ○ 災害発生時の的確な避難を促進するため、ヤフーサービス上に県内避難場所情報を最新情報に更新し提供するとともに、災害発生時に現在地から最短ルートにより避難場所までの誘導を可能とする「和歌山県防災ナビ」アプリの活用を促進する。〔再掲〕
- ○ どこにいても気象情報、避難情報等の情報を受信できるよう、携帯電話の不感世帯解消を一層促進する。〔再掲〕

○ ラジオの難聴取世帯の解消に向けた取組を引き続き実施する。〔再掲〕

○ 情報伝達手段を多重化するため、AM放送の難聴エリアを補完するＦＭラジオ中継局を活用し、ラジオ難聴取世帯への対策を行う。〔再掲〕

○ 災害時の情報伝達手段の強化のために臨時災害放送局の開設を希望する市町村を支援するため、県と近畿総合通信局及び県内市町村間において、臨時災害放送局に係る情報の共有を強化する。〔再掲〕

○ 情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の受信や安否確認等への準天頂衛星の利用に向け、内閣府と連携した運用実証を引き続き実施する。〔再掲〕

○ 公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の整備等により、災害情報の提供手段を確保し、情報伝達体制の強化をはかる。〔再掲〕

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村〔再掲〕	28市町村	30市町村	市町村
エリアメール、緊急速報メールによる情報提供〔再掲〕	実施中	継続	県 通信事業者
「和歌山県防災ナビ」アプリ登録者数〔再掲〕	76,946人	500,000人	県
防災わかやま Xのフォロワー数〔再掲〕	7,658人	10,000人	県
防災わかやまメール配信サービスによる情報提供〔再掲〕	実施中	継続	県
ヤフーサービスによる県内避難先情報の提供〔再掲〕	実施中	継続	県 通信事業者
携帯電話の不感世帯数〔再掲〕	76世帯	維持	通信事業者
FMラジオ中継局整備箇所〔再掲〕	6箇所	維持	県
防災等に資するWi-Fi環境の整備〔再掲〕	448箇所	維持	県、市町村、第三セクター

ウ. 土砂災害対策の着実な推進

○ 土砂災害から人命を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、危険性を周知する土砂災害警戒区域等を指定する。併せて区域内の情報伝達体制、要配慮者の避難支援など、市町村による警戒避難体制の整備を促進する。

○ 土砂災害から命を守り、人家や避難場所などを保全するため、計画的に砂防施設を整備する。特に、防災拠点・要配慮者使用施設・重要交通網を保全する箇所は、優先的に整備を行う。

○ 土砂災害の危険性が高い住宅について、改修・移転の支援を行う。

○ 土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水（天然ダム）の発生について土砂災害防止法に基づく緊急調査を的確に実施するため、緊急調査の演習を継続的に実施する。

○ 深層崩壊等発生メカニズムの解明に向け、国土交通省近畿地方整備局「大規模土砂災害対策技術センター」と連携して、深層崩壊等の大規模土砂災害の調査・研究を進める。

○ 砂防関係施設について、老朽化の進行による安全性の低下を防止することで、土砂災害等に対して所要の機能が発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を引き続き推進する。

○ 山崩れや土石流、地すべり等を引き起こす可能性のある山地災害危険地区について、紀北・紀中・紀南森林計画に基づき治山施設を整備する。

○ 条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図る。

指標		現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
土砂災害警戒区域等指定についての進捗率		100%	-	県
土砂災害対策における保全人家戸数		19,178戸	20,500戸	県
人家・避難場所などを保全する土砂災害対策の推進（142箇所）		98箇所	完了	県
直轄砂防事業の促進	熊野地区	工事施工中	進捗	国
	熊野川流域	調査設計中	進捗	国
	那智川水系	工事施工中	進捗	国
土砂災害特別警戒区域内の住宅改修支援制度の導入市町村数		12市町	30市町村	市町村
がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度の導入市町村数		6市町	30市町村	市町村
大規模土砂災害に対する現地調査演習の実施		実施中	継続した演習を実施	国 県
深層崩壊等に関する調査研究を進め、危険箇所の抽出や警戒態勢の整備に活用		調査中	深層崩壊等の原因究明のための研究を継続実施	国 県 大学
山地災害危険地区の整備		9箇所／年	10箇所／年	県
間伐・再造林等の森林整備面積		3,532ha／年	維持	県 市町村 事業体

Ⅱ.発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保

１.災害応急体制の整備

〈現状・課題〉

災害時の生存率は発災後 72 時間が経過すると急激に低下するといわれている。迅速な救助・救急、医療活動が求められるが、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生した場合、人員、資材等の不足が懸念される。

南海トラフの地震では、道路など交通施設や上下水道、電気などライフラインの被害が想定されており、生きるために必要な食糧、飲料等が不足したり、医療や避難生活に必要な機器が電力不足で使えないなどの事態が懸念される。

（１）救助・救援体制の充実強化

〈実施方針〉

- 災害発生時の避難誘導、救助活動などに従事する消防や警察の機能強化に取り組むとともに、災害拠点病院等の医療機関やＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム 11 病院・31 チーム）等の機能維持・強化を進める。

〈具体的な施策〉

ア. 消防・警察の機能強化及び広域受援体制の強化

- ○ 県外からの緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受入体制・運用体制を構築する。
- ○ 大規模災害に備え、各消防本部の資機材や装備を充実するとともに、県内各消防本部が円滑に活動できるよう、相互応援訓練を実施する。
- ○ コスモパーク加太に新設した消防学校において、大規模災害や救急高度化に対応した教育訓練を実施するなど、消防吏員・消防団員の技術力向上を図る。
- ○ 消防機関が相互に通信できる体制を構築するため、消防救急無線をデジタル化するとともに、市町村と共同して県内全域での無線網を早急に整備する。
- ○ 災害発生時の救助・救急体制の絶対的不足に対処するため、消防団を充実強化する。
- ○ 津波災害時、消防団が的確に初動期の判断・行動ができるよう、安全・管理マニュアルを研修や訓練等で消防団員に周知徹底する。

○ 救助・救援活動等を円滑に実施するため、必要となる資機材、物資を迅速に調達できるよう民間事業者等との協定締結など連携を強化する。

○ 本県警察における救助部隊員の絶対数が不足した場合や、必要な治安維持体制の確保に備えるため、警察災害派遣隊の要請先である警察庁と調整する。

○ 災害発生時に警察が効率的かつ円滑に人命救助や情報収集を行えるよう、必要な装備、資機材の整備、警察車輌の給油手段確保など、環境整備を実施するとともに、災害警備訓練を実施する。

○ 自衛隊が円滑に活動できるよう、受入体制・運用体制を構築する。

○ コスモパーク加太や旧南紀白浜空港跡地などの大規模用地については、防災対策用地としても有効に活用する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
緊急消防援助隊の派遣時に県庁に設置される調整本部の運用体制を確立	計画策定済	維持	県
県内全域での消防救急無線網の整備	整備済	維持	県 市町村
消防団員数	11,160人	維持	市町村
安全・管理マニュアルを研修や訓練等で消防団員に周知した市町数	16市町	沿岸19市町で毎年周知	市町村 消防団

イ. 医療機関等の災害対応能力強化

○ 災害発生時の医療提供体制を確保するため、病院の耐震化を一層促進する。〔再掲〕

○ 病院の災害対策強化のため、事業継続計画の策定を支援する。

○ 傷病者の治療を行う病院や有床診療所が火災により焼失することのないよう、スプリンクラーの設置を一層促進する。〔再掲〕

○ 災害時の救急及び透析医療を担う災害拠点病院や災害支援病院における患者の受入体制を強化するため、自家発電装置及び貯水槽の設置等を一層促進する。

○ 長期停電時に在宅療養患者の人工呼吸器の電源を確保するため、難病患者に対する非常用発電機貸出事業や、医療機関が無償貸与する予備電源等物品の購入補助に関して、患者や医療機関への周知啓発を強化する。

○ 南紀白浜空港の航空機搬送拠点、南紀白浜空港のほか3箇所の航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の機能強化のための整備を行う。

○ コスモパーク加太ヘリポート（広域防災拠点）隣接地にヘリ給油施設及びドクターヘリ格納庫を整備し、大規模災害時の救援体制の強化を図る。

○ 医師の異動に備えた補充隊員養成のため、災害派遣医療チーム（DMAT）隊員養成講座の受講を促進する。

○ 災害発生直後に居住地域の医師・看護師等が災害拠点病院等に参集する体制を整備する。

○ 災害医療コーディネーターが参画する災害医療訓練を実施し、保健医療活動の総合調整を実施できる体制を構築する。

○ 災害用医薬品等の確保・供給や支援薬剤師の派遣体制を確立するため、現行マニュアルに従った災害対応訓練を実施し、問題点の洗い出しと改善を行う。

○ 災害時に地域で精神科医療提供について中心的な役割を担う医療機関を整備し、災害拠点精神科病院として選定する。

○ 災害時に備えて、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制を強化する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
病院の耐震化率 （救急告示病院）〔再掲〕	82%	100%	医療機関
災害拠点病院及び南海トラフ巨大地震発生時浸水想定病院における事業継続計画の策定（41病院）	21病院	完了	医療機関
病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置〔再掲〕	76.8%	100%	医療機関
災害拠点病院における診療機能の維持に必要な電力及び水の確保	100%	維持	医療機関
航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）に必要な設備や資機材等の整備	4箇所	維持	県
ヘリ給油施設及びドクターヘリ格納庫の整備	整備済	維持	県
県内の災害拠点病院等における災害派遣医療チーム（DMAT）保有数	27チーム	31チーム	医療機関
各保健所圏域での医師・看護師の災害拠点病院等への参集体制構築	5箇所	8箇所	県、医療機関
災害医療コーディネーターが参画する災害対応訓練の実施	5箇所	9箇所	県、和歌山市
医薬品の確保や支援薬剤師の派遣にかかる災害対応訓練の実施	年4回	継続	県
災害拠点精神科病院の選定	1箇所	維持	県、医療機関
災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員数	53名	60名	県

（2）必要な救援物資の確保

〈実施方針〉

- 緊急時でも安定した物資供給を可能にするため、必要な物資を備蓄するとともに、救援物資の確保のため、企業との連携や道路の通行が困難になった場合を想定した輸送体制を構築する。

〈具体的な施策〉

ア. 物資備蓄の推進

- ○ 県、市町村、民間事業者、社会福祉施設が連携して食糧、飲料水、医薬品等を計画的に備蓄する。
- ○ 広範囲の被害が想定される災害では行政の備蓄に頼れない可能性もあるため、各家庭における１週間分の備蓄について啓発を実施する。
- ○ 大規模災害発生時に救援物資が滞留することを防ぐため、発災直後は緊急に必要な救援物資に限定し、その他の救援物資は依頼するまで保管してもらう。被災者のニーズを把握したうえで、順次受入品目を増やす方法を推進する。

指標	現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
県の備蓄物資量	30万食	維持	県
社会福祉施設での循環備蓄	備蓄体制完了	維持	県

イ. 救援物資の供給体制の確立

- ○ スムーズな救援物資供給を行うため、協定を締結した物流関係企業と連携した救援物資の輸送訓練や、幹線道路等の被災により車両輸送が困難となった場合を想定し、ヘリコプター等を活用した物資輸送訓練を引き続き実施する。
- ○ 孤立集落に空からの支援が可能となるよう、ヘリポート整備を一層促進する。
- ○ 物資供給を停滞させないよう、中小企業融資制度を活用し、民間物資拠点における非常用電源、非常用設備等の整備を一層促進する。

指標	現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
救援物資輸送訓練の実施	実施中	継続	県
災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数	343箇所	随時、指定・整備	市町村
中小企業融資制度「安全・安心推進資金」による防災対策に係る資金の融資	同資金を制度化	維持	県

（3）避難者の安心確保

〈実施方針〉

- **大災害が発生した場合、避難生活が長期化することが考えられるため、避難者の心身の状況や健康を考慮した対策を行う。**

〈具体的な施策〉

ア. 様々な事態を想定した避難所等の確保

- ○ 避難所における良好な生活環境の確保に向けて、ベッドや間仕切り、仮設トイレ、自家発電機等の資機材の準備を促進する。
- ○ 避難所の運営規模に応じて、空間配置やルール、運営に必要な業務を体系化した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を基に、避難所運営マニュアルの見直しを一層促し、災害時に女性・子供や障害者等に配慮した避難所運営を促進する。
- ○ 車中泊等によるエコノミークラス症候群についての予防対策を講じる。
- ○ 自主防災組織の代表者等を対象にした避難所運営リーダー養成講座を実施することにより、自主的な避難所運営体制を確保する。
- ○ 一般の避難所における生活が困難な高齢者や障害のある人など特別な配慮を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、二次避難所として福祉避難所の設置を一層促進する。
- ○ 避難所における不足物資等の対応を迅速に行うため、県から災害時緊急機動支援隊を市町村に派遣し、タブレット端末等を用いて避難者のニーズを的確に把握する。
- ○ 災害によるショック、避難所生活でのストレス、将来への不安などにより心身に不調が生じている被災者のこころのケアを実施する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
避難所運営マニュアルを見直した市町村数	30市町村	維持	市町村
避難所運営マニュアルにエコノミークラス症候群予防対策を位置づけた市町村数	30市町村	維持	市町村
避難所運営リーダーの養成 （当初目標4500人）	7,071人	4,500人以上維持	市町村
指定又は協定締結した福祉避難所数	295箇所	318箇所	市町村
災害時緊急機動支援隊の任命	720名	維持	県
災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員数〔再掲〕	53名	60名	県

イ. 感染症対策

- ○ 感染症等の発生に適切に対応できるよう、水害時の汚水流入等に対して具体的な消毒実施の知識を普及する研修を実施する。
- ○ 感染症のまん延防止のため、定期予防接種の接種率向上を促進する。
- ○ 避難者が衛生的かつ安心して過ごせるよう、避難所等への下水道の管渠整備を一層促進する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
消毒等実施に係る研修の実施	30市町村	維持	市町村
避難所等への下水道の管渠整備率	73%	75%	市町村

（4）ライフライン等の機能確保

〈実施方針〉

- 救助・救援活動に必要であり、生活の基盤であるライフラインについて、被災した場合も早期に復旧できるよう、防災・減災対策に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア. 上水道施設の災害対策

- ○ 水道の基盤強化や水道施設の強靭化に向けた取組を支援するため、「持続」・「安全」・「強靭」の理念に基づき、県水道ビジョンを策定した。今後、広域化の推進方針等を定めた水道広域化推進プラン及び水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画である水道の基盤強化計画を策定する。
- ○ 水道水等の供給を早期に再開するため、管路、浄水施設、配水池等の水道施設の耐震化等を一層促進する。
- ○ 応急給水支援が可能な水道事業者による被災市町村への支援体制を確立するため、給水車に加え、給水タンクを積んだ軽トラックの準備も含めた給水資機材の融通等に関する水道協会との協定締結や応急給水支援訓練の実施を促進する。
- ○ 災害直後の生活用水を確保するため、災害時に活用可能な井戸の登録制度を創設するよう市町村に促す。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
最重要給水拠点（病院や避難所等）までの管路、配水池、浄水場の耐震化	11市町村	30市町村 （2030年度）	市町村
災害時活用井戸の登録制度を設けている市町村数	13市町	20市町	市町村

イ. 汚水処理施設の災害対策

- ○ 汚水処理の基盤強化に向けた取組を支援するため、「広域化・共同化計画」を策定し、汚水処理施設の老朽化対策や災害時対応の共同化等を推進する。
- ○ 下水道事業継続計画について、市町村に対し改定を促進するとともに、下水道施設の耐震・耐津波化を一層促進する。
- ○ 下水道施設全体の老朽化対策を促進するため、施設全体を対象とした施設管理を最適化する計画を策定し、老朽化の進展状況等を考慮した施設の点検・調査、修繕等を実施する。
- ○ 市町村が実施する農業集落排水施設の機能診断をさらに進め、これに基づく老朽化対策、耐震・耐津波化を一層促進する。

○ 市町村の浄化槽台帳システムの整備を進め、設置・管理状況の把握を促進するとともに、老朽化した単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を一層促進する。

○ 下水道施設を保有している市町村との被災状況伝達訓練や近畿ブロック情報連絡訓練を実施し、災害時の応援体制を充実する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定	策定済	随時更新	県
下水道の事業継続計画改定率	100%	随時更新	県 市町村
地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率	58%	60%	県 市町村
下水道ストックマネジメント計画策定率	80%	88%	県 市町村
農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合	87%	90%	市町村
浄化槽台帳システム整備自治体数	30市町村	維持	市町村
下水道施設を保有する市町村との被災情報伝達訓練の実施	実施中	継続	県 市町村

ウ. 非常用電力等の確保

○ 災害時の救急及び透析医療を担う災害拠点病院や災害支援病院における患者の受入体制を強化するため、自家発電装置及び貯水槽の設置等を一層促進する。〔再掲〕

○ 物資供給を停滞させないよう、中小企業融資制度を活用し、民間物資拠点における非常用電源、非常用設備等の整備を一層促進する。〔再掲〕

○ 災害時の停電対策を強化するため、避難所、学校及び病院等に、太陽光発電等の再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池等の整備を促進する。

○ 災害時の長時間停電や通信障害の早期復旧を実現するため、電力会社や通信会社との協定に基づき、災害時の停電復旧作業に支障となる樹木や土砂等の障害物の除去等に関する体制を構築する。

○ 災害時の長時間停電に備え、災害拠点や避難所での非常用電源を確保するため、発電機の備蓄や企業等との電力等の確保に関する協定締結などを促進する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
災害拠点病院における診療機能の維持に必要な電力及び水の確保〔再掲〕	100%	維持	医療機関
中小企業融資制度「安全・安心推進資金」による防災対策に係る資金の融資〔再掲〕	同資金を制度化	維持	県
災害時における停電復旧作業及び通信障害復旧作業の連携等に関する協定の締結	締結済	維持	県 電力会社 通信会社
避難所運営マニュアルに発電機の備置や協定などによる非常用電源の確保体制を位置づけた市町村数	23市町	30市町村	市町村
災害時の電力確保のためのEV・PHEV活用に係る協定締結	締結済	維持	県 自動車関連会社

エ. ガソリンスタンド等の機能確保

○ 災害時に緊急通行車両への優先給油を継続する「災害対応型中核給油所」、災害拠点病院や避難所等への燃料供給を行う「小口燃料配送拠点」、災害時の避難者・被災者の生活を支えるための燃料供給拠点である「住民拠点ＳＳ（サービスステーション）」及び「耐災害性を強化したＬＰガス充てん所」の設置を促進する。

○ 中核給油所が津波被害にあった場合に当該地域の燃料を確保するため、移動式スタンドを整備する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
災害対応型中核給油所数	25施設	維持	事業者
小口燃料配送拠点数	5施設	維持	事業者
住民拠点SS（サービスステーション）数	145施設	維持	事業者
耐災害性を強化したLPガス充てん所数	4施設	6施設	事業者
移動式スタンドの整備	5箇所	維持	県

2.救助・救援に資するルートの確保

〈現状・課題〉

南海トラフ地震に伴う津波により、紀南の沿岸地域へのルートである国道 42 号が浸水し、通行不能になると予測されている。また、地域の幹線道路についても、橋梁の損壊、道路斜面の崩落、落石、電柱の倒壊等により通行不能となるおそれがある。

災害時の重要な交通手段である空港及び港湾においては、耐震性の確保等の課題がある。

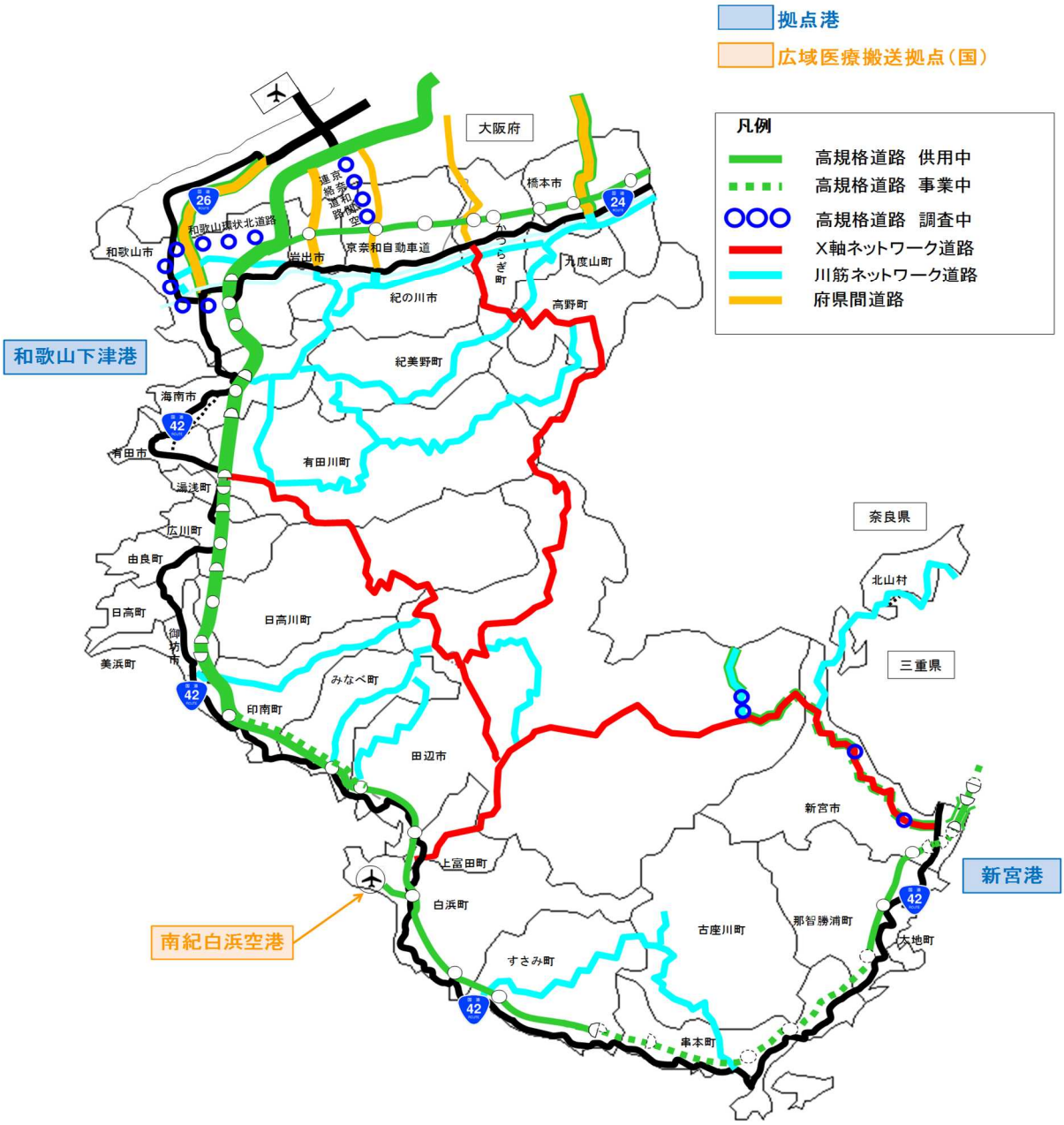

（1）道路ネットワークの確保

〈実施方針〉

- 災害時の救助や物資供給に必要な広域的な道路ネットワークの整備促進を図るとともに、県内各地に迅速かつ確実に物資等を送ることができる県内道路網を構築する。

〈具体的な施策〉

ア. 高速道路ネットワーク等の整備

○ 救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2車線区間の4車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する。

指標		現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
高速道路の供用率		80%	81%	国
国道42号線	すさみ串本道路	工事推進中	工事推進	国
	串本太地道路	用地取得及び工事推進中	用地取得及び工事推進	国
	新宮道路	調査設計及び用地取得推進中	調査設計及び用地取得推進	国
	新宮紀宝道路	工事推進中	- （2024年に開通）	国
高速道路（近畿自動車道紀勢線[府県境～南紀田辺間]、京奈和自動車道[県内全線]）の4車線での整備率		47%	47%	国 NEXCO西日本
近畿自動車道紀勢線	有田～印南	完成	-	NEXCO西日本
	印南～南紀田辺	調査設計及び工事推進中	調査設計及び工事推進	NEXCO西日本
国道42号	冷水拡幅・有田海南道路	工事推進中	工事推進	国
	田辺西バイパス	完成	-	国
国道371号 天見紀見トンネル		本体完成	-	県 大阪府
国道169号 奥瀞道路（Ⅲ期）		工事推進中	工事推進	国
和歌山環状北道路		調査推進中	調査推進	国
京奈和関空連絡道路の整備		調査推進中	調査推進	国

イ. 幹線道路ネットワーク等の整備

- ○ 一人でも多くの助かる命を救うため、発災後 72 時間以内に救助・救援活動を確実に展開できる道路ネットワークを整備する。
- ○ 災害に強い道路ネットワークを確保するため、X軸ネットワーク道路や川筋ネットワーク道路などの幹線道路を重点的に整備してきたが、主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を引き続き整備する。
- ○ 集落間や他の道路と連絡する農林道を幹線道路の迂回路として活用できるよう、農林道の整備・保全対策を一層促進する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
発災後72時間以内に救助活動等を確実に展開できる道路ネットワークの整備	整備中	整備推進	国 県
代替性確保のための道路ネットワーク整備率	61%	61%	国 県
幹線道路（X軸ネットワーク道路、川筋ネットワーク道路）の整備	88%	89%	県
L＝15m以上の農道橋における耐震診断の実施（7橋）	2橋	完了	市町村

（2）緊急輸送道路等の通行確保

〈実施方針〉

- **救助・救援のために必要不可欠な緊急輸送道路や地域の幹線道路について、災害時においても円滑な通行を確保するための対策を行う。**

〈具体的な施策〉

ア. 橋梁・トンネル等の対策

- ○ 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性があることから、橋梁耐震化や道路斜面対策を引き続き実施する。
- ○ 橋梁長寿命化修繕計画やトンネル維持管理計画に基づき橋梁・トンネルの老朽化対策を引き続き実施する。

指標	現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
緊急輸送道路における橋梁耐震化率	94%	96%	県
緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率	33%	36%	県
橋梁の要修繕箇所対策率	70%	82%	県
トンネルの要修繕箇所対策率	65%	79%	県

イ. 円滑に通行を確保するための対策

- ○ 道路啓開時における応急対策業務や被害状況調査等の体制を強化するため、実務訓練を実施し、「和歌山県道路啓開計画」を随時見直す。
- ○ 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械や仮設資材が不足しないよう、関係機関との連携を図り、資機材の保有情報を共有する。
- ○ 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれのあることから、市街地等の幹線道路における無電柱化を引き続き実施する。
- ○ 緊急交通路の円滑で安全な通行を確保するため、主要な交差点を中心に非常用電源装置を引き続き配備する。
- ○ 信号機の停止による交通事故の発生や交通渋滞等を抑えるため、経年劣化により倒壊する危険がある信号柱の建て替えや信号制御機の更新、新型光ビーコンの整備などを引き続き実施する。
- ○ 地震時、建築物の倒壊により道路が閉塞するおそれがあるため、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進し、物資の輸送の円滑化を図る。〔再掲〕

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
和歌山県道路啓開計画に基づく訓練の実施	実施	毎年訓練を実施し、その結果を計画に反映	国 県
市街地の幹線道路における無電柱化の延長	30km	32km	国 県 市町村 電気事業者 通信事業者
信号機の非常用電源装置配備	145基	8基／年(既存施設の更新)	県
信号柱の年間建て替え本数	50本	点検結果に基づき更新 (年16本程度)	県
信号制御機の年間更新台数	88台	65台	県
道路交通情報を収集・提供する新型光ビーコンの整備	283基	330基(9基／年)	県
緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化促進〔再掲〕	耐震診断実施率99%	耐震診断実施率100%	建築物所有者
	対象建築物における耐震化の状況の公表 (2024年)	-	

（3）空港・港湾の機能確保

〈実施方針〉

- 災害時の重要な交通手段として、被災者の搬送や物資、人員の受入・輸送拠点となる空港や港湾の機能を確保する。

〈具体的な施策〉

ア. 空港機能の確保

- ○ 南紀白浜空港の空港機能を最低限保持するため、耐震性照査を実施し必要に応じて耐震化を実施する。
- ○ 大規模災害後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を必要に応じて改定する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
南紀白浜空港の耐震化	完了	-	県
南紀白浜空港における事業継続計画の運用	策定済	随時改定	民間会社 県

イ. 港湾機能の確保

- ○ 港湾施設の機能を保持するため、耐震岸壁の耐震性照査を行うとともに、必要に応じて補強（粘り強い構造）を実施する。
- ○ 港湾施設の防波堤について、3 連動地震等の地震に対する耐震性を確認し、必要に応じ耐震化及び耐津波性能化（粘り強い構造）を実施する。
- ○ 海岸保全施設の嵩上げ・耐震化を進めるとともに、最大波に対しても耐津波性能化（粘り強い構造）を推進する。
- ○ 大規模災害後の速やかな港湾機能の維持・回復を図るため、和歌山下津港・日高港における事業継続計画について、必要に応じて改定する。
- ○ 港湾施設について、老朽化の進行による安全性の低下を防止することで、地震、津波や高潮等に対して所要の機能が発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を引き続き推進する。
- ○ 災害時における海上輸送を確保するため、災害時の利用可能船舶を把握し、船舶の利用に係る関係者との協力体制を構築するとともに、物資輸送等を行う協力船舶の燃料を確保する。
- ○ 津波による航路閉塞により入港が困難となることが予測されるため、航路啓開による物流機能の早期回復に向けた活動手順について研修等により周知徹底する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
県の耐震岸壁の延長（680m）	100%	-	県
防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6港）	86%	100%	県
和歌山下津港海岸の事業の推進	70%	85%	国 県
和歌山下津港・日高港の事業継続計画の運用	改定	随時改定	県
港湾施設の老朽化対策率	28%	47%	県
物資輸送等を行う協力船舶（漁船等）用の燃料確保	燃料確保体制整備済	維持	県 関係団体

３.行政の災害対応能力強化

〈現状・課題〉

行政は、災害発生時において、災害情報の収集・伝達をはじめ、救助・救援の依頼・受入・指示など、迅速かつ適切に判断し行動することが求められる。

行政の災害対応能力が欠如していたり、機能不全に陥った場合、正確な情報が伝えられず、救助・救援が遅れ、被害が拡大するおそれがある。

被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生した場合、人員、資機材等の不足が懸念される。

（１）災害対策を確実に推進できる体制の構築

〈実施方針〉

- 大規模災害時においても、行政機能を維持するとともに、災害対策本部を早急に立ち上げ、関係機関と連携した災害対応が確実に行える体制を構築するとともに、救助・救援活動が迅速に行えるよう、早期にドローンにより被害状況を把握及び、孤立集落が発生した場合には、物資を迅速に供給する。

〈具体的な施策〉

ア. 県の災害対応体制強化

- ○ 県内４箇所の広域防災拠点において、国や防災関係機関等による救助・救援等の応援活動を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、それぞれの広域防災拠点の運用方法に応じた開設・運営等訓練を継続して実施する。
- ○ 防災関係機関との更なる連携強化を図るため、津波災害対応実践訓練、図上訓練及び職員参集訓練等の実践的訓練を継続して実施する。
- ○ 孤立集落の状況を収集するために孤立可能性のある 591 集落に配備している防災行政無線等を用いた通信訓練を継続して実施する。
- ○ 重要施設や緊急車両等の燃料を優先的に確保できるよう、緊急燃料要請の情報伝達を確実に行うための訓練を継続して実施する。
- ○ 自衛隊等の受入をスムーズに行い、災害対策本部を迅速に機能させるため、必要な執務スペース、備品等を確保する。
- ○ 危機事象発生時においても、県民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限の行政サービスを継続して提供できるよう、県庁各課室において危機事象業務継続計画の見直しを実施する。

○ 災害対策本部で災害対応に従事する職員の食糧を確保する。

○ 災害時に防災拠点としての機能を十分に果たせるよう、庁舎を耐震化するとともに、津波浸水想定区域に位置する庁舎等を移転する。

○ 市町村等から収集した被害情報等を整理分析し、災害対応に活用するため、総合防災情報システムを再構築する。

○ いつ発生するか分からない災害に備え、防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器の機能確保を実施する。

○ 県内を結ぶ高速大容量ネットワーク「きのくにｅーねっと」について、災害時においても途絶しないよう複線化等を実施する。

○ 港湾施設の被災状況を迅速に把握し、初動対応を円滑化するため、耐震強化岸壁を有する港湾等に津波・波浪ライブカメラを設置する。

○ 災害時における防災ヘリコプター等の夜間運航体制を強化するため、ヘリポートに照明設備を整備する。

○ 大規模災害発生直後における救助・救援の初動活動に必要となる燃料を県で備蓄する。

○ 災害時における被災状況把握のため、人工衛星やドローンを活用した取組を推進する。

■津波・波浪ライブカメラ　2018 年度～

ライブカメラ

県庁南別館

沿岸部の遠隔監視が可能となり、災害時の情報収集が
安全かつ迅速に実施可能

設置箇所

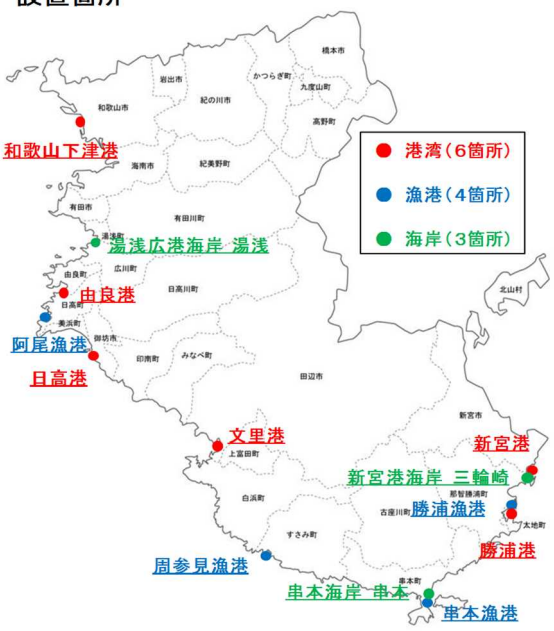

■防災ヘリコプター等の夜間運航体制の強化

2019 年度～

夜間照明設備があるヘリポートは4市町7箇所

・12市町村13箇所に可搬型照明を設置

・県立医大にも夜間照明設備を設置し、
ドクターヘリの運航時間を延長

■被災状況把握体制の強化

2019 年度～

① 民間人工衛星の画像を活用し、
県全体の被災状況を把握

詳細

② 情報収集用ドローンを活用し、
局所的で詳細な状況を把握

・土砂崩れや浸水等の情報を一括して入手可能
・撮影後4～12時間程度で入手可能

・2019年度5機追加導入
・危険で行くことができない箇所の調査体制を確保
・目視外飛行において安定した操縦・撮影ができる職員を育成

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
関係機関との実践的訓練	年4回	継続	県
ブライインド（事前不告知）職員参集訓練	実施中	年1回	県
実践的訓練への応援機関等の参加	90機関／年	100機関／年	県
孤立可能性のある集落における防災行政無線等の設置率	100%	維持	市町村
孤立集落通信確保訓練	実施中	継続	県 市町村
燃料確保にかかる実践的訓練	実施中	継続	県
危機事象業務継続計画	策定済	継続して見直し	県
災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧の確保	必要量を確保済	計画的に更新	県
海草振興局建設部庁舎の建替・移転	建替・移転済	-	県
総合防災情報システム再構築	完了	–	県
津波・波浪ライブカメラの整備率	77%	100%	県
防災ヘリコプター等の夜間運航のための可搬型照明の設置	13箇所	維持	県
災害時における緊急車両や重要施設の燃料備蓄	実施済	継続	県 事業者
人工衛星の画像を活用できる体制整備	宇宙航空研究開発機構との協定締結 人工衛星画像提供業者との契約	継続	県
情報収集用ドローンを活用できる職員の育成（航空法による国土交通省への許可・承認を取得）	102名	各建設部等に2名程度を配備（20名）	県

イ．警察の災害対応体制強化

○ 災害時における警察機能確保のため、警察施設の耐災害性を強化するとともに、110 番通報受理や警察無線による通信指令機能等のシステムや県警ＷＡＮシステムの耐災害性を向上させる。

○ 大規模災害への対応力を強化するため、県警察大規模災害業務継続計画について、必要な見直しを実施するとともに、全警察職員の食糧備蓄について、計画的に更新する。

○ 大規模災害時に行方不明者等を迅速に照合するため、行方不明者届受理システムを構築するとともに、身元確認のためのＤＮＡ型鑑定を行う科学捜査研究所の機材を整備する。

○ 多数検視実施体制を整備するため、関係機関と連携し、多数検視訓練等を継続して実施する。

○ 救助用装備資機材を積載可能かつ、悪天候でも運用可能な全天候型ドローンを活用して、災害時の救援・救助活動を強化する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
全警察職員の備蓄食糧の確保	必要量を確保済	計画的に更新	県

ウ. 市町村の災害対応体制の強化支援

○ 市町村役場機能が著しく低下し、迅速かつ十分な災害対応が出来なくなることを想定し、県職員 720 名で構成した災害時緊急機動支援隊を被災市町村に派遣する。

○ 紀伊半島大水害の被災地に派遣された職員など、廃棄物行政の経験が豊富な県職員を予め災害廃棄物処理支援要員に任命し、発災後速やかに被災市町村へ派遣する。

○ 市町村と協力して住家被害認定業務を円滑に進める「住家被害認定士リーダー」（県職員）を市町村に派遣する。

○ 被害情報などの迅速な把握及び孤立集落に物資輸送を行うためのドローン運用体制の構築を支援する。

■災害時緊急機動支援隊

支援要員を被災地に派遣し、市町村役場や避難所で情報を収集

（緊急機動支援隊の訓練状況）

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
災害時緊急機動支援隊の任命〔再掲〕	720名	維持	県
和歌山県災害廃棄物処理支援要員の任命	31名	維持	県
住家被害認定士リーダー（県職員）任命者	36名	維持	県
ドローン運用体制の構築に取り組んでいる市町村	23市町村	30市町村	市町村

４.地域の防災体制づくり

〈現状・課題〉

大規模災害が発生すると被害が広範囲に及ぶため、行政による救助・救援活動（「公助」）が困難になることが予想される。

また、自分の身の安全は自分で守るという「自助」の意識や、自分たちの地域はお互いに助け合って守るという「共助」の取組が欠如していると、発災時に適切な初動が行えず、被害が拡大する懸念がある。

（１）地域の防災力強化

〈実施方針〉

- 地域における応急活動や救急活動の中心となる人材の育成などにより、地域住民の助け合いによる災害対応力を向上させる。

〈具体的な施策〉

ア. 地域防災の担い手育成

○ 地域における活動の中心となる地域防災リーダーの養成を進めるとともに、自主防災組織の充実・強化を図る。

○ 自主防災組織の代表者等を対象にした避難所運営リーダー養成講座を実施することにより、自主的な避難所運営体制を確保する。〔再掲〕

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
「紀の国防災人づくり塾」修了者	2,752人	維持	県
自主防災組織率	96.8%	100%	市町村 住民
自主防災組織主催の避難（所）訓練の実施	58%	100%	市町村 住民
自主防災関係研修会の開催	1回／年	継続	県
避難所運営リーダーの養成 （当初目標4500人）〔再掲〕	7,071人	4,500人以上維持	市町村

イ. 地域の防災拠点の強化

- ○ 避難場所やオープンスペースとして防災上重要な施設である都市公園について、老朽化対策を実施し施設の長寿命化を図る。
- ○ 高速道路の緊急出入口の整備、ＳＡ・ＰＡの防災施設としての活用や避難路の整備等により、道路利用者や近隣地域の避難場所・防災拠点として、ＳＡ・ＰＡを含めた高速道路の活用を促進する。
- ○ 県内の「道の駅」設置者と災害時の防災拠点として利用できるよう防災上の利用に関する協定を締結し、防災機能の強化を図る。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
防災拠点になり得る「道の駅」との災害時利用協定締結	20市町村（道の駅がある全市町村と協定締結）	維持	国 県 市町村

ウ. 避難行動要支援者対策

- ○ 市町村における避難行動要支援者名簿の随時更新や、平常時から消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等への名簿情報の提供を促進する。
- ○ 高齢者、障害者など、災害時に安全な場所への避難に支援を要する方々の把握と必要な支援体制を整備する市町村を支援する。〔再掲〕
- ○ 市町村における避難行動要支援者の避難支援のために必要な資機材等の整備を支援する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
避難支援プラン（個別計画）の作成市町村〔再掲〕	30市町村	維持	市町村

エ. 帰宅困難者支援

- ○ 災害時に公共交通機関の運行休止や道路の通行不能等により、帰宅困難者が発生した場合に備え、民間事業者と連携した支援体制を整備する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
災害時帰宅支援ステーション事業に関する協定締結事業者	27社	継続	関西広域連合

（2）防災教育の徹底

〈実施方針〉

- 災害から自ら命を守る意識を持つための教育を義務教育の段階から徹底するとともに、防災・減災について地域で学ぶ機会を提供し、住んでいる地域にどういった災害の危険があるのか県民一人ひとりが正しい知識と姿勢を身につけ、地域の災害対応力を高める活動に積極的に参加するよう促す。

〈具体的な施策〉

ア. 地域における学ぶ機会の提供

- 「出張！県政おはなし講座」や「出張！減災教室」を通じた啓発等により、住宅の耐震化、家具固定、ブロック塀の安全対策、火災予防対策など、家庭や地域での防災・減災対策をより一層促進する。
- 災害時において要援護者となる可能性の高い在住外国人に対し、防災講座、救命救急講座を実施する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
「出張！県政おはなし講座」及び「出張！減災教室」の開催	265回（18,897人）／年	250回（22,000人）／年	県
外国人向け防災講座、救命救急講座等の受講者（当初目標 30人／年）	33人／年	51人／年	県

イ. 学校における防災教育

- 「学校における防災教育・安全指針」に基づき、自らの安全を確保するための判断力や行動力を育成する防災教育を充実させる。
- 地域防災を担う青少年を育成するため、高校生防災スクールを引き続き実施し、炊き出し・配膳訓練や避難所のパーテーション組立訓練等を行い、一人ひとりの「自助」の力を養うとともに、「共助」の意識を向上させる。
- 学校（小学校、中学校、高等学校）と地域が連携した、より実践に即した避難（防災）訓練を広める。
- 生徒の防災意識を高めるとともに、災害時の避難場所や避難経路について家族との話し合いを行い、予め決めておくため、避難カードの作成・配布を継続して実施する。〔再掲〕

指標		現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
小中学校での防災教育の実施校数		全ての小中学校	引き続き全ての小中学校で実施	市町村
高校生防災スクールの実施校数		43校	全ての県立学校で実施	県
地域と連携した避難（防災）訓練の実施率	小学校	78.8%	100% （2026年度）	県 市町村
	中学校	71.6%	100% （2026年度）	県 市町村
	高等学校	63.0%	100% （2026年度）	県 市町村

【地域と連携した防災学習の取組例】

新庄地震学

田辺市立新庄中学校第３学年が週１回、総合学習の時間に地域の防災について図書館やインターネット、インタビュー、アンケート等で調べ、１年間のまとめを地域の人たちに発表する取組。平成 13 年度から実施しており、第１回ジャパン・レジリエンス・アワード（強靭化大賞）でグランプリを受賞。

Ⅲ．県民生活の再建と産業の復興

１.迅速な復旧・復興の実現に向けた取組

〈現状・課題〉

被災した地域の復旧･復興が遅れると避難所生活が長くなることで身体的精神的負担が増すことにより県民も生活を再建する気力を失ってしまう。そのまま放っておくと企業活動の停止や企業の県外移転などを招き、被災地から労働人口が流出することになり、地域経済が停滞し、地域の活力が失われてしまう。

災害が発生した後の事後対応だけでは、再建方法の検討や準備に時間がかかり、被災者の生活再建や経済活動の回復が遅れることが懸念される。

また、南海トラフの地震では、災害廃棄物が大量に発生することが想定されており、処理が停滞すると復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。

（１）復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

〈実施方針〉

- 迅速な復旧・復興のため、平時から被災を想定した計画・体制等を準備しておくとともに、復旧・復興を担う人材等の確保に取り組む。
- 大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための体制整備等に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア. 県民生活の早期再建に向けた体制の構築

○ 「復興計画事前策定の手引き」に基づき、市町村の迅速な復興のため、復旧・復興計画の事前策定を促進する。

○ 長期避難者の避難環境を改善するため、公営住宅での受入体制を構築するとともに、ホテル、旅館等と協定を締結するなど避難者の受入体制を強化する。

○ 住宅を失った被災者に対する住居を緊急的に確保するため、「東海・東南海・南海３連動地震及び南海トラフ巨大地震による被害想定（平成26年和歌山県公表）」に基づいた応急住宅確保計画の見直しを実施する。

○ 住宅再建の支援や手数料の減免など、被災者の生活再建を支援する制度を検討し、準備する。

○ 全国から寄せられる災害義援金について、早期かつ適切に被災者に配布する。

○ 災害後の円滑な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界や所有者等の情報を明確に把握するため、地籍調査を一層促進する。

○ 被災後の県民生活を経済的に支えるため、地震保険について普及啓発を行う。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
復旧・復興計画の事前策定市町村数	10市町	30市町村 （2026年度）	市町村
災害時避難者受入れ協定の締結	締結	維持	県 旅館ホテル生活衛生同業組合
応急仮設住宅建設候補地確保のための調査	全市町村1回／年	継続	県
津波浸水想定区域の地籍調査実施率	66.0%	70.6%	市町村

イ. 復旧・復興を担う人材等の確保

○ 被災者生活再建支援法に基づく支援金など公的支援を受けるために必要となる住家被害認定の手続を迅速かつ円滑に進められるよう、住家被害認定士を引き続き養成するとともに、市町村と協力して認定業務を円滑に進める「住家被害認定士リーダー」（県職員）を確保する。

○ 被災した宅地や建築物を調査し、余震による倒壊や外壁、窓ガラスの落下の危険性を判定する危険度判定士を引き続き養成し、二次災害による被害を防止する。

○ 復旧・復興に大きな役割を果たすボランティアを迅速に受け入れるため、災害ボランティアや生活支援など専門性を持つＮＰＯ関係者のボランティアの確保を一層進める。

○ 公共インフラの整備及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者が不足しないよう、県内業者により施工が可能と見込まれる工事は可能な限り県内業者に発注するなど県内建設業者の育成を図る。

○ 入札参加資格審査や総合評価方式での若手・女性技術者への配慮や人材育成事業などにより、若手・女性技術者の入職・育成を推進する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
住家被害認定士数（当初目標1,000人）	1,957名	維持	県
住家被害認定士リーダー（県職員）任命者〔再掲〕	36名	維持	県
被災宅地危険度判定士の登録者数 （当初目標100人）	674人	600人以上維持	県
被災建築物応急危険度判定士の登録者数 （当初目標1,000人）	1,085人	1,000人以上維持	県
災害ボランティア登録者数	617人	650人	県社会福祉協議会・県災害ボランティアセンター
被災地の生活支援を行うNPO団体のボランティア登録者数	890人 (2024年)	920人	県
県発注建設工事における県内企業の受注割合（件数）	99.7%	98%以上維持	県
建設業における主任技術者の若手・女性割合	14.6%	15%以上維持	県

ウ. 迅速な復旧・復興に向けた災害廃棄物等処理体制の整備

- ○ 被災市町村において災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、災害廃棄物処理計画を随時見直し、市町村における適正な処理体制の構築を働きかける。
- ○ 発生した災害廃棄物の処理を迅速に進め、一刻も早い生活圏からの搬出を実現するために、平時より災害廃棄物発生量の推計に合わせた市町村における仮置場の確保を支援する。
- ○ 紀伊半島大水害の被災地に派遣された職員など、廃棄物行政の経験が豊富な県職員を予め災害廃棄物処理支援要員に任命し、発災後速やかに被災市町村へ派遣する。〔再掲〕
- ○ 市町村、派遣された県職員、処理業者等が災害廃棄物処理スキームを作成し、発生現場での災害廃棄物の分別の徹底や最終処分量の低減をしたうえで、広域調整などの対応を積極的に行い、処理の迅速化を図る。
- ○ 災害により倒壊した建築物等から飛散するアスベストによる健康被害を防止するため、県が策定した災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアルを市町村に浸透させ、災害時のアスベスト対策について市町村マニュアル策定等を働きかけ、市町村と連携した体制を整備する。
- ○ 毒物劇物の流出等による副次的な被害を抑制するため、毒物劇物地震対策協議会を設立し、処理剤の提供など近隣事業所との相互協力体制を強化する。

○　処理人員、処理剤の必要量など、災害発生時において、迅速な毒物劇物の処理体制を構築するため、平時においても定期的に各事業所における毒物劇物の取扱量やその種類、保有処理剤等の調査を引き続き実施する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
災害廃棄物処理計画を策定した市町村	30市町村	維持	市町村
3連動地震による災害廃棄物発生推計量を許容できる仮置場候補地の選定	22市町村	30市町村	市町村
和歌山県災害廃棄物処理支援要員の任命〔再掲〕	31名	維持	県
産業廃棄物処理業界との合同訓練等の実施	年2回	継続	県 市町村 産業廃棄物処理業者
アスベスト被害を防止するマニュアルを策定した市町村数	26市町	30市町村	市町村
毒劇物の取扱マニュアルに基づく研修会の実施	年3回	維持	県
毒劇物の取扱量やその種類、保有処理剤等の調査	実施 （2022年度）	3年ごとに実施	県

２.迅速な産業活動の再開に向けた取組

〈現状・課題〉

道路など地域の経済基盤の被災や有害物質の流出など二次災害の発生により、経済活動が機能不全となる事態が懸念される。長期間の経済活動の停滞は、県内企業の生産力、競争力の低下を招き、県民生活の再建に大きな影響を及ぼすおそれがある。

特に本県の重要産業である農林水産業は、これまでも自然災害により何度も大きな被害を受けている。

（１）経済基盤の機能維持

〈実施方針〉

- 早期の復旧・復興につなげるため、地域の経済被害を低減する防波堤の整備や重大な二次災害の防止などを進めるとともに、道路や港湾など産業を支える物流ネットワークの機能維持に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア. 重大な経済的被害を防止する対策

○ 地域の経済被害を低減するため、15 市町（6 港湾、10 漁港）について 3 連動地震に対する耐震性を確認し、必要に応じ耐震化及び耐津波性能化（粘り強い構造）を実施する。〔再掲〕

○ 県、消防、警察、石油コンビナート事業所等の関係機関が災害時に連携して、的確な応急対策がとれるよう、実際に起こりうる災害を想定した実践的な石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施する。

指標	現状（2023年度）	目標（2025年度）	実施主体
港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率（6港湾、10漁港）〔再掲〕	74%	85%	県
実践的な石油コンビナート等総合防災訓練の実施	実施中	継続	県

イ．産業を支える物流ネットワーク等の機能維持

- ○ 救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2車線区間の4車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する。〔再掲〕
- ○ 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路が寸断する可能性があることから、橋梁耐震化や道路斜面対策を引き続き実施する。〔再掲〕
- ○ 南紀白浜空港の空港機能を最低限保持するため、耐震性照査を実施し必要に応じて耐震化を実施する。〔再掲〕
- ○ 大規模災害後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を必要に応じて改定する。〔再掲〕
- ○ 港湾施設の機能を保持するため、耐震岸壁の耐震性照査を行うとともに、必要に応じて補強（粘り強い構造）を実施する。〔再掲〕
- ○ 港湾施設について、老朽化の進行による安全性の低下を防止することで、地震、津波や高潮等に対して所要の機能が発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を引き続き推進する。〔再掲〕
- ○ 大規模災害後の速やかな港湾機能の維持・回復を図るため、和歌山下津港・日高港における事業継続計画について、必要に応じて改定する。〔再掲〕
- ○ 耐震化が行われていない駅舎等の鉄道施設の対策がさらに進むよう事業者に働きかける。〔再掲〕
- ○ 市町村におけるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワーク再構築の取組を関係者と連携しながら支援する。

指標			現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
高速道路の供用率〔再掲〕			80%	81%	国
	国道42号線	すさみ串本道路〔再掲〕	工事推進中	工事推進	国
		串本太地道路〔再掲〕	用地取得及び工事推進中	用地取得及び工事推進	国
		新宮道路〔再掲〕	調査設計及び用地取得推進中	調査設計及び用地取得推進	国
		新宮紀宝道路〔再掲〕	工事推進中	- （2024年に開通）	国
高速道路（近畿自動車道紀勢線[府県境～南紀田辺間]、京奈和自動車道[県内全線]）の4車線での整備率[再掲]			47%	47%	国 NEXCO 西日本
	近畿自動車道紀勢線	有田～印南〔再掲〕	完成	-	NEXCO 西日本
		印南～南紀田辺〔再掲〕	調査設計及び工事推進中	調査設計及び工事推進	NEXCO 西日本
緊急輸送道路における橋梁耐震化率〔再掲〕			94%	96%	県
緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率〔再掲〕			33%	36%	県
南紀白浜空港の耐震化〔再掲〕			完了	-	県
南紀白浜空港の事業継続計画の運用〔再掲〕			策定済	随時改定	民間会社 県
県の耐震岸壁の延長（680m）〔再掲〕			100%	-	県
港湾施設の老朽化対策率〔再掲〕			28%	47%	県
和歌山下津港・日高港の事業継続計画の運用〔再掲〕			改定	随時改定	県
地域公共交通計画策定市町村数			12市町	30市町村 （2028年度）	市町村

（2）産業の持続性強化

〈実施方針〉

- 災害や事故が発生した場合でも企業の重要業務が中断しないよう、民間企業の事業継続計画等の策定を支援するとともに、経済活動にかかせない金融、物流拠点等の防災・減災対策を促進する。
- 農山漁村の防災・減災対策を総合的に実施し、農林水産業被害を最小限に防ぐとともに、農産物、水産物の物流が迅速に回復し、継続できる体制整備を促進する。
- 重大な影響が懸念される観光産業を維持するため、観光資源や文化財の保護など迅速な復興に向けた対策に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア. 企業の事業継続支援

- ○ 災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、実践的な策定講座の開催支援やホームページ等による情報提供に加え、経済団体、金融機関、専門家と連携した取組を実施することで、企業の事業継続力強化計画等の策定を支援する。
- ○ 小規模事業者については、事業継続力強化支援計画を商工会・商工会議所と市町村が共同で策定し、防災・減災対策の強化を図る。
- ○ 被災した事業者等の事業継続と早期の復旧を支援する制度を検討し、準備する。
- ○ 災害による影響を最小限に抑えるため、中小企業の事業用施設の防災対策を制度融資により促進するとともに、大規模災害による復旧対策への融資制度を維持する。
- ○ 機能が停止すれば、経済活動に甚大な影響を及ぼす金融機関に対し、店舗の耐震化、自家発電設備の整備、飲料水・食糧・燃料等の備蓄など、発災後の機能維持のための対策の実施を働きかける。
- ○ 企業の経済活動に必要不可欠な工業用水が利用できなくなる事態を避けるため、老朽化した工業用水道施設（タンク・水管橋等）の耐震対策を継続して実施する。

指標		現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
経済団体や金融機関等主体による企業の事業継続計画策定の啓発		経済団体等主体のセミナー開催	維持	経済団体等
経済団体で設置する専門家派遣制度		設置	維持	経済団体
事業継続力強化支援計画の策定	商工会議所 （7団体）	完了	維持	商工団体 市町村
	商工会 （31団体）			
中小企業融資制度「安全・安心推進資金」による防災対策に係る資金の融資〔再掲〕		同資金を制度化	維持	県
中小企業融資制度「災害復旧対策資金」による災害復旧に要する資金の融資		同資金を制度化	維持	県
金融機能の機能維持のための金融機関相互の連絡体制を構築		県内金融機関相互支援協定締結	維持	金融機関
工業用水道事業に係る配水重要施設(タンク・水管橋等)の耐震対策進捗率		48%	70%	県

イ. 農林水産業の持続性確保

- ○ 農山漁村の安定的な経営や安全安心の生活のため、地域間交流拠点施設の防災・減災対策、鳥獣害対策、農地・森林等の荒廃防止対策等、農山漁村における総合的な防災減災対策を推進する。
- ○ 農業水利施設等の機能を維持するため、機能診断を踏まえた保全対策等を一層促進する。
- ○ 被害を受けた農地の早期復旧を支援するため、国の災害復旧事業の査定等を迅速に進める。
- ○ 農地復旧について、平成23年の台風12号被害を受け、国に働きかけた結果、傾斜20度を超える農地災害が国庫補助対象となるように政令改正された。このような制度も活用して、農地の早期復旧を支援する。
- ○ 土地改良区の維持管理を適切かつ継続的に行うため、施設管理者の業務体制の確立と体制強化に向けて、土地改良区維持管理継続計画マニュアルを作成し、各土地改良区の維持管理継続計画策定を支援する。
- ○ 災害時に生産施設および農作物の被害を最小限に防ぎ、生産機能を維持するため、自然災害に強い園芸用ハウスの導入を推進する。
- ○ 災害時においても卸売市場機能を維持するため、老朽化が進む和歌山市中央卸売市場や県内の地方卸売市場の施設の耐震化等を支援するとともに、災害時においても市場機能が確実に継続できる体制づくりを推進する。

○ 食糧供給や金融、燃料供給などＪＡの事業を災害時においても継続するため、ＪＡ和歌山中央会及び県内ＪＡが策定している事業継続計画に従い行動するよう指導する。

○ 大規模自然災害により県内検査施設が被災した場合でも、畜産業に多大な影響があるＣＳＦ（豚熱）、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病のまん延を防ぐため、近隣府県と協力した検査施設のバックアップ体制を確保する。

○ 水産物の生産・加工・流通機能を維持するため、漁港施設（外郭施設等）の耐震化及び耐津波性能化（粘り強い堤防構造）・嵩上げ等の対策を引き続き実施する。

○ 地域水産業の早期回復のため、主要な陸揚げ岸壁等の耐震・耐津波化対策を実施する。

○ 漁港施設について、老朽化の進行による安全性の低下を防止することで、地震、津波や高潮等に対して所要の機能が発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を引き続き推進する。

○ 水産物流通の円滑な回復に向けて、水産庁が策定した「漁業地域における水産物の生産・流通に関するＢＣＰガイドライン」を活用し、県内の流通主要漁港周辺地域の業務継続計画策定を促進する。

○ 被災した農林水産業者の早期事業再開と事業継続を図るため、融資制度等を準備する。

○ 大量の海岸漂着物等は、漁業活動に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、「和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、平時より海岸漂着物等の回収・処理を徹底する。

指標	現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
県営造成基幹水利施設の機能診断を踏まえた保全対策	8施設	15施設	県
農業用パイプライン106路線の減災対策率（緊急遮断弁設置）	46%	54%	県
一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率	23%	100%	土地改良区
自然災害に強い園芸用ハウスの占める割合	44.8%	50.0%	県
和歌山市中央卸売市場の整備	工事推進中	完成	和歌山市
県内JAの業務継続計画策定率	100%	維持	県内JA
病性鑑定施設利用に係る近隣府県との協力体制	構築	維持	国 隣接府県
復旧復興を早期に行うための防波堤等の耐震化及び耐津波性能化率12漁港 L＝6,478m	64%	70%	県
主要な陸揚げ岸壁等の耐震・耐津波化対策率（2781.6m）	28%	50%	県
漁港施設の老朽化対策率（132施設）	27%	30%	県
県内流通主要漁港周辺地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画策定率	40%	40%	県 市町村 関係団体
重点区域における海岸漂着物等の回収・処理の実施	実施中	継続	県

ウ. 観光資源や文化財の保護

- ○ 大量の海岸漂着物等は、観光産業に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、「和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、平時より海岸漂着物等の回収・処理を徹底する。〔再掲〕
- ○ 被災による文化財の喪失は、文化を衰退させ、観光産業にも甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、お身代わり仏像や文化財データベースの作成等を推進し、文化財の次世代継承を図る。
- ○ 博物館の移転・リニューアル等により、貴重な展示物・収蔵物を保護する。

指標		現状 （2023年度）	目標 （2025年度）	実施主体
重点区域における海岸漂着物等の回収・処理の実施〔再掲〕		実施中	継続	県
文化遺産・施設等の災害対策 （新宮城跡の石垣修理）		未着手	修復完了 （2031年度）	新宮市
有形文化財（仏像・建造物）のデータ蓄積	仏像等現地調査	10箇所	10箇所／年	県
	建造物のデータベース登録	140件 （文字情報、図面等データ）	随時更新	

■お身代わり仏像　2012 年～

仏像の 3D レプリカを作り、本物は博物館に寄託し、お身代わりを仏像所有者に提供

第４章 強くしなやかな国づくりに向けて

I. 国土のリダンダンシー確保

南海トラフ地震では、本県だけでなく、関東から九州まで広い範囲で被害が想定されている。一方、我が国では、太平洋側の臨海部を中心に重厚長大型産業が発展し、それにあわせて鉄道や道路、港湾などの社会資本が整備され、太平洋ベルトと呼ばれる国土軸を形成してきた。ひとたびこれらの幹線が寸断すると、物流も含めた産業活動が停止し、日本経済全体が大きな打撃を受けるおそれがある。そのような事態を避けるため、また、災害時の救助・救援を可能にする観点からも、東西をつなぐ新たな幹線となる道路・鉄道などの代替ルートを整備し、その沿線沿いに産業を発展させるとともに、リダンダンシーを確保することにより、災害に強い国土を形成することが必要である。

また、首都直下地震は今後 30 年以内に発生する確率が 70%程度と評価されている一方で、東京圏には、国や企業の中枢機能が集中している。このような状況で東京圏が大規模に被災すると、経済活動の停止、首都機能の麻痺などで日本全体が機能不全に陥るおそれがある。このため、平時から政治、行政、経済の機能・権限の分散も含め、中枢機能のバックアップ体制を構築しておくことが必要である。

１.リニア中央新幹線等の早期整備

リニア中央新幹線は、我が国経済を支える東西の大動脈である東京～大阪間の高速鉄道網のリダンダンシーを高めることが期待できるため、国家プロジェクトとして早期開業を推進する必要がある。

２.関空・紀淡・四国高速交通インフラの早期実現

大阪以西については、広域的な高規格道路や高速鉄道が山陽地域に集中しており、リダンダンシーが確保されていない。現在の国土軸が寸断した場合の代替ルートとして、また、救助・救援ルートとして、本県と四国・九州とを結ぶ高速交通インフラの早期実現が必要である。

■西日本におけるリダンダンシーの確保

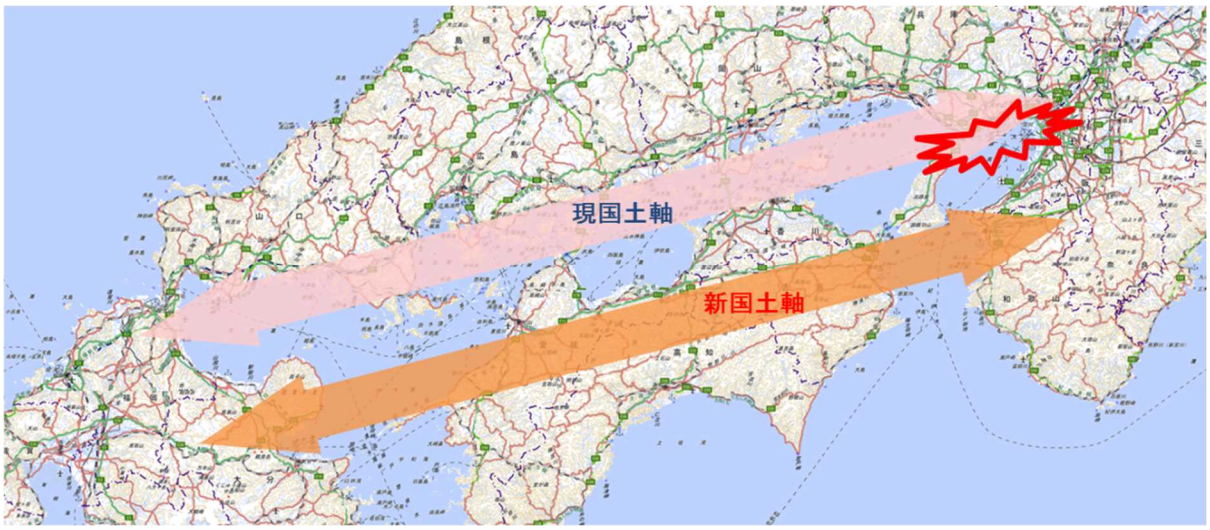

国土地理院ＨＰより作成

３.双眼型の社会構造の実現

東日本大震災の教訓から、大規模災害に対する国家の危機管理として東京一極集中の是正は急務である。

古くから日本の中心地として栄えた関西には、国の地方支分部局や民間企業の集積があり、国内外との交通輸送手段や情報通信機能、大学や研究機関など産業基盤も充実している。

このため、平時から非常事態を想定した備えとして、関西に政治、行政、経済の機能・権限を分散し、双眼型の社会構造を構築していく必要がある。

Ⅱ．次世代につなぐ防災教育の推進

1854 年、安政南海地震による津波に広村（現在の和歌山県広川町）が襲われた際、濱口梧陵は、貴重な稲むら（稲束を重ねたもの）に火を放ち、これを目印に村人を誘導し、多くの人々の命を救った。その後、梧陵は、被災者救済のため、小屋の建設、農機具・漁業道具等の提供を行ったほか、私財を投じて防波堤の築造にも取り組んだ。この防波堤は、のちの昭和の南海地震（1946 年）の際、津波の被害を最小限に抑え、住民の命を救った。

災害による犠牲者をゼロとするためには、過去の災害から教訓を得て、将来の災害に備えることが重要である。しかしながら、年月が経過し災害への関心が薄れると、同じ過ちを繰り返してしまうおそれがある。災害を知らない世代に過去の災害の教訓を伝え、防災意識をしっかりと持ってもらうことが、自助や共助の実践に繋がり、結果として多くの命を助けることになる。災害に強い地域づくり、ひいては強靭な国づくりに繋げていくため、全国的に防災意識を持たせる取組を進めていく必要がある。

なお、我が国では、濱口梧陵が多くの人命を救った 11 月 5 日を「津波対策の推進に関する法律」により「津波防災の日」として定めており、また、平成 27 年 12 月には、国連総会において、11 月 5 日は 「世界津波の日」と制定されている。今後も濱口梧陵の精神を全世界に発信し、次世代に過去の災害の教訓を伝えることで、津波防災意識のさらなる向上を図っていく必要がある。

１.防災教育の充実

防災教育は、現役の児童・生徒が学ぶだけでなく、その子供たちが大人になったとき、家庭での防災意識が一層高まり、次の世代の子供たちへと確実に受け継いでいくことが目標である。

濱口梧陵の偉業は、昭和 12 年から約 10 年間、教材「稲むらの火」として小学校の国語の教科書に掲載され、全国の子供たちが津波の恐ろしさと逃げることの重要性を学んだ。平成 23 年度からは、津波後の復興事業の内容も含めて一部の教科書で再び掲載されている。こうした教材を活用した防災教育を全国の学校で継続して行っていくことが必要である。

また、和歌山県土砂災害啓発センターでは、平成 23 年の紀伊半島大水害に関する記録誌や映像を活用し、地域住民への啓発、県内外の児童・生徒向けの防災教育及び観光客への災害実態の紹介に努めていく必要がある。

さらに、南紀熊野ジオパーク (※) では、紀伊半島の大地の成り立ちについての理解が、地震や津波、風水害の発生メカニズムの学習に役立つことから、地域の防災教育につなげる取組を行っていく必要がある。

(※) 南紀熊野ジオパーク

和歌山県の新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、奈良県十津川村の一部の 10 市町村をエリアとし、プレートの沈み込みに伴って生み出された 3 種類の大地、それらが作る独特の景観、温暖湿潤な気候がもたらす多種多様な動植物、そしてそこから生まれた熊野信仰や筏流しなど、数多くの優れた自然や文化を体感できるところとして、2014 年 8 月に日本ジオパークとして認定された。

南紀熊野ジオパークの大地の成り立ちを学ぶことができる
「南紀熊野ジオパークセンター」や「学習用ハンドブック」

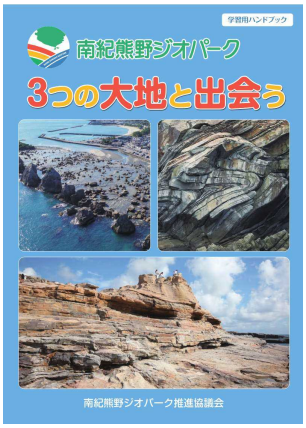

2.防災文化の醸成

岩手県では、明治三陸地震や昭和三陸地震での津波の教訓が「津波てんでんこ」として地域に定着している (※1)。東日本大震災において釜石市の児童・生徒がこの教訓を基に避難行動を実践し、津波から逃げ切ることができた。

また、「稲むらの火」の舞台となった広川町では、偉大な先人の功績と遺訓を語り継ぎ、来るべき津波災害から大切な命とくらしを守るための様々な取組が引き継がれている (※2)。

さらに、平成 30 年には、「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」を各国の国土強靭化を担う将来のリーダー育成を目的に開催し、「稲むらの火」の精神を将来へ継承していくことを宣言した。(※3)

このように防災意識を地域に根付かせ、防災文化として醸成していくとともに、全国各地域、そして世界に広めていく必要がある。

(※1)　津波てんでんこ

・「地震が起これば津波が来るから、各自てんでんばらばらに一刻も早く高台に逃げろ」という三陸地方の言葉

(※2)　災害を語り継ぐ取組

・「津浪祭」や「稲むらの火まつり」などの地域行事の開催

・住民参加による津波避難訓練の実施

・複合的な防災教育施設「稲むらの火の館」の整備

濱口梧陵の人柄や偉業に触れることができる「濱口梧陵記念館」と、津波の恐ろしさ、威力を体感できる 3D シアターやゲームなどを通じて楽しみながら防災を学べる防災体験室などを備えた「津波防災教育センター」が併設

（※3）　稲むらの火　継承宣言

「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」において、「稲むらの火」の精神を将来へ継承していくことが宣言された。

稲むらの火　継承宣言

２０１５年１２月の国連総会で１１月５日が「世界津波の日」と制定されたのは、安政元年（１８５４年）１１月５日、安政南海地震による津波が現在の和歌山県広川町を襲った際、濱口梧陵が稲むらに火をつけ、村人を高台へ導いて、多くの命を救った「稲むらの火」の故事にちなんだものです。

その後、濱口梧陵は自らの財産を使って村の再生を支援し、将来の津波に備えて堤防を築き、この堤防は昭和２１年（１９４６年）１２月の昭和南海地震による津波の被害を最小限に抑えました。

これから私たちが、それぞれの国で防災活動に取り組むうえで、「稲むらの火」の故事に含まれる①人命救助、②地域の復旧・復興、③将来の災害への備え、の３つの要素を考えることは、非常に大切なことです。

本年、私たち世界４８カ国の高校生は「稲むらの火」発祥の地である和歌山県に集まり、地震津波などの自然災害から命を守るため、私たちが何をするべきか、私たちに何が出来るかを話し合い、共有しました。

１　災害について知識を得る
○ 自然災害に対する備えができていないことが最も憂慮すべき問題であると感じました。
○ 生徒全員が学べるよう、自然災害に関する教科課程に組み入れられるアイデアを共有しました。
○ 地域住民全員と災害リスク軽減活動（避難訓練など）に取り組んでいきたいと思います。

２　災害に備え意識を高める
○ 災害とは、地域ごとに異なる地理的特徴と関係があると感じました。
○ 被災者の話を聞き災害に対する備えの重要性について市民の意識を高めるためのアイデアを共有しました。
○ 各種ツール（HOPE情報など）について知り、実際の避難時に人々の助けになるような
　ユニバーサルデザインの標識を設置する努力をしようと思います。

３　災害から生き抜く
○ 災害後の復旧・復興について事前に計画を立てることが重要だと感じました。
○ 災害前・災害時・災害後の助け合いの重要性について認識を共有しました。
○ 地域のリーダーまたは専門家による講演やハザードマップを通して自然災害のリスクについて啓発し、
　災害時にパニックに陥らないよう明確なルールと計画を作成しようと思います。

世界中の防災意識をさらに向上させていくため、私たち若い世代が濱口梧陵をはじめとする偉大な先人の志を継承し、このサミットにおいて学んだ「災害から命を守る」ためになすべきことを、それぞれの国において、私たち一人一人が実践していく決意をここに宣言します。

２０１８年１１月１日

「世界津波の日」２０１８高校生サミットｉｎ和歌山

<参考資料１　「３連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定>

【津波浸水想定の概要（平成２５年３月公表）】

	３連動地震 （H25和歌山県）	南海トラフ巨大地震	
		H25和歌山県	H24内閣府
地震規模	Mw８．７	Mw９．１	Mw９．１
最大津波高	５m　～　１０m	８m　～　１９m	８m　～　２０m
想定浸水区域	5,660ha	12,620ha	10,660ha
最短津波到達時間	第１波最大津波高：5分	津波高１m：３分	津波高１m：２分

【地震被害想定の概要（平成２６年３月公表）】　　※被害が最大となる数値を採用

		３連動地震 （H26和歌山県）	南海トラフ巨大地震 《地震：陸側ケース、津波：ケース③》	
			H26和歌山県	H24内閣府
震度分布		震度５強　～　震度７	震度６弱　～　震度７	震度６弱　～　震度７
建物被害	全壊棟数	約５万９千棟	約１５万９千棟	約１９万棟
	半壊棟数	約８万８千棟	約１０万１千棟	－
人的被害	死者数	約１万９千人	約９万人	約８万人
	負傷者数	約１万９千人	約４万人	約３万９千人
ライフライン被害	上水道	約８８万人	約９７万人	約８６万人
	下水道	約１４万人	約１８万人	約２０万人
	電力	約１８万軒	約５０万軒	約７４万軒
	通信	約８万回線	約24万回線	約１９万回線
	都市ガス	約２万戸	約１万６千戸	約１万８千戸
交通施設被害	道路	約１５００箇所	約２１００箇所	約１９００箇所
	鉄道	約６００箇所	約８００箇所	約８００箇所
	港湾	約１００箇所	約３００箇所	約３００箇所
生活への影響	避難者	約２８万人	約４４万人	約４５万人
	帰宅困難者	約１９万人	約１９万人	約６万人
	物資	約２００万食	約３１０万食	-
	医療機能	約６千病床が不足	約２万病床が不足	-
災害廃棄物等		約８００万トン	約２２００万トン	約２３００万トン

※　南海トラフ巨大地震の津波浸水想定については、本県の被害が最大となる「内閣府ケース③」を採用
（平成25年３月に公表した津波浸水想定は、内閣府の複数ケースを組み合わせ）

<参考資料２　脆弱性評価>

１．脆弱性の枠組

令和元年６月に内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第６版）」に基づき、次の枠組及び手順により脆弱性評価を行った。

（１）想定するリスク

県民生活・地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されうるが、南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70～80％と評価されていること、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を想定した。

（２）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価にあたっては、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、

ⅰ）犠牲者をゼロとする

ⅱ）社会の重要な機能を維持する

ⅲ）県民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に留める

ⅳ）迅速な復旧復興を図る

の４つを基本目標とした。また、基本目標を細分化し、８つの「事前に備えるべき目標」と、47 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

※新たに追加した「起きてはならない最悪の事態」

・「劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生」

・「貴重な文化財等の喪失による文化の衰退」

・「事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態」

２．評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在の施策を進めるだけで十分か分析し、不足する場合には必要な施策等を検討した。また、評価に当たっては、実施主体を明確化し、できる限り指標を設定することで、進捗状況を定量的に把握できるよう努めた。

「起きてはならない最悪の事態」に関する脆弱性とそれを回避する観点から現在取り組んでいる施策の評価

基本目標	事前に備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態
ⅰ）犠牲者をゼロとする ⅱ）社会の重要な機能を維持する ⅲ）県民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に留める ⅳ）迅速な復旧復興を図る	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる	1-1	大規模津波等による多数の死者の発生
			1-2	都市部等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
			1-3	不特定多数が集まる施設の倒壊･火災
			1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足
			2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-4	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水･食糧等の供給不足
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化･死者の発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	県庁機能の機能不全
			3-2	行政機関（県庁除く）の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
			3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3-4	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
			5-2	複数空港の同時被災
			5-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-4	食料等の安定供給の停滞
			5-5	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			5-6	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-7	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-8	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	地域交通ネットワークが分断する事態
			6-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
			6-3	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
			6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散･流出
			7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
			8-2	鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態
			8-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-6	貴重な文化財等の喪失による文化の衰退
			8-7	事業用地の確保、仮設住宅･仮店舗･仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

1．大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1）大規模津波等による多数の死者の発生

○避難場所には安全レベルを設定し、時間的に余裕のある場合は県民がより安全な場所に迅速に逃げられるようにする必要がある。
○津波浸水地域の住民一人ひとりがどの避難経路を通ってどこに避難するのかを周知する必要がある。
○住民の早期避難につなげるため、津波をいち早く把握して迅速に情報提供する必要がある。
○津波到達時間を考慮し、避難路の整備、津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定など、住民の安全を確保するためにより安全な避難場所の確保が必要である。
○地震により倒壊した建物等が避難を妨げず、安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成24年和歌山県条例第45号）（津波避難路条例）に基づく特定避難路の指定を進める必要がある。
○住民一人ひとりが津波避難訓練に参加し津波避難場所までの経路や所要時間を確認する必要がある。
○迅速な避難の妨げにならないよう、住宅の耐震化・家具固定・ブロック塀の安全対策など家庭や地域での取組を推進しているが、各家庭における防災・減災対策をさらに進める必要がある。
○観光客等、周辺に土地勘のない者も早期に避難できるようにする必要がある。
○高齢者、障害者など、災害時に必要な情報を把握して安全な場所への避難に支援を要する人の把握と支援体制の構築が必要である。
○河川・港湾・漁港・海岸保全施設については、大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。
○地震後においても、その機能を保持するよう、水門・樋門の耐震化を実施する必要がある。また、水門・樋門及び陸閘の操作従事者の安全を確保するため、河川においては、水門・樋門の自動化又は遠隔操作化を実施する必要があり、海岸においては、陸閘の電動化を実施する必要がある。
○津波来襲時にプレジャーボートが漂流することで、背後地の被害の拡大につながるおそれがあるため、船舶係留施設を整備する必要がある。
○南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域においては、3連動地震の津波対策では解消できない区域があり、高台移転や複合避難ビル等構造物の整備等による地域改造などを検討していく必要がある。
○紀伊半島は南海トラフの震源域に近く、津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（津波避難困難地域）が存在するため、全ての住民が津波から避難できるよう、津波避難困難地域を解消することが必要である。
○発生頻度が高い3連動地震の津波避難困難地域において、避難路や津波避難タワーの整備によっても解消が困難な地域においては、津波の第1波を防ぎ、避難時間を確保するため、河川・海岸堤防の早期整備や海岸保全施設・漁港施設（外郭施設等）の嵩上げ・耐震化が必要である。
○巨大地震による津波避難困難地域の解消のための具体的な対策を検討することが必要である。
○南海トラフ巨大地震は、高い津波が極めて短時間に到達するため、津波避難困難地域が多数存在するため、全ての住民が津波から避難できるよう、津波避難困難地域を解消することが必要である。
○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2車線区間の4車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。
○大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。
○海岸保全施設の嵩上げ・耐震化を進めるとともに、最大波に対しても耐津波性能化（粘り強い構造）を推進する必要がある。
○災害時においては、地域住民等による、地域の状況・特性に応じた応急活動や救援活動が重要であり、自主防災組織や地域防災リーダーのさらなる充実・強化が必要である。

指標（現状値）

- 安全レベルを設定した津波避難場所数　1,812箇所
- 市町村において避難勧告等の発令基準（津波災害に係るもの）を随時見直し　19市町
- 津波避難ビルの指定数　297棟
- 避難路の整備箇所数　868箇所
- 津波避難タワー整備箇所数　20箇所

・津波避難ビル機能を有する県営住宅の整備　－
・特定避難経路の提案を市町村に働きかけ　11 市町
・和歌山県津波予測システムによる県内沿岸の津波予測地点（98 箇所）　98 箇所
・津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成　5 市町
・避難対策ワークショップ開催数　44 回
・沿岸 19 市町における津波避難訓練の実施（沿岸市町以外でも地震避難訓練等を実施）　実施中
・家具固定率　45.5%　(2016 年度)
・避難支援プラン（個別計画）の作成市町村　21 市町村
・港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率（6 港湾、10 漁港）　12%
・復旧・復興を早期に行うための防波堤等の耐震化及び耐津波性能化率　12 漁港 L=6,478m　19%
・河川管理施設の津波対策整備率（3 河川）　38%
・河川における水門及び樋門の耐震化及び自動化又は遠隔操作化の整備率（15 施設）　86%
・津屋川ポンプ場（水門）　実施中
・プレジャーボート収容率　港湾 77%　漁港 72%
・３連動地震の津波避難困難地域　3 町 9 地域
・津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成（3 連動地震の津波避難困難地域）　－
・津波第１波に向けた堤防整備・港湾整備率（3 町 6 地域）　56%
・巨大地震の津波避難困難地域解消対策策定市町数　7 市町
・南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域　9 市町 55 地域
・津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成（巨大地震の津波避難困難地域）　2 市町
・高速道路の予定延長に対する（2 車線供用区間を含む）供用率　80%
・すさみ串本道路　工事推進中
・串本太地道路　測量設計中
・新宮道路　新規事業化（2019 年度）
・新宮紀宝道路　工事推進中
・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の 4 車線での整備率　28%
・有田～印南　工事推進中
・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］
・国道 42 号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中
・国道 42 号　田辺西バイパス　工事推進中
・国道 371 号　新紀見トンネル　工事推進中
・国道 169 号　奥瀞道路（Ⅲ期）工事推進中
・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中
・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中
・防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6 港）　15%
・和歌山下津港海岸の直轄事業の推進　43%
・「紀の国防災人づくり塾」修了者　1,898 人
・自主防災組織率　87.2%
・自主防災組織主催の避難（所）訓練の実施　54%
・自主防災関係研修会の開催　2 回／年

1-2）都市部等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

○迅速な避難の妨げにならないよう、住宅の耐震化・家具固定・ブロック塀の安全対策など家庭や地域での取組を推進しているが、各家庭における防災・減災対策をさらに進める必要がある。

○ホテル・旅館など、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物を耐震化する必要がある。
○通学路・避難路沿道等のブロック塀の転倒防止対策を推進する必要がある。
○瓦礫の延焼出火が懸念されることから、火災予防・住宅防火対策の広報や、ＬＰガス容器からの出火防止など建物からの出火を低減する対策を推進する必要がある。
○詳細な液状化ハザードマップの作成を促進し、広く情報提供する必要がある。
○災害時の救助・救急体制を強化するため、消防団を充実強化する必要がある。
○緊急輸送道路等が寸断されないように無電柱化を進める必要がある。
○市町村が避難場所とする都市公園等の防災機能を考慮した整備を行う必要がある。

指標（現状値）

・耐震性を有する住宅の割合　75%（2015 年度）
・住宅耐震化のための戸別訪問戸数　7,043 戸／年
・耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率　80%
・ブロック塀の安全対策に係る補助制度を設けた市町村数　24 市町（2019 年度）
・ガス放出防止型高圧ホース等設置率　49%
・消防団員数　11,826 人
・市街地の幹線道路における無電柱化の延長　24 ㎞

1-3）不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

○避難弱者が存在する社会福祉施設等を耐震化する必要がある。
○学校施設、公立社会教育施設、公立社会体育施設等の耐震化を完了する必要がある。
○庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校施設の耐震化を完了する必要がある。
○災害発生時に適切に避難誘導が行える体制を構築する必要がある。
○耐震化が行われていない鉄道施設が存在する。
○ホテル・旅館など、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物を耐震化する必要がある。
○公共施設等のブロック塀の倒壊防止対策を推進する必要がある。
○不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を図る必要がある。
○災害時の救助・救急体制を強化するため、消防団を充実強化する必要がある。

指標（現状値）

・社会福祉施設（救護施設、隣保館、地域福祉センター）の耐震化率　75.3%
・高齢者関係施設の耐震化率　95.7%
・児童関係施設の耐震化率　87.4%
・障害児者関係施設の耐震化率　82.7%
・市町村立学校施設の耐震化率(幼稚園)　100%
・市町村立学校施設の耐震化率(小中学校)　99.4%
・市町村立学校施設の耐震化率(高等学校)　66.6%
・私立学校施設（専修学校含む）の耐震化率　97.7%
・県立高等学校体育館等 23 棟の吊り天井落下防止対策実施率　100%
・耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率　80%
・ブロック塀等の安全性を確保できた高齢者関係施設の割合　92.7%
・ブロック塀等の安全性を確保できた児童関係施設の割合　90.8%
・ブロック塀等の安全性を確保できた障害児者施設の割合　83%
・ブロック塀等の安全性を確保できた公立学校施設の割合　35%

・ブロック塀等の安全性を確保できた私立学校施設の割合　60%

・病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置　66.7%

・消防団員数　11,826 人

1-4）異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○高齢者、障害者など、災害時に必要な情報を把握して安全な場所への避難に支援を要する人の把握と支援体制の構築が必要である。

○津波、高潮による広域的な浸水等を防ぐため、長寿命化計画に基づく適切な維持管理、計画的な更新を実施する必要がある。

○避難場所は、土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難場所安全レベルを示し、避難県民がより安全な場所に迅速に逃げられるようにしなければならない。

○的確かつ迅速な避難勧告等の発令により住民の早期避難を促すため、市町村の避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）の見直しを引き続き徹底する必要がある。

○市町村が早期かつ的確に避難勧告等の発令を判断できるよう、判断の基礎となる高精度な降水予測情報を、和歌山県気象予測システムにより市町村に引き続き提供する必要がある。

○洪水被害の軽減を図るため、計画的な河川整備が必要である。

○近年増加傾向にある集中豪雨に対し洪水被害の軽減を図る必要がある。

○大規模水害発生時の避難等を円滑かつ迅速に行う必要がある。

○避難等を円滑かつ迅速に行うために、浸水想定や浸水実績に基づくハザードマップの作成と地域の防災訓練が必要である。

○高潮被害の軽減を図るため、計画的な河川整備が必要である。

○高潮・波浪による浸水から背後地を防護するため、護岸の嵩上げ等の高潮対策を進める必要がある。

○都市部の浸水被害に対応するため、下水道整備が必要である。

○下水道施設を管理する市町において、近年の災害形態に対応した下水道の事業継続計画に改定する必要がある。

○下水道施設の被災に速やかに対応するため、自治体間の連携を図る必要がある。

○災害時においては、地域住民等による、地域の状況・特性に応じた応急活動や救援活動が重要であり、自主防災組織や地域防災リーダーのさらなる充実・強化が必要である。

○地域住民による自主的な避難所運営体制を確保する必要がある。

指標（現状値）

・避難支援プラン（個別計画）の作成市町村　21 市町村

・海岸保全施設の老朽化対策率（198 施設）　－

・安全レベルを設定した風水害避難場所数　1,575 箇所

・市町村において避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）を随時見直し　30 市町村

・市町村への降水予測情報の提供　全市町村に提供中

・国の中期的な計画に対する河川整備率　60%

・県管理河川の河川整備率　39%

・紀の川水系七瀬川（紀の川合流点～鴨居川合流点）　整備中

・日高川水系西川（日高川合流点～和田川合流点）　整備中

・左会津川水系左会津川　整備中

・佐野川水系佐野川　整備中

・新宮川水系熊野川（日足工区）整備中

・県管理河川における河川整備計画の策定　19 計画

・内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合　63%

・下水道による雨水管渠整備率　49%

・高潮対策に位置づけた河川管理施設（堤防）の整備率　21%

・高潮対策に位置づけた河川管理施設（排水機場）の整備率（7 施設）　85%

・海岸保全施設等の高潮対策実施率　44%
・下水道の事業継続計画改定率　－
・下水道施設を保有する市町村との被災情報伝達訓練の実施　実施中
・「紀の国防災人づくり塾」修了者　1,898 人
・自主防災組織率　87.2%
・自主防災組織主催の避難（所）訓練の実施　54%
・自主防災関係研修会の開催　2回／年

1-5）風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

○高齢者、障害者など、災害時に必要な情報を把握して安全な場所への避難に支援を要する人の把握と支援体制の構築が必要である。
○避難場所は、土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難場所安全レベルを示し、避難県民がより安全な場所に迅速に逃げられるようにしなければならない。
○的確かつ迅速な避難勧告等の発令により住民の早期避難を促すため、市町村の避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）の見直しを引き続き徹底する必要がある。
○市町村が早期かつ的確に避難勧告等の発令を判断できるよう、判断の基礎となる高精度な降水予測情報を、和歌山県気象予測システムにより市町村に引き続き提供する必要がある。
○土砂災害に係るリスク情報の改善および避難勧告の発令判断を支援するシステム整備が必要である。
○的確かつ迅速な避難勧告等の発令により住民の早期避難を促すため、市町村の避難勧告等の発令基準（土砂災害に係るもの）の見直しを引き続き徹底する必要がある。
○土砂災害警戒区域等の早期指定が必要である。
○土砂災害発生後の再度災害の防止や、荒廃した流域からの不安定土砂の下流への土砂流出を防止するため、先進技術の活用を図る必要がある
○災害リスクの高いエリアにおける土砂等に対応するための外壁改修や塀の設置を支援する必要がある。
○災害リスクの高いエリアにおける同エリア外への移転の促進が必要である。
○土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水（天然ダム）を発生原因とする土砂災害の緊迫した危険が予想される場合に必要な調査を的確に実施できる体制づくりが必要である。
○想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）に対して、人的被害の発生を防ぐため、土砂災害研究の人材育成を含めた防災・減災対策を推進する必要がある。
○土砂災害等から身を守り、安全を保つことができる人家や避難場所が必要である。
○県で管理している砂防関係施設で老朽化が進行しており、早急に老朽化対策を実施する必要がある。
○山崩れや土石流、地すべり等を未然に防止するため、山地災害危険地区を整備する必要がある。
○災害時においては、地域住民等による、地域の状況・特性に応じた応急活動や救援活動が重要であり、自主防災組織や地域防災リーダーのさらなる充実・強化が必要である。
○地域住民による自主的な避難所運営体制を確保する必要がある。

指標（現状値）

・避難支援プラン（個別計画）の作成市町村　21 市町村
・安全レベルを設定した風水害避難場所数　1,575 箇所
・市町村において避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）を随時見直し　30 市町村
・市町村への降水予測情報の提供　全市町村に提供中
・土砂災害警戒情報の判断基準の見直し　見直し中
・市町村において避難勧告等の発令基準（土砂災害に係るもの）を随時見直し　30 市町村
・土砂災害警戒区域等指定についての進捗率　81%

・土砂災害対策における保全人家戸数　17,546 戸
・人家・避難場所などを保全する土砂災害対策の推進（142 箇所）　－
・直轄砂防事業の促進（熊野地区）　工事施工中
・直轄砂防事業の促進（熊野川流域）　工事施工中
・直轄砂防事業の促進（那智川水系）　工事施工中
・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修支援制度の導入市町村数　－
・がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度の導入市町村数　－
・大規模土砂災害に対する現地調査演習の実施　実施中
・深層崩壊等に関する調査研究を進め、危険箇所の抽出や警戒態勢の整備に活用　調査中
・山地災害危険地区の整備　5 箇所／年
・「紀の国防災人づくり塾」修了者　1,898 人
・自主防災組織率　87.2%
・自主防災組織主催の避難（所）訓練の実施　54%
・自主防災関係研修会の開催　2 回／年

1-6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○住民の早期避難につなげるため、津波をいち早く把握して迅速に情報提供する必要がある。
○住民の早期避難や適切な災害対応等につなげるため、県民に正確な情報を迅速に伝達する手段の整備が必要である。
○消防活動を円滑に実施できる体制を構築するため、県内全域の消防機関が相互に通信できる無線網の整備を、市町村と共同で早急に推進する必要がある。
○県民に情報を確実に伝達するため、ラジオ放送設備や臨時災害放送局などの情報通信の多重化が必要である。
○情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の受信や安否確認等への準天頂衛星の利用を検討する必要がある。
○的確かつ迅速な避難勧告等の発令により住民の早期避難を促すため、市町村の避難勧告等の発令基準の見直しを引き続き徹底する必要がある。
○市町村が早期かつ的確に避難勧告等の発令を判断できるよう、判断の基礎となる高精度な降水予測情報を、和歌山県気象予測システムにより市町村に引き続き提供する必要がある。
○土砂災害に係るリスク情報の改善および避難勧告の発令判断を支援するシステム整備が必要である。
○家庭や地域での防災・減災対策を一層促進する必要がある。
○災害時において要援護者となる可能性の高い在住外国人に対し、防災講座、救命救急講座を実施する必要がある。
○自らの安全を確保するための判断力や行動力を育成する必要がある。
○学校と地域が連携した避難（防災）訓練の実施率を高めていく必要がある。

指標（現状値）

・市町村において避難勧告等の発令基準（津波災害に係るもの）を随時見直し　19 市町
・和歌山県津波予測システムによる県内沿岸の津波予測地点（98 箇所）　98 箇所
・エリアメール、緊急速報メールによる情報提供　実施中
・「和歌山県防災ナビ」アプリ登録者数　25,794 人
・防災わかやまＴｗｉｔｔｅｒのフォロワー数　－
・防災わかやまメール配信サービスによる情報提供　実施中
・ヤフーサービスによる県内避難場所情報の提供　実施中
・携帯電話の不感世帯数　247 世帯
・デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村　14 市町村
・ＦＭラジオ中継局整備箇所　6 箇所

・防災等に資するWi-Fi環境の整備　339箇所
・市町村において避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）を随時見直し　30市町村
・市町村への降水予測情報の提供　全市町村に提供中
・土砂災害警戒情報の判断基準の見直し　見直し中
・市町村において避難勧告等の発令基準（土砂災害に係るもの）を随時見直し　30市町村
・県内全域での消防救急無線網の整備　整備済
・「出張！県政おはなし講座」及び「出張！減災教室」の開催　247回（20,681人）／年
・外国人向け防災講座、救命救急講座等の受講者（当初目標30人／年）　51人／年
・小中学校での防災教育の実施校数　全ての小中学校
・高校生防災スクールの実施校数　全ての県立高校
・地域と連携した避難（防災）訓練の実施率（小学校）　86.8%
・地域と連携した避難（防災）訓練の実施率（中学校）　59.7%
・地域と連携した避難（防災）訓練の実施率（高等学校）　58.8%

2．大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足

○大規模災害や救急高度化に対応するため消防吏員・消防団員の技術力向上を図る必要がある。
○災害時の救助・救急体制を強化するため、消防団を充実強化する必要がある。
○津波災害時、消防団が的確に初動期の判断・行動ができるよう、策定した安全・管理マニュアルを周知する必要がある。
○救助資機材、救援物資を迅速に調達できるよう民間事業者等との連携強化が必要である。
○大規模災害が発生した場合においても、治安維持のために必要な体制を確保する必要がある。
○災害発生時の救出・救助活動に必要な各種装備資機材を整備する必要がある。
○災害発生時に活動する警察車輌の給油手段を確保する必要がある。
○南海トラフ地震等大災害では被災地が広範囲に及び、緊急消防援助隊・自衛隊・警察・海上保安庁・災害派遣医療チーム（DMAT）など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要がある。
○職員の災害対応力を向上させるとともに、消防・医療機関・自衛隊等の関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。
○市町村等から収集した被害情報等を整理分析し、住民や関係機関等にも情報提供できるよう、総合防災情報システムの再構築が必要である。
○災害時において警察機能を確保する必要がある。
○多数検視実施体制を整備する必要がある。

指標（現状値）

・緊急消防援助隊の派遣時に県庁に設置される調整本部の運用体制を確立　確立
・消防団員数　11,826 人
・安全・管理マニュアルを研修や訓練等で消防団員に周知した市町数　安全・管理マニュアル策定済
・関係機関との実践的訓練　年４回
・総合防災情報システム再構築　－

2-2）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○災害時の傷病者に対し迅速かつ適切な医療を行うため、救急医療機関を耐震化する必要がある。
○不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を図る必要がある。
○停電や断水、多数傷病者の来院等により病院の医療機能が停止するおそれがある中、医療機能を維持できるよう病院は事業継続計画を策定しておく必要がある。
○航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設備整備が完了しておらず、患者搬送が停滞するおそれがあり、被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するために必要な設備を整備し、ＳＣＵを強化する必要がある。
○県内の10 の災害拠点病院と１の災害支援病院すべてが保有する災害派遣医療チーム（DMAT）31 チームの機能を維持する必要がある。
○災害超急性期の災害拠点病院等においては多数傷病者に対応する医療従事者（医師・看護師）が不足するおそれがあり、地域の医師・看護師の相互扶助による医療救護体制を構築する必要がある。
○災害医療コーディネーターの調整の下、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会救護班（ＪMAT）、日赤救護班、災害派遣精神医療チーム（ＤＰAT）、災害時健康危機管理支援チーム（ＤHEAT）等の災害対策に係る保健医療活動を行うチームを一元管理できる受援体制を構築する必要がある。
○災害支援看護職員、支援薬剤師の確保等、災害対応能力の強化が必要である。
○精神科病院の入院患者の受入先となる災害拠点精神科病院を整備する必要がある。
○被災した精神科医療施設の支援のため、災害時に備えて、災害派遣精神医療チーム（ＤＰAT）の体制を強化する必要がある。
○高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人への支援体制を構築しておく必要がある。
○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車

線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。
○緊急輸送道路等が寸断されないように橋梁の耐震化及び斜面対策を進める必要がある。
○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。

指標（現状値）

・病院の耐震化率（救急告示病院）80%
・病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置　66.7%
・災害拠点病院及び南海トラフ巨大地震発生時浸水想定病院における事業継続計画の策定（41 病院）　12 病院
・航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）に必要な設備や資機材等の整備　1 箇所
・県内の災害拠点病院等における災害派遣医療チーム（DMAT）保有数　31 チーム
・各保健所圏域での医師・看護師の災害拠点病院等への参集体制構築　－
・災害医療コーディネーターが参画する災害対応訓練の実施　9 箇所
・医薬品の確保や支援薬剤師の派遣にかかる災害対応訓練の実施年　2 回
・災害拠点精神科病院の選定　－
・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の隊員数　9 名
・指定又は協定締結した福祉避難所数　232 箇所
・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　80%
・すさみ串本道路　工事推進中
・串本太地道路　測量設計中
・新宮道路　新規事業化（2019 年度）
・新宮紀宝道路　工事推進中
・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%
・有田～印南　工事推進中
・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］
・国道 42 号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中
・国道 42 号　田辺西バイパス　工事推進中
・国道 371 号　新紀見トンネル　工事推進中
・国道 169 号　奥瀞道路（Ⅲ期）　工事推進中
・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中
・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中
・緊急輸送道路における橋梁耐震化率　82%
・緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率　16%
・橋梁の要修繕箇所対策率　14%
・トンネルの要修繕箇所対策率　23%

2-3）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○災害拠点病院や災害支援病院の機能を維持するため、電力及び水の確保が必要である。
○長期停電時に在宅療養患者の人工呼吸器の電源を確保する必要がある。
○ドクターヘリの給油施設が津波により燃料を供給できなくなるおそれがあり、患者搬送等への対応力を低下させないため、ヘリ給油施設及びドクターヘリ格納庫を整備する必要がある。
○緊急車両や災害時の重要施設の燃料を確保する必要がある。

指標（現状値）

・災害拠点病院における診療機能の維持に必要な電力及び水の確保　70%

・ヘリ給油施設及びドクターヘリ格納庫の整備　－

・災害対応型中核給油所数　25 施設

・小口燃料配送拠点数　5 施設

・移動式スタンドの整備　－

・災害時における緊急車両や重要施設の燃料備蓄　実施済

2-4）被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○食糧・飲料水・医薬品等の備蓄について、県・市町村・民間事業者、社会福祉施設が連携して計画的に実施するとともに、各家庭での備蓄を推進する必要がある。

○孤立集落に対しては空からの支援が不可欠であり、ヘリポート整備を促進する必要がある。

○広域防災拠点における救援物資の要請・受入・仕分け・払出しの一連の作業を確認する物資輸送訓練の実施や、ヘリコプター等を活用した物資輸送訓練の実施が必要である。

○民間物資拠点における非常用電源、非常用設備等の整備を進める必要がある。

○水道の基盤強化や水道施設の強靭化に向けた取組を支援する必要がある。

○最重要給水拠点では、災害時においても給水できるようにする必要がある。

○一定期間上水道が活用できない場合に活用できる井戸について、災害時活用井戸の登録を促進する必要がある。

○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2 車線区間の4 車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○緊急輸送道路等が寸断されないように橋梁の耐震化及び斜面対策を進める必要がある。

○道路啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等の応援について、市町村や建設業協会、測量設計業協会等の関係機関と協力体制を整備する必要がある。

○道路上の瓦礫の除去など、孤立した被災地への救援ルートを迅速に切り拓く必要がある。

○最低限必要となる基本施設等の空港施設の耐震化を推進する必要がある。

○大規模災害発生後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する必要がある。

○海の物資輸送ルートを確保するため、港湾施設の耐震岸壁の性能確保や船舶利用関係者との協力体制の構築が必要である。

○港湾施設の耐震岸壁は最低限の施設数を確保しているが、整備後相当期間を経過し、また外力条件等の変遷もあることから、耐震性の照査を行うとともに、必要に応じて補強（粘り強い構造）を実施する必要がある。

○大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。

○海岸保全施設の嵩上げ・耐震化を進めるとともに、最大波に対しても耐津波性能化（粘り強い構造）を推進する必要がある。

○港湾施設の被災状況を迅速に把握し、初動対応を円滑化する必要がある。

○災害時における防災ヘリコプター等の夜間運航体制を強化する必要がある。

指標（現状値）

・県の備蓄物資量　28.7 万食

・社会福祉施設での循環備蓄　備蓄体制完了

・救援物資輸送訓練の実施　実施

・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数　342 箇所

・中小企業融資制度「安全・安心推進資金」による防災対策に係る資金の融資　同資金を制度化

・最重要給水拠点（病院や避難所等）までの管路、配水池、浄水場の耐震化　1 市

・災害時活用井戸の登録制度を設けている市町村数　10 市町

・高速道路の予定延長に対する（2 車線供用区間を含む）供用率　80%

・すさみ串本道路　工事推進中

・串本太地道路　測量設計中
・新宮道路　新規事業化（2019 年度）
・新宮紀宝道路　工事推進中
・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の 4 車線での整備率　28%
・有田～印南　工事推進中
・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］
・国道 42 号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中
・国道 42 号　田辺西バイパス　工事推進中
・国道 371 号　新紀見トンネル　工事推進中
・国道 169 号　奥瀞道路（Ⅲ期）　工事推進中
・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中
・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中
・緊急輸送道路における橋梁耐震化率　82%
・緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率　16%
・和歌山県道路啓開計画に基づく訓練の実施　訓練実施
・南紀白浜空港の耐震化　実施中
・南紀白浜空港における事業継続計画の運用　実施中
・県の耐震岸壁の延長（680m）　57%
・防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6 港）　15%
・和歌山下津港海岸の直轄事業の推進　43%
・物資輸送等を行う協力船舶（漁船等）用の燃料確保　協議中
・津波・波浪ライブカメラの整備率　36%
・防災ヘリコプター等の夜間運航のための可搬型照明の設置　13 箇所（2019 年度）

2-5）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○河川・港湾・漁港・海岸保全施設については、大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。
○災害発生時の救出・救助活動に必要な各種装備資機材を整備する必要がある。
○孤立集落に対しては空からの支援が不可欠であり、ヘリポート整備を促進する必要がある。
○広域防災拠点における救援物資の要請・受入・仕分け・払出しの一連の作業を確認する物資輸送訓練の実施や、ヘリコプター等を活用した物資輸送訓練の実施が必要である。
○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や 2 車線区間の 4 車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。
○緊急輸送道路等が寸断されないように橋梁の耐震化及び斜面対策を進める必要がある。
○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。
○道路啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等の応援について、市町村や建設業協会、測量設計業協会等の関係機関と協力体制を整備する必要がある。
○道路上の瓦礫の除去など、孤立した被災地への救援ルートを迅速に切り拓く必要がある。
○孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうため、孤立集落との通信連絡が必要である。
○災害時の被災状況を迅速に把握する必要がある。
○警察による効率的な救助活動を行うために、装備資機材の整備が必要である。

指標（現状値）

・港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率（6 港湾、10 漁港）　12%

・復旧・復興を早期に行うための防波堤等の耐震化及び耐津波性能化率　12 漁港 L=6,478m　19%
・河川管理施設の津波対策整備率（3 河川）　38%
・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数　342 箇所
・高速道路の予定延長に対する（2 車線供用区間を含む）供用率　80%
・すさみ串本道路　工事推進中
・串本太地道路　測量設計中
・新宮道路　新規事業化（2019 年度）
・新宮紀宝道路　工事推進中
・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の 4 車線での整備率　28%
・有田～印南　工事推進中
・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］
・国道 42 号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中
・国道 42 号　田辺西バイパス　工事推進中
・国道 371 号　新紀見トンネル工事推進中
・国道 169 号　奥瀞道路（Ⅲ期）工事推進中
・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中
・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中
・緊急輸送道路における橋梁耐震化率　82%
・緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率　16%
・橋梁の要修繕箇所対策率　14%
・トンネルの要修繕箇所対策率　23%
・和歌山県道路啓開計画に基づく訓練の実施　訓練実施
・孤立可能性のある集落における防災行政無線等の設置率　100%
・孤立集落通信確保訓練　実施中
・人工衛星の画像を活用できる体制整備
　宇宙航空研究開発機構との協定締結・人工衛星画像提供業者との契約（2019 年度）
・情報収集用ドローンを活用できる職員の育成（航空法による国土交通省への許可・承認を取得）　－

2-6）想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

○食糧・飲料水・医薬品等の備蓄について、県・市町村・民間事業者、社会福祉施設が連携して計画的に実施するとともに、各家庭での備蓄を推進する必要がある。
○帰宅困難者に対し、災害情報、道路情報、水やトイレを提供する環境を整備する必要がある。

指標（現状値）

・県の備蓄物資量　28.7 万食
・災害時帰宅支援ステーション事業に関する協定締結事業者　24 社

2-7）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症等の発生に備え、水害時の汚水流入等に対する消毒実施の知識を普及する必要がある。
○感染症のまん延防止のため、市町村が行う定期予防接種の接種率を向上させる必要がある。
○避難場所等における公衆衛生確保のため、管渠整備を促進する必要がある。
○汚水処理施設の老朽化対策や災害時対応の共同化等を推進するため、汚水処理の基盤強化に向けた取組を支援する必要がある。
○下水道施設を管理する市町において、近年の災害形態に対応した下水道の事業継続計画に改定する必要がある。

○下水道施設のストックマネジメント計画の策定を進め、これに基づく老朽化対策を一層促進する必要がある。
○農業集落排水施設の機能診断をさらに進め、これに基づく老朽化対策、耐震・耐津波化を一層促進する必要がある。
○老朽化した単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を一層促進する必要がある。
○下水道施設の被災に速やかに対応するため、自治体間の連携を図る必要がある。
○県内に1箇所しかない家畜伝染病を高度に検査できる病性鑑定施設が被災すれば、人に感染する鳥インフルエンザ等のまん延につながるおそれがあり、近隣府県と協力した検査施設のバックアップ体制を確保する必要がある。

指標（現状値）

・消毒等実施に係る研修の実施　30 市町村
・汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定　－
・避難所等への下水道の管渠整備率　60%
・下水道の事業継続計画改定率　－
・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率　49%
・下水道ストックマネジメント計画策定率　8%
・農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合　61%
・浄化槽台帳システム整備自治体数　4 市
・下水道施設を保有する市町村との被災情報伝達訓練の実施　実施中
・病性鑑定施設利用に係る近隣府県との協力体制　構築

2-8）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○災害医療コーディネーターの調整の下、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会救護班（ＪMAT）、日赤救護班、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）等の災害対策に係る保健医療活動を行うチームを一元管理できる受援体制を構築する必要がある。
○避難者の心身の健康を保つため、避難所における良好な生活環境を確保することが必要である。
○被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、ＮＰＯ、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
○災害によるショック、避難所生活でのストレス、将来への不安などにより心身に不調が生じている被災者に対するこころのケアが必要である。
○避難所生活の長期化により、健康を損ない又は健康を損なうおそれがある者の避難環境を改善するため、公営住宅、ホテル、旅館等での受入体制を構築する必要がある。

指標（現状値）

・災害医療コーディネーターが参画する災害対応訓練の実施　9 箇所
・避難所運営マニュアルにエコノミークラス症候群予防対策を位置づけた市町村数　11 市町村
・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の隊員数　9 名
・災害時避難者受入れ協定の締結　締結

3．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1）県庁の機能不全

○南海トラフ地震等大災害では被災地が広範囲に及び、緊急消防援助隊・自衛隊・警察・海上保安庁・災害派遣医療チーム（DMAT）など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要がある。

○職員の災害対応力を向上させるとともに、消防・医療機関・自衛隊等の関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。

○防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器に対して、無停電電源装置及び自家発電装置を整備しているが、停電等が長期に及ぶ事態に備え、関係機関と燃料供給に係る訓練を継続して実施する必要がある。

○ライフライン連絡会議を通じて各種関係事業者と連携するとともに、緊急燃料要請の情報伝達を確実に行う必要がある。

○危機事象発生時においても、県民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限の行政サービスについては継続して実施する必要がある。

○災害により物流が停止しても、災害対応に従事する職員の食料を調達する必要がある。

○市町村等から収集した被害情報等を整理分析し、住民や関係機関等にも情報提供できるよう、総合防災情報システムの再構築が必要である。

○県内を結ぶ高速大容量ネットワーク「きのくにｅーねっと」が、災害時においても途絶しないようにする必要がある。

指標（現状値）

- 関係機関との実践的訓練　年４回
- ブラインド（事前不告知）職員参集訓練　実施中
- 実践的訓練への応援機関等の参加　73機関／年
- 燃料確保にかかる実践的訓練　実施中
- 危機事象業務継続計画　策定済
- 災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧の確保　必要量を確保済
- 総合防災情報システム再構築　－

3-2）行政機関（県庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○学校施設、公立社会教育施設、公立社会体育施設等の耐震化を完了する必要がある。

○庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校施設の耐震化を完了する必要がある。

○地域住民による自主的な避難所運営体制を確保する必要がある。

○大規模な災害が発生した場合、市町村職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあるため、県から市町に災害時緊急機動支援隊を派遣する。

○避難所、学校及び病院等に、太陽光発電等の再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池等の整備を促進し、災害時の停電対策を強化する必要がある。

○災害時の長時間停電に備えて、災害拠点や避難所での非常用発電を確保する必要がある。

○緊急車両や災害時の重要施設の燃料を確保する必要がある。

○危機事象発生時においても、県民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限の行政サービスについては継続して実施する必要がある。

○防災拠点となる建設部庁舎の耐震性・耐津波性を高める必要がある。

○市町村等から収集した被害情報等を整理分析し、住民や関係機関等にも情報提供できるよう、総合防災情報システムの再構築が必要である。

○災害時において警察機能を確保する必要がある。

○大規模災害発生時に身元確認のためのDNA型鑑定を行う科学捜査研究所の機材を整備する必要がある。

○大規模な災害が発生した場合、市町村職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあり、予め任命した災害廃棄物処理支援要員を発災後速やかに被災市町村へ派遣する必要がある。

○被災者が生活再建に向けて早期に公的支援を受けるために必要となる住家被害認定業務について、市町村が迅速・円滑に進められる

よう体制を整備する必要がある。

○災害時においては、地域住民等による、地域の状況・特性に応じた応急活動や救援活動が重要であり、自主防災組織や地域防災リーダーのさらなる充実・強化が必要である。

○地域住民による自主的な避難所運営体制を確保する必要がある。

指標（現状値）

・市町村立学校施設の耐震化率(幼稚園)　100%

・市町村立学校施設の耐震化率(小中学校)　99.4%

・市町村立学校施設の耐震化率(高等学校)　66.6%

・県立高等学校体育館等23棟の吊り天井落下防止対策実施率　100%

・避難所運営マニュアルを見直した市町村数　29市町村

・避難所運営リーダーの養成（当初目標4500人）　5,603人

・災害時緊急機動支援隊の任命　720名

・避難所運営マニュアルに発電機の備置や協定などによる非常用電源の確保体制を位置づけた市町村数　5市町

・災害時の電力確保のためのＥＶ・ＰＨＥＶ活用に係る協定締結　締結（2019年度）

・災害対応型中核給油所数　25施設

・小口燃料配送拠点数　5施設

・移動式スタンドの整備　－

・危機事象業務継続計画　策定済

・海草振興局建設部庁舎の建替・移転　造成工事中

・総合防災情報システム再構築　－

・災害時における緊急車両や重要施設の燃料備蓄　実施済

・全警察職員の備蓄食糧の確保　必要量を確保済

・和歌山県災害廃棄物処理支援要員の任命　23名

・住家被害認定士リーダー（県職員）任命者　36名

・「紀の国防災人づくり塾」修了者　1,898人

・自主防災組織率　87.2%

・自主防災組織主催の避難（所）訓練の実施　54%

・自主防災関係研修会の開催　2回／年

3-3）信号機の全面停止等による重大交通事故の発生

○災害時には停電により信号機が停止し、重大な交通事故や交通渋滞が発生するおそれがあるため、信号機の非常用電源装置を配備する必要がある。

○信号柱は経年劣化により倒壊する危険性があるため、計画的に更新する必要がある。

○信号機の停止による交通事故の発生や交通渋滞等を抑えるため、経年劣化する信号制御機を計画的に更新する必要がある。

○警察によるプローブ情報の収集・提供を継続的に行うため、新型光ビーコンを整備する必要がある。

指標（現状値）

・信号機の非常用電源装置配備　112基

・信号柱の年間建て替え本数　48本

・信号制御機の年間更新台数　88台

・道路交通情報を収集・提供する新型光ビーコンの整備　272基

3-4）矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
○大規模災害が発生した場合においても、治安維持のために必要な体制を確保する必要がある。 ○災害時において警察機能を確保する必要がある。
指標（現状値） －

4．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○県民に情報を確実に伝達するため、ラジオ放送設備や臨時災害放送局などの情報通信の多重化が必要である。
○情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の発信や安否確認等への準天頂衛星の利用を検討する必要がある。
○防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器に対して、無停電電源装置及び自家発電装置を整備しているが、停電等が長期に及ぶ事態に備え、関係機関と燃料供給に係る訓練を継続して実施する必要がある。
○ライフライン連絡会議を通じて各種関係事業者と連携するとともに、緊急燃料要請の情報伝達を確実に行う必要がある。

指標（現状値）
・FMラジオ中継局整備箇所　6箇所
・燃料確保にかかる実践的訓練　実施中

4-2）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○消防活動を円滑に実施できる体制を構築するため、県内全域の消防機関が相互に通信できる無線網の整備を、市町村と共同で早急に推進する必要がある。
○避難所、学校及び病院等に、太陽光発電等の再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池等の整備を促進し、災害時の停電対策を強化する必要がある。
○災害時の長時間停電や通信障害の早期復旧を実現する必要がある。
○災害時の長時間停電に備えて、災害拠点や避難所での非常用発電を確保する必要がある。
○防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器に対して、無停電電源装置及び自家発電装置を整備しているが、停電等が長期に及ぶ事態に備え、関係機関と燃料供給に係る訓練を継続して実施する必要がある。
○ライフライン連絡会議を通じて各種関係事業者と連携するとともに、緊急燃料要請の情報伝達を確実に行う必要がある。

指標（現状値）
・県内全域での消防救急無線網の整備　整備済
・災害時における停電復旧作業及び通信障害復旧作業の連携等に関する協定の締結　締結（2019年度）
・避難所運営マニュアルに発電機の備置や協定などによる非常用電源の確保体制を位置づけた市町村数　5市町
・災害時の電力確保のためのＥＶ・ＰＨＥＶ活用に係る協定締結　締結（2019年度）
・燃料確保にかかる実践的訓練　実施中

5．大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1）太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2車線区間の4車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○和歌山下津港が速やかに港湾機能を回復するため、事業継続計画を必要に応じて改定する必要がある。

指標（現状値）

・高速道路の予定延長に対する（2車線供用区間を含む）供用率　80%

・すさみ串本道路　工事推進中

・串本太地道路　測量設計中

・新宮道路　新規事業化（2019年度）

・新宮紀宝道路　工事推進中

・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の4車線での整備率　28%

・有田～印南　工事推進中

・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］

・国道42号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中

・国道42号　田辺西バイパス　工事推進中

・国道371号　新紀見トンネル　工事推進中

・国道169号　奥瀞道路（Ⅲ期）　工事推進中

・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中

・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中

・和歌山下津港・日高港の事業継続計画の運用　実施中

5-2）複数空港の同時被災

○最低限必要となる基本施設等の空港施設の耐震化を推進する必要がある。

○大規模災害発生後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する必要がある。

指標（現状値）

・南紀白浜空港の耐震化　実施中

・南紀白浜空港における事業継続計画の運用　実施中

5-3）海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

○津波、高潮による広域的な浸水等を防ぐため、長寿命化計画に基づく適切な維持管理、計画的な更新を実施する必要がある。

○海の物資輸送ルートを確保するため、港湾施設の耐震岸壁の性能確保や船舶利用関係者との協力体制の構築が必要である。

○港湾施設の耐震岸壁は最低限の施設数を確保しているが、整備後相当期間を経過し、また外力条件等の変遷もあることから、耐震性の照査を行うとともに、必要に応じて補強（粘り強い構造）を実施する必要がある。

○大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。

○海岸保全施設の嵩上げ・耐震化を進めるとともに、最大波に対しても耐津波性能化（粘り強い構造）を推進する必要がある。

○県が管理している港湾施設で老朽化が著しく進行しており、早急に老朽化対策を実施する必要がある。

指標（現状値）

・海岸保全施設の老朽化対策率（198 施設）　－

・県の耐震岸壁の延長（680m）　57%

・防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6 港）　15%

・和歌山下津港海岸の直轄事業の推進　43%

・港湾施設の老朽化対策率　13%

5-4）食料等の安定供給の停滞

○河川・港湾・漁港・海岸保全施設については、大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。

○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2 車線区間の4 車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。

○緊急輸送道路等が寸断されないように橋梁の耐震化及び斜面対策を進める必要がある。

○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。

○農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策、ため池の改修整備を、一層促進する必要がある。

○農地の早期復旧を支援する必要がある。

○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進と体制強化のため、土地改良区維持管理継続計画の策定を促進する必要がある。

○災害時においても農業（施設園芸）の生産力を維持するため、園芸用ハウスを高度化を支援する必要がある。

○災害時においても卸売市場機能を維持するため、老朽化が進む和歌山市中央卸売市場や県内の地方卸売市場の施設の耐震化等を支援する必要がある。

○事業継続計画に従い、平時における災害への備えが必要である。

○地域水産業の早期回復のため、主要な陸揚げ岸壁等の耐震・耐津波化対策を行う必要がある。

○県が管理している漁港施設で老朽化が著しく進行しており、早急に老朽化対策を実施する必要がある。

○災害発生後に円滑に水産物流通を回復させるため、県内各漁港周辺地域の事業継続計画策定を支援する必要がある。

○被災した農林水産業者の早期事業再開と事業継続を図るため、融資制度等を用意しておく必要がある。

指標（現状値）

・港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率（6 港湾、10 漁港）　12%

・復旧・復興を早期に行うための防波堤等の耐震化及び耐津波性能化率　12 漁港 L=6,478m　19%

・河川管理施設の津波対策整備率（3 河川）　38%

・高速道路の予定延長に対する（2 車線供用区間を含む）供用率　80%

・すさみ串本道路　工事推進中

・串本太地道路　測量設計中

・新宮道路　新規事業化（2019 年度）

・新宮紀宝道路　工事推進中

・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の4 車線での整備率　28%

・有田～印南　工事推進中

・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］

・国道42 号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中

・国道42 号　田辺西バイパス　工事推進中

・国道371 号　新紀見トンネル　工事推進中

・国道169号　奥瀞道路（Ⅲ期）　工事推進中
・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中
・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中
・代替性確保のための道路ネットワーク整備率　61%
・緊急輸送道路における橋梁耐震化率　82%
・緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率　16%
・橋梁の要修繕箇所対策率　14%
・トンネルの要修繕箇所対策率　23%
・県営造成基幹水利施設の機能診断を踏まえた保全対策　4施設
・農業用パイプライン106路線の減災対策率（緊急遮断弁設置）　26%
・一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率　17%
・自然災害に強い園芸用ハウスの占める割合　31.6%
・和歌山市中央卸売市場の整備　着手
・県内ＪＡの業務継続計画策定率　100%
・主要な陸揚げ岸壁等の耐震・耐津波化対策率(2781.6m)　－
・漁港施設の老朽化対策率（132施設）　14.4%
・県内流通主要漁港周辺地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画策定率　20%

5-5）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

○民間物資拠点における非常用電源、非常用設備等の整備を進める必要がある。
○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。
○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。
○緊急輸送道路等が寸断されないように橋梁の耐震化及び斜面対策を進める必要がある。
○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。
○災害が発生した場合でも企業の重要業務が中断しないよう、民間企業における事業継続計画等の策定を促進する必要がある。
○災害発生後に企業が迅速に生産活動を開始できるよう、平時から企業間で目標復旧時間の調整、代替生産の必要性などを検討しておく必要がある。
○被災した事業者等の事業継続と早期の復旧を支援や融資する制度を検討し、準備する必要がある。

指標（現状値）
・中小企業融資制度「安全・安心推進資金」による防災対策に係る資金の融資　同資金を制度化
・高速道路の予定延長に対する（2車線供用区間を含む）供用率　80%
・すさみ串本道路　工事推進中
・串本太地道路　測量設計中
・新宮道路　新規事業化（2019年度）
・新宮紀宝道路　工事推進中
・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%
・有田～印南　工事推進中
・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］
・国道42号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中
・国道42号　田辺西バイパス　工事推進中
・国道371号　新紀見トンネル　工事推進中
・国道169号　奥瀞道路（Ⅲ期）　工事推進中

・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中
・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中
・代替性確保のための道路ネットワーク整備率　61%
・緊急輸送道路における橋梁耐震化率　82%
・緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率　16%
・橋梁の要修繕箇所対策率　14%
・トンネルの要修繕箇所対策率　23%
・経済団体や金融機関等主体による企業の事業継続計画策定の啓発　経済団体等主体のセミナー開催
・経済団体で設置する専門家派遣制度　設置
・事業継続力強化支援計画の策定（商工会議所7団体・商工会31団体）　－
・中小企業融資制度「災害復旧対策資金」による災害復旧に要する資金の融資　同資金を制度化

5-6）社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○災害時の避難者・被災者の生活を支えるため、燃料を供給する必要がある。

指標（現状値）
・住民拠点ＳＳ（サービスステーション）数　33施設
・耐災害性を強化したＬＰガス充てん所数　4施設

5-7）コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○津波来襲時にプレジャーボートが漂流することで、背後地の被害の拡大につながるおそれがあるため、船舶係留施設を整備する必要がある。
○災害発生時に毒物・劇物が流出した場合を想定し、その処理に必要となる中和剤や乾燥砂などの整備を促進する必要がある。
○石油コンビナートにおいて、県、消防、警察、石油コンビナート事業所等の関係機関が災害時に連携して、的確な応急対策がとれるようにする必要がある。

指標（現状値）
・プレジャーボート収容率　港湾　77%
・プレジャーボート収容率　漁港　72%
・毒劇物の取扱マニュアルに基づく研修会の実施　年2回
・毒劇物の取扱量やその種類、保有処理剤等の調査　実施（2019年度）
・実践的な石油コンビナート等総合防災訓練の実施　実施中

5-8）金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

○災害が発生した場合でも企業の重要業務が中断しないよう、民間企業における事業継続計画等の策定を促進する必要がある。
○災害発生後に企業が迅速に生産活動を開始できるよう、平時から企業間で目標復旧時間の調整、代替生産の必要性などを検討しておく必要がある。
○店舗の耐震化、自家発電設備の整備、飲料水・食糧・燃料等の備蓄など、金融機関に機能維持のための災害対策の実施を働きかける必要がある。

指標（現状値）

・経済団体や金融機関等主体による企業の事業継続計画策定の啓発　経済団体等主体のセミナー開催

・経済団体で設置する専門家派遣制度　設置

・金融機能の機能維持のための金融機関相互の連絡体制を構築　県内金融機関相互支援協定締結

6．大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1）地域交通ネットワークが分断する事態

○耐震化が行われていない鉄道施設が存在する。
○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2車線区間の4車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。
○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。
○災害時、集落間や他の道路と連絡する農林道を幹線道路の迂回路として活用できるよう、農林道の整備・保全を推進する必要がある。
○緊急輸送道路等が寸断されないように橋梁の耐震化及び斜面対策を進める必要がある。
○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。
○道路啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等の応援について、市町村や建設業協会、測量設計業協会等の関係機関と協力体制を整備する必要がある。
○道路上の瓦礫の除去など、孤立した被災地への救援ルートを迅速に切り拓く必要がある。
○緊急輸送道路等が寸断されないように無電柱化を進める必要がある。
○最低限必要となる基本施設等の空港施設の耐震化を推進する必要がある。
○大規模災害発生後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する必要がある。
○和歌山下津港が速やかに港湾機能を回復するため、事業継続計画を必要に応じて改定する必要がある。
○県が管理している港湾施設で老朽化が著しく進行しており、早急に老朽化対策を実施する必要がある。
○道路利用者や地域住民の避難場所・防災拠点として、高速道路や「道の駅」の活用を推進する必要がある。

指標（現状値）

・高速道路の予定延長に対する（2車線供用区間を含む）供用率　80%
・すさみ串本道路　工事推進中
・串本太地道路　測量設計中
・新宮道路　新規事業化（2019年度）
・新宮紀宝道路　工事推進中
・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の4車線での整備率　28%
・有田～印南　工事推進中
・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］
・国道42号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中
・国道42号　田辺西バイパス　工事推進中
・国道371号　新紀見トンネル　工事推進中
・国道169号　奥瀞道路（Ⅲ期）　工事推進中
・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中
・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中
・発災後72時間以内に救助活動等が展開できる道路ネットワークの整備　整備中
・代替性確保のための道路ネットワーク整備率　61%
・幹線道路（X軸ネットワーク道路、川筋ネットワーク道路）の整備　84%
・Ｌ＝15m以上の農道橋における耐震診断の実施　2橋
・緊急輸送道路における橋梁耐震化率　82%
・緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率　16%
・橋梁の要修繕箇所対策率　14%
・トンネルの要修繕箇所対策率　23%
・和歌山県道路啓開計画に基づく訓練の実施　訓練実施
・市街地の幹線道路における無電柱化の延長　24km

・南紀白浜空港の耐震化　実施中
・南紀白浜空港における事業継続計画の運用　実施中
・和歌山下津港・日高港の事業継続計画の運用　実施中
・港湾施設の老朽化対策率　13%
・防災拠点になり得る「道の駅」との災害時利用協定締結　18 市町村

6-2）電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止

○災害時の長時間停電や通信障害の早期復旧を実現する必要がある。
○防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器に対して、無停電電源装置及び自家発電装置を整備しているが、停電等が長期に及ぶ事態に備え、関係機関と燃料供給に係る訓練を継続して実施する必要がある。
○ライフライン連絡会議を通じて各種関係事業者と連携するとともに、緊急燃料要請の情報伝達を確実に行う必要がある。
○石油コンビナートにおいて、県、消防、警察、石油コンビナート事業所等の関係機関が災害時に連携して、的確な応急対策がとれるようにする必要がある。

指標（現状値）
・災害時における停電復旧作業及び通信障害復旧作業の連携等に関する協定の締結　締結（2019 年度）
・燃料確保にかかる実践的訓練　実施中
・実践的な石油コンビナート等総合防災訓練の実施　実施中

6-3）上水道等の長期間にわたる供給停止

○水道の基盤強化や水道施設の強靭化に向けた取組を支援する必要がある。
○最重要給水拠点では、災害時においても給水できるようにする必要がある。
○応急給水支援が可能な水道事業者による被災市町村への支援が必要である。
○一定期間上水道が活用できない場合に活用できる井戸について、災害時活用井戸の登録を促進する必要がある。
○工業用水道事業に係る配水重要施設の多くが老朽化しているため、長期にわたり耐震対策を継続して実施・促進していく必要がある。

指標（現状値）
・最重要給水拠点（病院や避難所等）までの管路、配水池、浄水場の耐震化　1 市
・災害時活用井戸の登録制度を設けている市町村数　10 市町
・工業用水道事業に係る配水重要施設（タンク・水管橋等）の耐震対策進捗率　18%

6-4）下水道施設等の長期間にわたる機能停止

○避難場所等における公衆衛生確保のため、管渠整備を促進する必要がある。
○汚水処理施設の老朽化対策や災害時対応の共同化等を推進するため、汚水処理の基盤強化に向けた取組を支援する必要がある。
○下水道施設を管理する市町において、近年の災害形態に対応した下水道の事業継続計画に改定する必要がある。
○下水道施設のストックマネジメント計画の策定を進め、これに基づく老朽化対策を一層促進する必要がある。
○農業集落排水施設の機能診断をさらに進め、これに基づく老朽化対策、耐震・耐津波化を一層促進する必要がある。
○老朽化した単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を一層促進する必要がある。
○下水道施設の被災に速やかに対応するため、自治体間の連携を図る必要がある。

指標（現状値）

・避難所等への下水道の管渠整備率　60%

・汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定　－

・下水道の事業継続計画改定率　－

・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率　49%

・下水道ストックマネジメント計画策定率　8%

・農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合　61%

・浄化槽台帳システム整備自治体数　4市

・下水道施設を保有する市町村との被災情報伝達訓練の実施　実施中

6-5）異常渇水等により用水の供給の途絶

○工業用水道事業に係る配水重要施設の多くが老朽化しているため、長期にわたり耐震対策を継続して実施・促進していく必要がある。

○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進と体制強化のため、土地改良区維持管理継続計画の策定を促進する必要がある。

指標（現状値）

・工業用水道事業に係る配水重要施設（タンク・水管橋等）の耐震対策進捗率　18%

・一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率　17%

7．制御不能な二次災害を発生させない

7-1）市街地での大規模火災の発生

○不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を図る必要がある。

○瓦礫の延焼出火が懸念されることから、火災予防・住宅防火対策の広報や、ＬＰガス容器からの出火防止など建物からの出火を低減する対策を推進する必要がある。

○災害時の救助・救急体制を強化するため、消防団を充実強化する必要がある。

指標（現状値）

・ガス放出防止型高圧ホース等設置率　49%

・消防団員数　11,826 人

7-2）海上・臨海部の広域複合災害の発生

○津波来襲時にプレジャーボートが漂流することで、背後地の被害の拡大につながるおそれがあるため、船舶係留施設を整備する必要がある。

○石油コンビナートにおいて、県、消防、警察、石油コンビナート事業所等の関係機関が災害時に連携して、的確な応急対策がとれるようにする必要がある。

○二次被害を防止するために、平時より海岸漂着物等の回収・処理を徹底する必要がある。

指標（現状値）

・プレジャーボート収容率　港湾　77%

・プレジャーボート収容率　漁港　72%

・実践的な石油コンビナート等総合防災訓練の実施　実施中

・重点区域における海岸漂着物等の回収・処理の実施　実施

7-3）沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○迅速な避難の妨げにならないよう、住宅の耐震化・家具固定・ブロック塀の安全対策など家庭や地域での取組を推進しているが、各家庭における防災・減災対策をさらに進める必要がある。

○耐震化が行われていない鉄道施設が存在する。

○ホテル・旅館など、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物を耐震化する必要がある。

○緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進し物資の輸送の円滑化を図る必要がある。

○災害時には停電により信号機が停止し、重大な交通事故や交通渋滞が発生するおそれがあるため、信号機の非常用電源装置を配備する必要がある。

○信号柱は経年劣化により倒壊する危険性があるため、計画的に更新する必要がある。

○信号機の停止による交通事故の発生や交通渋滞等を抑えるため、経年劣化する信号制御機を計画的に更新する必要がある。

○警察によるプローブ情報の収集・提供を継続的に行うため、新型光ビーコンを整備する必要がある。

指標（現状値）

・耐震性を有する住宅の割合　75%（2015 年度）

・住宅耐震化のための戸別訪問戸数　7,043 戸／年

・耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率　80%

・緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化促進　－

・信号機の非常用電源装置配備　112 基
・信号柱の年間建て替え本数　48 本
・信号制御機の年間更新台数　88 台
・道路交通情報を収集・提供する新型光ビーコンの整備　272 基
・緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化促進　－

7-4）ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○洪水被害の軽減を図るため、計画的な河川整備が必要である。
○近年増加傾向にある集中豪雨に対し洪水被害の軽減を図る必要がある。
○大規模水害発生時の避難等を円滑かつ迅速に行う必要がある。
○主要産業である農業の被害を最小限に防ぐため、農村地域の防災・減災策を総合的に推進する必要がある。
○大規模地震や集中豪雨によるため池の決壊に備えるため、危険度の高いため池の改修やハザードマップの作成が必要である。
○農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）に基づき、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずる等の措置により、農業用ため池の決壊等による災害の未然防止を図る必要がある。
○土砂災害警戒区域等の早期指定が必要である。
○土砂災害発生後の再度災害の防止や、荒廃した流域からの不安定土砂の下流への土砂流出を防止するため、先進技術の活用を図る必要がある
○災害リスクの高いエリアにおける土砂等に対応するための外壁改修や塀の設置を支援する必要がある。
○災害リスクの高いエリアにおける同エリア外への移転の促進が必要である。
○土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水（天然ダム）を発生原因とする土砂災害の緊迫した危険が予想される場合に必要な調査を的確に実施できる体制づくりが必要である。
○想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）に対して、人的被害の発生を防ぐため、土砂災害研究の人材育成を含めた防災・減災対策を推進する必要がある。
○土砂災害等から身を守り、安全を保つことができる人家や避難場所が必要である。
○県で管理している砂防関係施設で老朽化が進行しており、早急に老朽化対策を実施する必要がある。
○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進と体制強化のため、土地改良区維持管理継続計画の策定を促進する必要がある。

指標（現状値）
・国の中期的な計画に対する河川整備率　60%
・県管理河川の河川整備率　39%
・紀の川水系七瀬川（紀の川合流点～鴨居川合流点）　整備中
・日高川水系西川（日高川合流点～和田川合流点）　整備中
・左会津川水系左会津川　整備中
・佐野川水系佐野川　整備中
・新宮川水系熊野川（日足工区）整備中
・国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」　工事実施中
・ため池改修加速化計画に基づく改修（233 箇所）　43 箇所
・防災重点ため池のハザードマップの作成率　40%
・防災重点ため池の所有者・管理者等の把握率　調査中
・土砂災害警戒区域等指定についての進捗率　81%
・土砂災害対策における保全人家戸数　17,546 戸
・人家・避難場所などを保全する土砂災害対策の推進（142 箇所）　0 箇所
・直轄砂防事業の促進（熊野地区）　工事施工中

・直轄砂防事業の促進（熊野川流域）　工事施工中
・直轄砂防事業の促進（那智川水系）　工事施工中
・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修支援制度の導入市町村数　－
・がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度の導入市町村数　－
・大規模土砂災害に対する現地調査演習の実施　実施中
・深層崩壊等に関する調査研究を進め、危険箇所の抽出や警戒態勢の整備に活用　調査中
・一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率　17%

7-5）有害物質の大規模拡散・流出

○津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民が暴露する危険性があるため、アスベストの適正処分に係る体制を整備する必要がある。
○災害発生時に毒物・劇物が流出した場合を想定し、その処理に必要となる中和剤や乾燥砂などの整備を促進する必要がある。

指標（現状値）
・アスベスト被害を防止するマニュアルを策定した市町村数　14市町
・毒劇物の取扱マニュアルに基づく研修会の実施　年2回
・毒劇物の取扱量やその種類、保有処理剤等の調査　実施（2019年度）

7-6）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○山崩れや土石流、地すべり等を未然に防止するため、山地災害危険地区を整備する必要がある。
○土砂流出防止や洪水緩和などの森林の有する多面的機能を充分に発揮させるため、森林整備の着実な実施を図る必要がある。
○農業集落排水施設の機能診断をさらに進め、これに基づく老朽化対策、耐震・耐津波化を一層促進する必要がある。
○農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策、ため池の改修整備を、一層促進する必要がある。
○農地の早期復旧を支援する必要がある。
○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進と体制強化のため、土地改良区維持管理継続計画の策定を促進する必要がある。
○農地・森林等の荒廃を防ぐため、農山漁村における総合的な防災減災対策を推進する必要がある。

指標（現状値）
・山地災害危険地区の整備　5箇所／年
・間伐・再造林等の森林整備面積　4,000ha／年
・農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合　61%
・県営造成基幹水利施設の機能診断を踏まえた保全対策　4施設
・農業用パイプライン106路線の減災対策率（緊急遮断弁設置）　26%
・一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率　17%

7-7）風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○災害時の風評被害を防ぐため、国内外に正しい情報を発信する必要がある。

○迅速な復旧・復興を行い、地域社会・経済を再建・回復させる必要がある。

○事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備を迅速に行い、復興まちづくりを円滑に進めるため、市町村による復旧復興計画の事前策定を促進する必要がある。

○被災した事業者等の事業継続と早期の復旧を支援や融資する制度を検討し、準備する必要がある。

指標（現状値）

・復旧・復興計画の事前策定市町村数　1町

・事業継続力強化支援計画の策定（商工会議所7団体・商工会31団体）　－

8．大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1）道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態

○道路啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等の応援について、市町村や建設業協会、測量設計業協会等の関係機関と協力体制を整備する必要がある。

○道路上の瓦礫の除去など、孤立した被災地への救援ルートを迅速に切り拓く必要がある。

○被災者が生活再建に向けて早期に公的支援を受けるために必要となる住家被害認定業務について、市町村が迅速・円滑に進められるよう体制を整備する必要がある。

○迅速な復旧・復興を行い、地域社会・経済を再建・回復させる必要がある。

○事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備を迅速に行い、復興まちづくりを円滑に進めるため、市町村による復旧復興計画の事前策定を促進する必要がある。

○住宅を失った被災者に対する住居を確保する必要がある。

○被災した宅地や建築物の危険度を判定する体制を整備する必要がある。

○ボランティア等が被災地において円滑かつ効率的に活動ができるよう、受入体制を整備する必要がある。

○仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備に必要な担い手である建設業者を確保する必要がある。

指標（現状値）

- 和歌山県道路啓開計画に基づく訓練の実施　訓練実施
- 住家被害認定士リーダー（県職員）任命者　36 名
- 復旧・復興計画の事前策定市町村数　1 町
- 応急仮設住宅建設候補地確保のための調査　全市町村 1 回／年
- 住家被害認定士数（当初目標 1,000 人）　1,507 名
- 被災宅地危険度判定士の登録者数（当初目標 100 人）　604 人
- 被災建築物応急危険度判定士の登録者数（当初目標 1,000 人）　1,133 人
- 災害ボランティア登録者数　600 人
- 被災地の生活支援を行うＮＰＯ団体のボランティア登録者数　752 人
- 県発注建設工事における県内企業の受注割合（件数）　99.5%
- 建設業における主任技術者の若手・女性割合　13.9%

8-2）鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態

○耐震化が行われていない鉄道施設が存在する。

○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や 2 車線区間の 4 車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。

○緊急輸送道路等が寸断されないように橋梁の耐震化及び斜面対策を進める必要がある。

○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。

○最低限必要となる基本施設等の空港施設の耐震化を推進する必要がある。

○大規模災害発生後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する必要がある。

○大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。

○海岸保全施設の嵩上げ・耐震化を進めるとともに、最大波に対しても耐津波性能化（粘り強い構造）を推進する必要がある。

○道路利用者や地域住民の避難場所・防災拠点として、高速道路や「道の駅」の活用を推進する必要がある。

○災害後の円滑な復旧・復興を進める上で重要となる土地境界や所有者の情報を明確に把握しておく必要がある。

指標（現状値）

・高速道路の予定延長に対する（2車線供用区間を含む）供用率　80%
・すさみ串本道路　工事推進中
・串本太地道路　測量設計中
・新宮道路　新規事業化（2019年度）
・新宮紀宝道路　工事推進中
・高速道路（近畿自動車道紀勢線、府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道全線）の4車線での整備率　28%
・有田～印南　工事推進中
・印南～南紀田辺　－［付加車線部分工事推進中］
・国道42号　冷水拡幅・有田海南道路　工事推進中
・国道42号　田辺西バイパス　工事推進中
・国道371号　新紀見トンネル　工事推進中
・国道169号　奥瀞道路（Ⅲ期）　工事推進中
・京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸　調査推進中
・（仮称）京奈和関空連絡道路の整備　調査推進中
・代替性確保のための道路ネットワーク整備率　61%
・緊急輸送道路における橋梁耐震化率　82%
・緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率　16%
・橋梁の要修繕箇所対策率　14%
・トンネルの要修繕箇所対策率　23%
・南紀白浜空港の耐震化　実施中
・南紀白浜空港における事業継続計画の運用　実施中
・防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6港）　15%
・和歌山下津港海岸の直轄事業の推進　43%
・防災拠点になり得る「道の駅」との災害時利用協定締結　18市町村
・津波浸水想定区域の地籍調査実施率　52.7%

8-3）広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態

○河川・港湾・漁港・海岸保全施設については、大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。
○津波、高潮による広域的な浸水等を防ぐため、長寿命化計画に基づく適切な維持管理、計画的な更新を実施する必要がある。
○発生頻度が高い3連動地震の津波避難困難地域において、避難路や津波避難タワーの整備によっても解消が困難な地域においては、津波の第1波を防ぎ、避難時間を確保するため、河川・海岸堤防の早期整備や海岸保全施設・漁港施設（外郭施設等）の嵩上げ・耐震化が必要である。
○避難等を円滑かつ迅速に行うために、浸水想定や浸水実績に基づくハザードマップの作成と地域の防災訓練が必要である。
○都市部の浸水被害に対応するため、下水道整備が必要である。
○大規模な津波による社会・経済的被害の最小化を図るため、堤防等の拡幅等（粘り強い構造）の取り組みが必要である。
○海岸保全施設の嵩上げ・耐震化を進めるとともに、最大波に対しても耐津波性能化（粘り強い構造）を推進する必要がある。

指標（現状値）

・港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率（6港湾、10漁港）　12%
・復旧・復興を早期に行うための防波堤等の耐震化及び耐津波性能化率　12漁港 L=6,478m　19%
・河川管理施設の津波対策整備率（3河川）　38%

・海岸保全施設の老朽化対策率（198 施設）　－
・津波第１波に向けた堤防整備・港湾整備率（3 町 6 地域）　56%
・内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合　63%
・下水道による雨水管渠整備率　49%
・防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6 港）　15%
・和歌山下津港海岸の直轄事業の推進　43%

8-4）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○大規模な災害が発生した場合、市町村職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあり、予め任命した災害廃棄物処理支援要員を発災後速やかに被災市町村へ派遣する必要がある。
○非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう、平時の備えとして、災害廃棄物を保管するための仮置場の確保が必要である。
○被災市町村において災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、処理体制の構築が必要である。
○津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民が暴露する危険性があるため、アスベストの適正処分に係る体制を整備する必要がある。

指標（現状値）
・和歌山県災害廃棄物処理支援要員の任命　23 名
・災害廃棄物処理計画を策定した市町村　11 市町
・３連動地震による災害廃棄物発生推計量を許容できる仮置場候補地の選定　22 市町村
・産業廃棄物処理業界との合同訓練　年１回
・アスベスト被害を防止するマニュアルを策定した市町村数　14 市町

8-5）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害発生時の救出・救助活動に必要な各種装備資機材を整備する必要がある。
○災害発生時に活動する警察車輌の給油手段を確保する必要がある。
○住宅再建の支援や手数料の減免など、被災者の生活再建を支援する制度が必要である、
○全国から寄せられる災害義援金について、被災者の生活再建支援のため、早期かつ適切に被災者に配布する必要がある。
○被災後の県民生活を経済的に支える必要がある。
○地域コミュニティ維持のため、地域交通網を確保する必要がある。

指標（現状値）
・地域公共交通網形成計画策定市町村数　3 市

8-6）貴重な文化財等の喪失による文化の衰退

○被災による文化の衰退を防ぐため文化財を保護する必要がある。
○博物館における貴重な展示物・収蔵物を保護する必要がある。

指標（現状値）
・文化遺産・施設等の災害対策（新宮城跡の石垣修理）未着手

・有形文化財（仏像・建造物）のデータ蓄積　仏像等現地調査　－

・有形文化財（仏像・建造物）のデータ蓄積　建造物のデータベース登録　－

8-7）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず、復興が遅れる事態

○災害時の風評被害を防ぐため、国内外に正しい情報を発信する必要がある。

○迅速な復旧・復興を行い、地域社会・経済を再建・回復させる必要がある。

○事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備を迅速に行い、復興まちづくりを円滑に進めるため、市町村による復旧復興計画の事前策定を促進する必要がある。

○住宅を失った被災者に対する住居を確保する必要がある。

○災害後の円滑な復旧・復興を進める上で重要となる土地境界や所有者の情報を明確に把握しておく必要がある。

○仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備に必要な担い手である建設業者を確保する必要がある。

指標（現状値）

・復旧・復興計画の事前策定市町村数　1町

・応急仮設住宅建設候補地確保のための調査　全市町村1回／年

・津波浸水想定区域の地籍調査実施率　52.7%

・県発注建設工事における県内企業の受注割合（件数）　99.5%

・建設業における主任技術者の若手・女性割合　13.9%

<参考資料３　計画の進捗状況>

平成27年9月に本計画を策定(令和2年3月改定)し、国土強靭化の取組を推進したところ、設定した241の指標の進捗状況(令和5年度末時点)の評価結果は下記のとおりとなった。また、各指標の進捗状況一覧を次ページ以降に示す。

○進捗状況の評価結果

評価	個数	説明
達成	117	目標を達成したもの
順調	29	目標に向けて進捗したもの (順調に数値が伸びているもの)
遅れている	77	目標に向けて進捗したもの (現状では目標達成が困難なもの) *変化なしを含む
悪化	9	計画策定時よりも数値が悪化しているもの
未確定	9	数値等が判明していないもの
合計	241	

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
1	安全レベルを設定した津波避難場所数	1,812箇所	1,947箇所	随時、指定・整備	達成
2	市町村において避難情報の発令基準(津波災害に係るもの)を随時見直し	19市町	19市町	随時	達成
3	津波避難ビルの指定数	297棟	316棟	随時、指定	達成
4	避難路の整備箇所数	868箇所	1,007箇所	随時・整備	達成
5	津波避難タワー整備箇所数	20箇所	36箇所	30箇所	達成
6	津波避難ビル機能を有する県営住宅の整備	-	工事中	完成 (2023年度)	達成
7	特定避難路の提案を市町村に働きかけ	11市町	19市町	19市町	達成
8	和歌山県津波予測システムによる県内沿岸の津波予測地点(98箇所)	98箇所	98箇所	維持	達成
9	エリアメール、緊急速報メールによる情報提供	実施中	実施中	継続	達成
10	「和歌山県防災ナビ」アプリ登録者数	25,794人	76,946人	500,000人	遅れている
11	防災わかやま　Xのフォロワー数	-	7,658人	10,000人	遅れている
12	防災わかやまメール配信サービスによる情報提供	実施中	実施中	継続	達成
13	ヤフーサービスによる県内避難先情報の提供	実施中	実施中	継続	達成
14	携帯電話の不感世帯数	247世帯	76世帯	解消 (2023年度)	順調
15	デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村	14市町村	28市町村	30市町村 (2022年度)	遅れている
16	FMラジオ中継局整備箇所	6箇所	6箇所	維持	達成
17	防災等に資するWi-Fi環境の整備	339箇所	448箇所	491箇所	順調

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
18	津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成	5市町	8市町	19市町	遅れている
19	避難対策ワークショップ開催数	44回	80回	79回 (風水害・土砂災害:30市町村、津波:沿岸19市町)	遅れている
20	沿岸19市町における津波避難訓練の実施(沿岸市町以外でも地震避難訓練等を実施)	実施中	実施中	継続	達成
21	耐震性を有する住宅の割合	75% (2015年度)	83% (2020年度)	100% (2026年度)	未確定
22	家具固定率	45.5% (2016年度)	53.4%	70%	遅れている
23	避難支援プラン(個別計画)の作成市町村	21市町村	30市町村	30市町村	達成
24	港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率 (6港湾、10漁港)	12%	74%	100%	遅れている
25	河川管理施設の津波対策整備率(3河川)	38%	45%	55%	順調
26	河川における水門・樋門の耐震化及び自動化又は遠隔操作化の整備率(15施設)	86%	87%	93%	順調
27	津屋川ポンプ場(水門)の耐震化	実施中	実施中	完了	順調
28	海岸保全施設の老朽化対策率(198施設)	-	30%	100%	遅れている
29	プレジャーボート収容率 港湾	77%	82%	100% (2026年度)	遅れている
30	プレジャーボート収容率 漁港	72%	100%	100% (2020年度)	達成
31	3連動地震の津波避難困難地域	3町9地域	2町5地区	解消	遅れている
32	津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成 (3連動地震の津波避難困難地域)	-	-	4町	未確定
33	津波第1波に向けた堤防等整備率 (3町6地区)	56%	97%	100%	順調
34	巨大地震の津波避難困難地域解消対策策定市町数	7市町	7市町	12市町	遅れている

	指標		改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
35	南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域		9市町55地域	7市町50地域	解消	遅れている
36	津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成 (巨大地震の津波避難困難地域)		2市町	8市町	12市町	遅れている
37	病院の耐震化率 (救急告示病院)		80%	82%	100%	遅れている
38	福祉関連施設の耐震化率	社会福祉施設(救護施設、隣保館、地域福祉センター)	75.3%	78.1% (2019年度)	100%	未確定
39		高齢者関係施設	95.7%	95.7% (2019年度)	100%	未確定
40		児童関係施設	87.4%	88.7% (2019年度)	100%	未確定
41		障害児者関係施設	82.7%	84.1% (2019年度)	100%	未確定
42	市町村立学校施設の耐震化率	幼稚園	100%	100%	維持	達成
43		小中学校	99.4%	100%	100%	達成
44		高等学校	66.6%	100%	100%	達成
45	私立学校施設(専修学校含む)の耐震化率		97.7%	97.1%	100%	悪化
46	県立高等学校体育館等23棟の吊り天井落下防止対策実施率		100%	100%	維持	達成
47	住宅耐震化のための戸別訪問戸数		7,043戸／年	10,416戸／年	10,000戸／年	達成
48	耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率		80%	100%	100%	達成

	指標		改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
49	緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化促進		-	耐震診断実施率99%	耐震診断実施率100% (2022年度)	遅れている
			-	対象建築物における耐震化の状況の公表(2024年)	対象建築物における耐震化の状況の公表(2024年度)	
50	ブロック塀等の安全性を確保できた施設の割合	高齢者関係施設	92.7%	95.3% (2022年度)	100%	未確定
51		児童関係施設	90.8%	99.6% (2022年度)	100%	未確定
52		障害児者施設	83%	98.3% (2022年度)	100%	未確定
53		公立学校施設	35%	96%	100%	遅れている
54		私立学校施設	60%	78.6%	100%	遅れている
55	ブロック塀の安全対策に係る補助制度を設けた市町村数		24市町 (2019年度)	27市町	30市町村	順調
56	ガス放出防止型高圧ホース等設置率		49%	82%	100%	遅れている
57	病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置		66.7%	76.8%	100% (2025年度)	遅れている
58	安全レベルを設定した風水害避難場所数		1,575箇所	1,563箇所	随時、指定・整備	悪化
59	市町村において避難情報の発令基準(水害に係るもの)を随時見直し		30市町村	30市町村	随時	達成
60	市町村への降水予測情報の提供		全市町村に提供中	提供中	継続	達成

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
61	国の中期的な計画に対する河川整備率	60%	73%	100% (2042年度)	順調
62	県管理河川の河川整備率	39%	41%	44%	遅れている
63	紀の川水系七瀬川 （紀の川合流点～鴨居川合流点）	整備中	工事完了	概成 （2020年度）	達成
64	日高川水系西川 （日高川合流点～和田川合流点）	整備中	工事施工中	概成 （2023年度）	遅れている
65	左会津川水系左会津川	整備中	工事施工中	概成 （2023年度）	遅れている
66	佐野川水系佐野川	整備中	工事施工中	概成 （2023年度）	遅れている
67	新宮川水系熊野川 （日足工区）	整備中	工事完了	概成 （2021年度）	達成
68	県管理河川における河川整備計画の策定	19計画	22計画	22計画	達成
69	高潮対策に位置づけた河川管理施設(堤防)の整備率	21%	63%	100%	遅れている
70	高潮対策に位置づけた河川管理施設(排水機場)の整備率(7施設)	85%	100%	100% (2021年度)	達成
71	国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」	工事実施中	工事施工中	完了 （2028年度）	順調
72	内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	63%	66%	100%	遅れている
73	下水道による雨水管渠整備率	49%	51%	52%	順調
74	海岸保全施設等の高潮対策実施率	44%	53%	91%	遅れている
75	防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づく改修（233箇所）	43箇所	93箇所	完了 (2026年度)	順調
76	防災重点農業用ため池のハザードマップ作成率	40%	94%	100%	順調
77	防災重点農業用ため池の所有者・管理者等の把握率	調査中 (2019年度～)	100%	100%	達成
78	土砂災害警戒情報の判断基準の見直し	見直し中	調査中	完了	遅れている

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
79	市町村において避難情報の発令基準(土砂災害に係るもの)を随時見直し	30市町村	30市町村	随時	達成
80	土砂災害警戒区域等指定についての進捗率	81%	100%	100% (2020年度)	達成
81	土砂災害対策における保全人家戸数	17,546戸	19,178戸	20,500戸	遅れている
82	人家・避難場所などを保全する土砂災害対策の推進(142箇所)	-	98箇所	完了	遅れている
83	直轄砂防事業の促進(熊野地区)	工事施工中	工事施工中	進捗	順調
84	直轄砂防事業の促進(熊野川流域)	工事施工中	調査設計中	進捗	順調
85	直轄砂防事業の促進(那智川水系)	工事施工中	工事施工中	進捗	順調
86	土砂災害特別警戒区域内の住宅改修支援制度の導入市町村数	-	12市町	30市町村	遅れている
87	がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度の導入市町村数	-	6市町	30市町村	遅れている
88	大規模土砂災害に対する現地調査演習の実施	実施中	実施中	継続した演習を実施	達成
89	深層崩壊等に関する調査研究を進め、危険箇所の抽出や警戒態勢の整備に活用	調査中	調査中	深層崩壊等の 原因究明のための 研究を継続実施	達成
90	山地災害危険地区の整備	5箇所／年	9箇所／年	10箇所／年	順調
91	間伐・再造林等の森林整備面積	4,000ha／年	3,532ha／年	維持	悪化
92	緊急消防援助隊の派遣時に県庁に設置される調整本部の運用体制を確立	確立	維持	維持	達成
93	県内全域での消防救急無線網の整備	整備済	維持	維持	達成
94	消防団員数	11,826人	11,160人	維持	悪化
95	安全・管理マニュアルを研修や訓練等で消防団員に周知した市町数	安全・管理マニュアル策定済	16市町	沿岸19市町で毎年周知	順調
96	災害拠点病院及び南海トラフ巨大地震発生時浸水想定病院における事業継続計画の策定(41病院)	12病院	21病院	完了	遅れている
97	災害拠点病院における診療機能の維持に必要な電力及び水の確保	70%	100%	100% (2021年度)	達成

	指標	改定時 （2018年度）	現状 （2023年度）	目標 （2024年度）	進捗状況
98	航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）に必要な設備や資機材等の整備	1箇所	4箇所	4箇所 （2020年度）	達成
99	ヘリ給油施設及びドクターヘリ格納庫の整備	–	整備済	整備 （2022年度）	達成
100	県内の災害拠点病院等における災害派遣医療チーム（DMAT）保有数	31チーム	27チーム	維持	悪化
101	各保健所圏域での医師・看護師の災害拠点病院等への参集体制構築	–	5箇所	8箇所	順調
102	災害医療コーディネーターが参画する災害対応訓練の実施	9箇所	5箇所	維持	悪化
103	医薬品の確保や支援薬剤師の派遣にかかる災害対応訓練の実施	年2回	年4回	継続	達成
104	災害拠点精神科病院の選定	–	1箇所	1箇所 （2020年度）	達成
105	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員数	9名	53名	60名	順調
106	県の備蓄物資量	28.7万食	30万食	30万食	達成
107	社会福祉施設での循環備蓄	備蓄体制完了	維持	維持	達成
108	救援物資輸送訓練の実施	実施	実施中	継続	達成
109	災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数	342箇所	343箇所	随時、指定・整備	達成
110	中小企業融資制度「安全・安心推進資金」による防災対策に係る資金の融資	同資金を制度化	維持	維持	達成
111	避難所運営マニュアルを見直した市町村数	29市町村	30市町村	30市町村	達成
112	避難所運営マニュアルにエコノミークラス症候群予防対策を位置づけた市町村数	11市町村	30市町村	30市町村	達成
113	避難所運営リーダーの養成 （当初目標4500人）	5,603人	7,071人	4,500人以上維持	達成
114	指定又は協定締結した福祉避難所数	232箇所	295箇所	280箇所	達成
115	災害時緊急機動支援隊の任命	720名	720名	維持	達成
116	消毒等実施に係る研修の実施	30市町村	30市町村	維持	達成

	指標	改定時 （2018年度）	現状 （2023年度）	目標 （2024年度）	進捗状況
117	避難所等への下水道の管渠整備率	60%	73%	67%	達成
118	最重要給水拠点（病院や避難所等）までの管路、配水池、浄水場の耐震化	1市	11市町村	30市町村 （2030年度）	順調
119	災害時活用井戸の登録制度を設けている市町村数	10市町	13市町	20市町	遅れている
120	汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定	－	策定済	策定 （2021年度）	達成
121	下水道の事業継続計画改定率	－	100%	100%	達成
122	地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率	49%	58%	56%	達成
123	下水道ストックマネジメント計画策定率	8%	80%	80%	達成
124	農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合	61%	87%	90%	順調
125	浄化槽台帳システム整備自治体数	4市	30市町村	15市町村	達成
126	下水道施設を保有する市町村との被災情報伝達訓練の実施	実施中	実施中	継続	達成
127	災害時における停電復旧作業及び通信障害復旧作業の連携等に関する協定の締結	締結 （2019年度）	維持	維持	達成
128	避難所運営マニュアルに発電機の備置や協定などによる非常用電源の確保体制を位置づけた市町村数	5市町	23市町	30市町村	遅れている
129	災害時の電力確保のためのEV・PHEV活用に係る協定締結	締結 （2019年度）	維持	維持	達成
130	災害対応型中核給油所数	25施設	25施設	維持	達成
131	小口燃料配送拠点数	5施設	5施設	維持	達成
132	住民拠点SS（サービスステーション）数	33施設	145施設	76施設	達成

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
133	耐災害性を強化したLPガス充てん所数	4施設	4施設	6施設	遅れている
134	移動式スタンドの整備	-	5箇所	5箇所 (2020年度)	達成
135	高速道路の供用率	80%	80%	100%	遅れている
136	国道42号 すさみ串本道路	工事推進中	工事推進中	開通	遅れている
137	国道42号 串本太地道路	測量設計中	用地取得及び 工事推進中	開通	遅れている
138	国道42号 新宮道路	新規事業化 (2019年度)	調査設計及び 用地取得推進 中	開通	遅れている
139	国道42号 新宮紀宝道路	工事推進中	工事推進中	開通	達成
140	高速道路(近畿自動車道紀勢線[府県境～南紀田辺間]、京奈和自動車道[県内全線])の4車線での整備率	28%	47%	60%	遅れている
141	近畿自動車道紀勢線 有田～印南	工事推進中	完成	開通 (2021年)	達成
142	近畿自動車道紀勢線 印南～南紀田辺	– [付加車線部分 工事推進中]	調査設計及び 工事推進中	開通 [開通2020年度]	遅れている
143	国道42号 冷水拡幅・有田海南道路	工事推進中	工事推進中	開通	遅れている
144	国道42号 田辺西バイパス	工事推進中	完成	開通	達成
145	国道371号 天見紀見トンネル	工事推進中	本体完成	開通	達成
146	国道169号 奥瀞道路(Ⅲ期)	工事推進中	工事推進中	開通	遅れている
147	和歌山環状北道路	調査推進中	調査推進中	具体化	遅れている
148	京奈和関空連絡道路の整備	調査推進中	調査推進中	具体化	遅れている
149	発災後72時間以内に救助活動等を確実に展開できる道路ネットワークの整備	整備中	整備中	達成	遅れている
150	代替性確保のための道路ネットワーク整備率	61%	61%	94% (2027年度)	遅れている
151	幹線道路(X軸ネットワーク道路、川筋ネットワーク道路)の整備	84%	88%	95%	遅れている

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
152	L＝15m以上の農道橋における耐震診断の実施（7橋）	2橋	2橋	完了	遅れている
153	緊急輸送道路における橋梁耐震化率	82%	94%	100% (2022年度)	遅れている
154	緊急輸送道路における道路斜面の要対策箇所対策率	16%	33%	60%	遅れている
155	橋梁の要修繕箇所対策率	14%	70%	90%	遅れている
156	トンネルの要修繕箇所対策率	23%	65%	90%	遅れている
157	和歌山県道路啓開計画に基づく訓練の実施	訓練実施	実施	毎年、訓練を実施し、その結果を計画に反映	達成
158	市街地の幹線道路における無電柱化の延長	24km	30km	40km	遅れている
159	信号機の非常用電源装置配備	112基	145基	145基 （2020年度）	達成
160	信号柱の年間建て替え本数	48本	50本	点検結果に基づき更新 （年100本程度）	遅れている
161	信号制御機の年間更新台数	88台	88台	計画的に更新 （年90台程度）	遅れている
162	道路交通情報を収集・提供する新型光ビーコンの整備	272基	283基	330基	遅れている
163	南紀白浜空港の耐震化	実施中	完了	完了 （2023年度）	達成
164	南紀白浜空港における事業継続計画の運用	策定済	実施中	随時改定	達成
165	県の耐震岸壁の延長（680m）	57%	100%	100%	達成
166	防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6港）	15%	86%	100%	遅れている
167	和歌山下津港海岸の事業の推進	43%	70%	100% （2023年度）	遅れている
168	和歌山下津港・日高港の事業継続計画の運用	実施中	改定	随時改定	達成
169	港湾施設の老朽化対策率	13%	28%	47%	遅れている
170	物資輸送等を行う協力船舶（漁船等）用の燃料確保	協議中	燃料確保体制整備済	燃料確保体制の整備 （2021年度）	達成

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
171	関係機関との実践的訓練	年4回	年4回	継続	達成
172	ブライインド(事前不告知)職員参集訓練	実施中	実施中	年1回	達成
173	実践的訓練への応援機関等の参加	73機関／年	90機関／年	100機関／年	遅れている
174	孤立可能性のある集落における防災行政無線等の設置率	100%	100%	維持	達成
175	孤立集落通信確保訓練	実施中	実施中	継続	達成
176	燃料確保にかかる実践的訓練	実施中	実施中	継続	達成
177	危機事象業務継続計画	策定済	策定済	継続して見直し	達成
178	災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧の確保	必要量を確保済	必要量を確保済	計画的に更新	達成
179	海草振興局建設部庁舎の建替・移転	造成工事中	建替・移転済	建替・移転 (2020年度)	達成
180	総合防災情報システム再構築	-	完了	完了 (2023年度)	達成
181	津波・波浪ライブカメラの整備率	36%	77%	100% (2022年度)	遅れている
182	防災ヘリコプター等の夜間運航のための可搬型照明の設置	13箇所 (2019年度)	13箇所	維持	達成
183	災害時における緊急車両や重要施設の燃料備蓄	実施済	実施済	継続	達成
184	人工衛星の画像を活用できる体制整備	宇宙航空研究開発機構との協定締結 人工衛星画像提供業者との契約(2019年度)	継続	継続	達成
185	情報収集用ドローンを活用できる職員の育成(航空法による国土交通省への許可・承認を取得)	-	102名	各建設部等に2名程度を配備(20名)	達成
186	全警察職員の備蓄食糧の確保	必要量を確保済	必要量を確保済	計画的に更新	達成
187	和歌山県災害廃棄物処理支援要員の任命	23名	31名	30名	達成
188	住家被害認定士リーダー(県職員)任命者	36名	36名	維持	達成

	指標	改定時 （2018年度）	現状 （2023年度）	目標 （2024年度）	進捗状況
189	「紀の国防災人づくり塾」修了者	1,898人	2,752人	2,500人 （2026年度）	達成
190	自主防災組織率	87.2%	96.8%	100%	順調
191	自主防災組織主催の避難（所）訓練の実施	54%	58%	100%	遅れている
192	自主防災関係研修会の開催	2回／年	1回／年	継続	達成
193	防災拠点になり得る「道の駅」との災害時利用協定締結	18市町村	20市町村（道の駅がある全市町村と協定締結）	20市町村（道の駅がある全市町村と協定締結）	達成
194	災害時帰宅支援ステーション事業に関する協定締結事業者	24社	27社	継続	達成
195	「出張！県政おはなし講座」及び「出張！減災教室」の開催	247回（20,681人）／年	265回（18,897人）／年	250回（22,000人）／年	達成
196	外国人向け防災講座、救命救急講座等の受講者 （当初目標 30人／年）	51人／年	33人／年	維持	悪化
197	小中学校での防災教育の実施校数	全ての小中学校	全ての小中学校	引き続き全ての小中学校で実施	達成
198	高校生防災スクールの実施校数	全ての県立高校	43校	引き続き全ての県立高校	悪化
199	地域と連携した避難（防災）訓練の実施率（小学校）	86.8%	78.8%	100% （2026年度）	悪化
200	地域と連携した避難（防災）訓練の実施率（中学校）	59.7%	71.6%	100% （2026年度）	順調
201	地域と連携した避難（防災）訓練の実施率（高等学校）	58.8%	63.0%	100% （2026年度）	順調
202	復旧・復興計画の事前策定市町村数	1町	10市町	30市町村 （2026年度）	遅れている
203	災害時避難者受入れ協定の締結	締結	維持	維持	達成
204	応急仮設住宅建設候補地確保のための調査	全市町村1回／年	全市町村1回／年	継続	達成
205	津波浸水想定区域の地籍調査実施率	52.7%	66.0%	62.1% （2023年度）	達成
206	住家被害認定士数（当初目標1,000人）	1,507名	1,957名	維持	達成

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
207	被災宅地危険度判定士の登録者数 (当初目標100人)	604人	674人	600人以上維持	達成
208	被災建築物応急危険度判定士の登録者数 (当初目標1,000人)	1,133人	1,085人	1,000人以上維持	達成
209	災害ボランティア登録者数	600人	617人	780人	遅れている
210	被災地の生活支援を行うNPO団体のボランティア登録者数	752人	890人 (2024年)	1,150人	遅れている
211	県発注建設工事における県内企業の受注割合(件数)	99.5%	99.7%	98%以上維持	達成
212	建設業における主任技術者の若手・女性割合	13.9%	14.6%	15%以上維持	遅れている
213	災害廃棄物処理計画を策定した市町村	11市町	30市町村	30市町村 (2020年度)	達成
214	3連動地震による災害廃棄物発生推計量を許容できる仮置場候補地の選定	22市町村	22市町村	30市町村	遅れている
215	産業廃棄物処理業界との合同訓練等の実施	年1回	年2回	継続	達成
216	アスベスト被害を防止するマニュアルを策定した市町村数	14市町	26市町	30市町村	順調
217	毒劇物の取扱マニュアルに基づく研修会の実施	年2回	年3回	維持	達成
218	毒劇物の取扱量やその種類、保有処理剤等の調査	実施 (2019年度)	実施 (2022年度)	3年ごとに実施	達成
219	実践的な石油コンビナート等総合防災訓練の実施	実施中	実施中	継続	達成
220	地域公共交通計画策定市町村数	3市	12市町	30市町村 (2026年度)	順調
221	経済団体や金融機関等主体による企業の事業継続計画策定の啓発	経済団体等主体のセミナー開催	経済団体等主体のセミナー開催	維持	達成
222	経済団体で設置する専門家派遣制度	設置	維持	現状制度維持	達成
223	事業継続力強化支援計画の策定 (商工会議所7団体・商工会31団体)	-	完了	完了 (2020年度)	達成
224	中小企業融資制度「災害復旧対策資金」による災害復旧に要する資金の融資	同資金を制度化	維持	維持	達成
225	金融機能の機能維持のための金融機関相互の連絡体制を構築	県内金融機関相互支援協定締結	維持	維持	達成

	指標	改定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	目標 (2024年度)	進捗状況
226	工業用水道事業に係る配水重要施設(タンク・水管橋等)の耐震対策進捗率	18%	48%	100% (2026年度)	遅れている
227	県営造成基幹水利施設の機能診断を踏まえた保全対策	4施設	8施設	15施設	順調
228	農業用パイプライン106路線の減災対策率(緊急遮断弁設置)	26%	46%	54%	順調
229	一定規模(受益面積100ha以上)の土地改良区の維持管理継続計画策定率	17%	23%	100%	遅れている
230	自然災害に強い園芸用ハウスの占める割合	32%	45%	50%	遅れている
231	和歌山市中央卸売市場の整備	着手	工事推進中	完了	順調
232	県内JAの業務継続計画策定率	100%	100%	維持	達成
233	病性鑑定施設利用に係る近隣府県との協力体制	構築	維持	維持	達成
234	復旧復興を早期に行うための防波堤等の耐震化及び耐津波性能化率12漁港 L＝6,478m	19%	64%	100%	遅れている
235	主要な陸揚げ岸壁等の耐震・耐津波化対策率(2781.6m)	-	28%	60%	遅れている
236	漁港施設の老朽化対策率(132施設)	14.4%	27%	100%	遅れている
237	県内流通主要漁港周辺地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画策定率	20%	40%	100%	遅れている
238	重点区域における海岸漂着物等の回収・処理の実施	実施	実施中	継続	達成
239	文化遺産・施設等の災害対策 (新宮城跡の石垣修理)	未着手	未着手	修復完了 (2023年度)	遅れている
240	有形文化財(仏像・建造物)のデータ蓄積 仏像等現地調査	-	10箇所	60箇所／年	遅れている
241	有形文化財(仏像・建造物)のデータ蓄積 建造物のデータベース登録	-	140件 (文字情報、図面等データ)	140件 (2022年度)	達成